

携帯電話用周波数の再割当てに係る 円滑な移行に関するタスクフォース

報告書

令和4年12月

目次

序章 検討の経緯	3
第1章 周波数の再割当制度	4
1-1 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設.....	4
1-2 従来の周波数再編と周波数の再割当制度の違い.....	11
第2章 再割当てにおける基本的な考え方.....	12
2-1 開設指針制定の要否の検討にあたっての考え方	12
2-2 周波数移行を行う際の考え方	14
第3章 移行期間の考え方	16
3-1 移行期間の基本的な考え方.....	16
(1) 標準的な移行期間.....	16
(2) 標準的な移行期間を超える場合	16
3-2 標準的な移行期間を超える場合の措置	17
(1) 移行期間を設定するための措置	17
(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置.....	17
3-3 プラチナバンドにおける移行期間の基本的な考え方.....	18
(1) プラチナバンドにおける移行期間の考え方	18
(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置.....	24
(3) 競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行	24
第4章 移行費用と負担の在り方	26
4-1 移行費用の負担の基本的な考え方	26
(1) 費用負担の基本的な考え方.....	26
(2) 終了促進措置の活用.....	26
4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方	28
(1) レピータ交換	28
(2) 基地局の増強	28
(3) 基地局の受信フィルタの挿入等.....	28
第5章 その他留意事項	30
5-1 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進.....	30
5-2 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立	30
5-3 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組	31

序章 検討の経緯

「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後一層進んでいくことが見込まれることを背景に、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について包括的な検討を行うため、令和2年(2020年)11月から、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」(座長:三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)(以下「懇談会」という。)が開催され、令和3年(2021年)8月に報告書が取りまとめられた。

この中で、携帯電話等の周波数の再割当制度については、電波の有効利用を促進する観点から周波数の固定化に対応するため、開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、それぞれ既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で周波数を再割当てする仕組みを導入する必要があるとの提言がなされた。

また、プラチナバンドの周波数の再割当てについては、「新たな周波数の再割当手続において、仮に既存免許人の保有する周波数を分割して再割当てを実施し、その結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合には、既存免許人の基地局へのフィルタの挿入・レピータの交換などの工事の必要性及び工事期間並びに利用者への影響及び5Gなどの整備の遅れに係る既存免許人の懸念などの個別の課題が指摘されていることから、令和3年(2021年)夏から早急に更なる検討の深掘りを行い、新たな再割当てルールの下で、終了促進措置の実施に向けた規定を開設指針の中に反映していくことが必要である。」と指摘されている。

携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース(主任:相田仁 東京大学大学院工学系研究科 教授)(以下「タスクフォース」という。)は、再割当てを行う際の課題について更なる検討を行うため、令和4年(2022年)2月、移動通信システム等制度ワーキンググループの下に設けられた。

本報告書は、令和4年2月から同年11月にかけて15回の会合を開催し、携帯電話事業者からのヒアリングを行いながら、再割当て要望のあったプラチナバンドを念頭に、競願の申出が行われ開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について、検討を行った結果を取りまとめたものである。

第1章 周波数の再割当制度

1-1 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設

現在の特定基地局開設計画の認定制度は、開設計画の認定期間中はその周波数を排他的に利用することができるが、認定の有効期間終了後も、再免許を繰り返すことで、事実上、周波数を継続的に利用することが可能となっている。このため、既存免許人による周波数の有効利用が不十分であっても継続的な周波数利用が可能となる、既存免許人以外の事業者(新規参入希望者を含む。)が割当て済みの周波数獲得に手を挙げることができない、などの課題が指摘されていた。

懇談会報告書における周波数の再割当ての仕組みの導入に関する提言等を踏まえ、「電波監理審議会の機能強化」や「携帯電話等の周波数の再割当制度の創設」などを盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」が先の通常国会に提出され、令和4年6月に可決、成立し、同年10月1日に施行された。

電波の有効利用の程度の評価については、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたが、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波監理審議会の機能強化として、電波監理審議会が行うこととされた。また、電波監理審議会が総務大臣に対し有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能とするとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会への報告を義務付けている。

再割当制度では、携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合¹に再割当てが可能となる。

- ① 電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
- ② 開設指針制定の申出(以下「競願の申出」という。)を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき

¹ 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正後の電波法(以下「改正電波法」という。)第27条の12第2項第1号～第3号

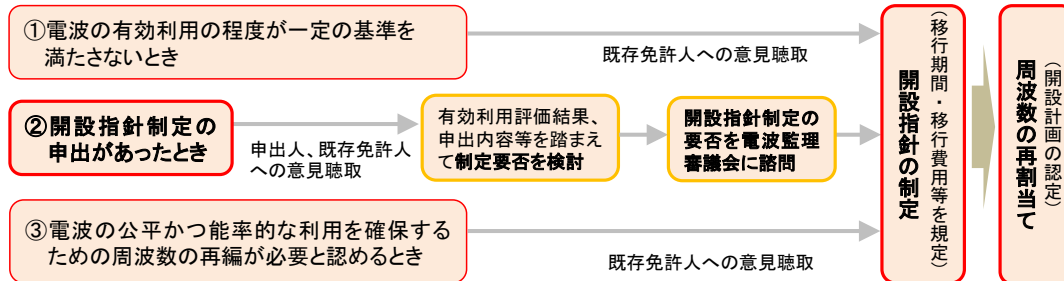
①既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき[第1号]

②開設指針を制定すべきことの申出を受け、当該申出に係る開設指針を定める必要がある旨を総務大臣が決定したとき[第2号]

③電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の再編を行い、新たな特定基地局の開設を図ることが必要であると認めるとき[第3号]

③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、携帯電話周波数等の再編が必要と総務大臣が認めるとき

○ 携帯電話等の周波数について、次の①～③のいずれかの場合に再割当てができるようにする。



図表 1:再割当制度における開設計画認定までの流れ

競願の申出を行う際は、「有効利用評価を踏まえた電波の有効利用の程度の見込みに関する事項」等について申出を行うこととされており、また、開設指針制定の要否の決定を行う際は、総務大臣は、「申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果」等を勘案して、開設指針の制定の要否を決定する²とされている。このため、競願の申出による再割当てについては、「電波監理審議会が行う有効利用評価の結果」が必要となる。競願の申出事項、開設指針制定の要否の勘案事項は、図表 2 のとおりである。

図表 2:競願の申出事項、要否の勘案事項

申請事項	イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ 当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲 ハ 当該特定基地局が使用する周波数 ニ 当該申出に係る次条第一項に規定する通信系に含まれる当該特定基地局の総数並びにそれぞれの当該特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期 ホ 電波の能率的な利用を確保するための技術であって、当該特定基地局の無線設備に用いる予定のもの ヘ 当該申出に係る特定基地局の通信の相手方である移動する無線局が使用する周波数に関する事項 ト 欠格事由の該当の有無に関する事項 チ 有効利用評価を踏まえた電波の有効利用の程度の見込みに関する事項 リ 電気通信事業者としての登録又は登録申請に関する事項
------	--

² 改正電波法第 27 条の 13 第 2 項

	又 申出人の財務に関する事項※ 等 (イ～ホは法律事項、へ～又は省令事項)
開設指針 制定の要 否の勘案 事項	イ 申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果 ロ 申出人が開設を希望する特定基地局による周波数の電波の有効利用の程度の見込み ハ 申出人の電気通信事業者としての登録又はその見込み ニ 申出人の財務の状況 ホ 申出に係る特定基地局の開設時期が申出に係る周波数に係る認定計画の認定の有効期間の満了日後であるか否か へ (申出に係る周波数以外の周波数等の)既設電気通信業務用基地局が使用している周波数の電波の有効利用の程度 ト 申出に係る周波数に係る認定計画(申出が、認定計画の最終年度の実績を評価(認定期間の満了する年度の翌年度評価)するまでの場合に限る。) (イ・ロは法律事項、ハ～トは省令事項)

電波監理審議会が有効利用評価を行う際の周波数有効利用の程度を評価するための方針については、令和4年(2022年)9月28日の電波監理審議会において決定されており、周波数帯、免許人毎に、電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、面積カバー率等が評価事項とされた(図表3)。令和4年10月には、電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」が設置され、有効利用評価に関する検討が開始されたところである。

また、改正電波法では、再割当てに係る開設指針制定の手續保障が規定されており、開設指針の制定までに既存免許人等に対して意見聴取を経ている。図表4は、再割当て制度における再割当てが可能となる3つの場合における開設指針制定までの法律上の手續きをまとめたものである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（定量評価）

評価事項	実績評価		進捗評価
1 電気通信業務用基地局の数 (800MHz帯及び2GHz帯を除く)	絶対評価	基地局の数が認定計画値以上であるか(B評価)否か(D評価)	1～3を踏まえた総合的な評価 (前年度比)
2 人口カバー率	絶対評価	以下の「2 人口カバー率」とおり	
3 面積カバー率	相対評価	以下の「3 面積カバー率」とおり	
4 無線局の行う無線通信の通信量	絶対評価	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがあるか(B評価)否か(D評価)	前年度比
5 技術導入状況	絶対評価	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用しているか(B評価)否か(D評価)	前年度比
総合的な評価（3を除く）	絶対評価	以下の「6 総合的な評価」とおり	

2 人口カバー率 ※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

	SS	S	A	B	C	D	(参考) 開設指針における絶対審査基準
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	—
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域での特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成30年度末)

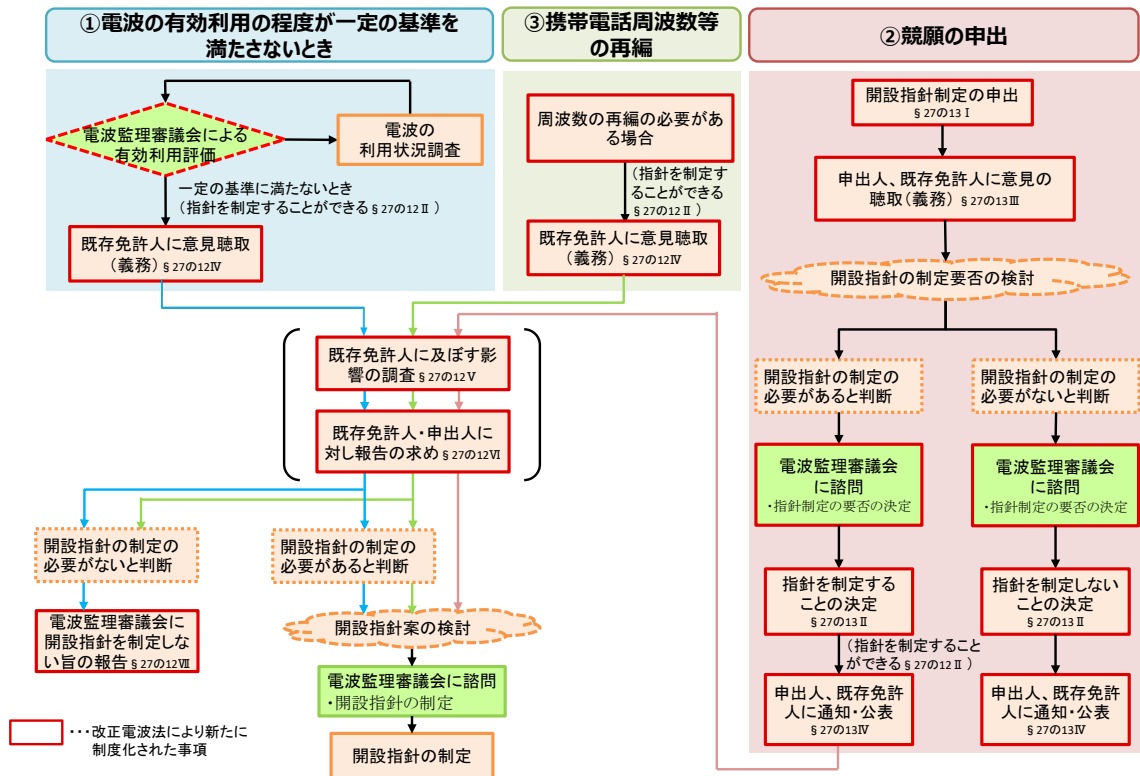
3 面積カバー率	SS	S	A	B	C	D
—	周波数帯平均値*の110%以上である。	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値の70%未満である。	—	—

* 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

6 総合的な評価	S	A	B	C	D
2(人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)の評価がAである。	2(人口カバー率)の評価がBである。	2(人口カバー率)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)、4(通信量)又は5(技術導入状況)のいずれかの評価がDである。	—

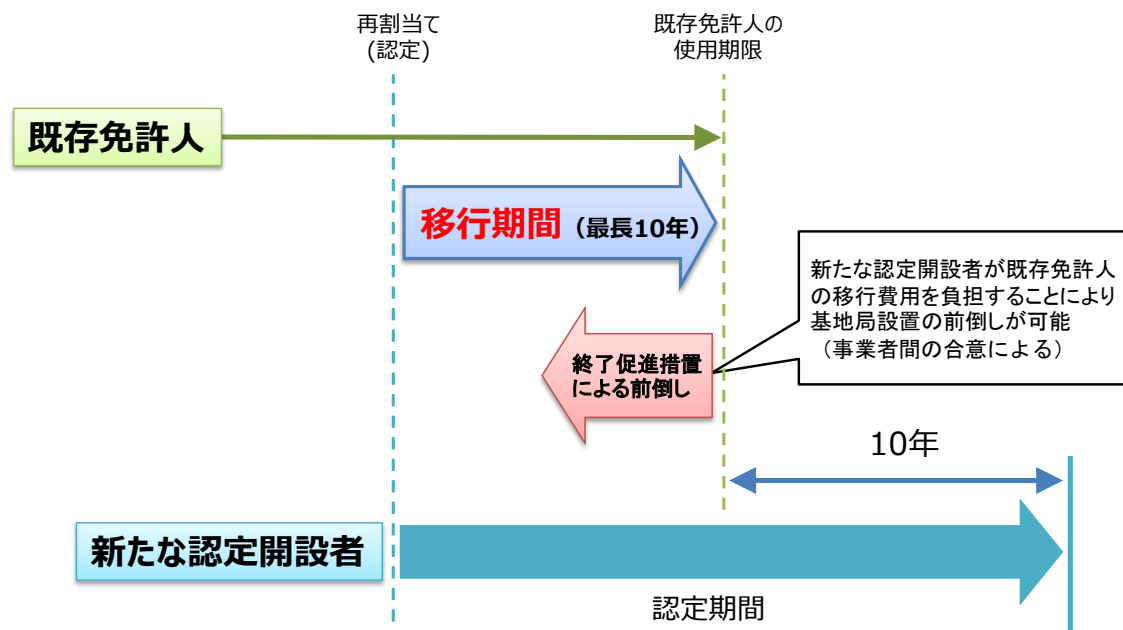
※令和4年9月28日の電波監理審議会において、電波の有効利用評価を行うための「有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針」を決定。

図表 3: 有効利用評価方針の概要(電気通信業務用基地局)



図表 4: 再割当てに係る開設指針制定までの流れ

なお、今回の電波法の改正により開設計画の認定の有効期間が10年に延長³されることに伴い、移行期間も最大10年に延長された。これにより、再割当てに係る開設計画の認定期間は、「移行期間+10年」となる(図表5)。なお、再割当てに係る既存免許人が使用している無線局の周波数の使用期限については、開設指針で個別に定められる⁴こととなる。



図表 5:再割当ての実施イメージ(新たな事業者が認定された場合)

移行費用については、割当てが行われた際に、新たな認定開設者が定められた周波数の使用期限を前倒して、既存免許人の周波数移行を促進することができるよう、再割当てにおいても終了促進措置を活用することが可能⁵とされている。

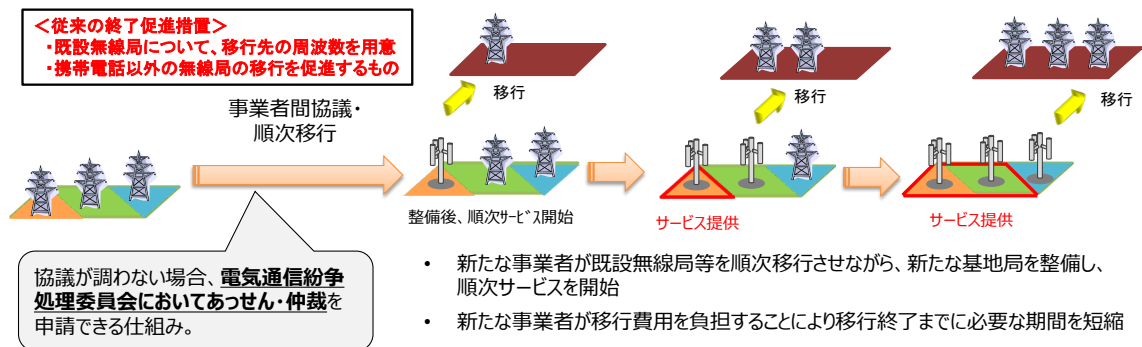
終了促進措置の具体的な活用方針については、割当て毎に開設指針に定められることになる。従来行われてきた終了促進措置は、図表6のとおり、移行先の周波数が確保された異なる無線システム間の周波数移行を促進するもので

³ 改正電波法第27条の14第7項 周波数の再割当ては、既設電気通信業務用基地局の免許人の事業運営や投資インセンティブに与える影響が大きいことから、再割当て制度の導入に伴い、その事業運営の安定性や投資コストの回収等に配慮し、認定の有効期間が見直された。

⁴ 改正電波法第27条の12第3項第2号ロ

⁵ 改正電波法第27条の12第3項第7号

ある。過去の周波数割当てにおいて、終了促進措置の実施は、開設指針において実質的に義務付けられていた。



図表 6:異なる無線システム間における終了促進措置のイメージ

プラチナバンドは、高層建築物の奥などにも届きやすく広いエリアカバーにも適するなどの特性を有しており、700/900MHz 帯の周波数再編等により、携帯電話事業者への割当てが行われている。現在の携帯電話用周波数の割当状況は、図表 7 のとおりである。

携帯電話用周波数の割当状況

	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.3 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40 東名阪のみ	40	—	40	40	200	400	840
au	20	30	—	20	40	40	40	—	40	200	400	830
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	40	40	100	400	720
Rakuten	—	—	—	—	80 (40MHzは東名阪以外)	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	40	80	120	600	1,600	2,970

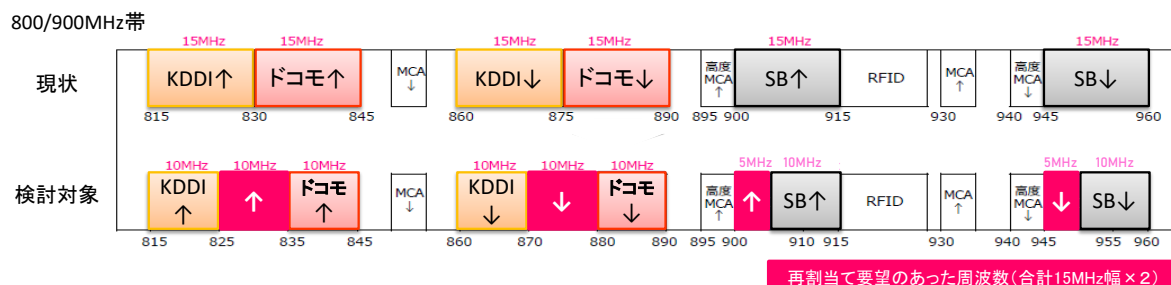
いわゆるプラチナバンド

(令和4年7月時点) 単位: MHz

図表 7:携帯電話用周波数の割当状況

楽天モバイルからは、再割当制度を活用し、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社が利用しているいわゆるプラチナバンドである 800MHz 帯、900MHz 帯の再割当ての要望があった。要望のあった周波数配置は、図表 8 のとおりとなるが、既存事業者から 5MHz×2 幅ずつ、合計 15MHz×2 幅の再割当てを要望している。なお、楽天モバイルから再割当て要望のあった周波数は、NTTドコモ、ソフト

バンクの2社の帯域については、現に3G(第3世代移動通信システム)のサービス提供で利用されている周波数であり、KDDIの帯域も2022年3月まで3G(第3世代移動通信システム)のサービス提供で利用されていた帯域である。



図表 8: 楽天モバイルから再割当て要望のあった周波数(800MHz/900MHz 帯)

本タスクフォースは、楽天モバイルから要望のあった 800MHz 帯、900MHz 帯の周波数を既存事業者3者から 5MHz×2 幅ずつ再割当てが行われる場合をモデルケースとして、競願の申出を踏まえ、再割当て審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について検討を行った⁶。

⁶ 再割当てを行うことができる場合のうち、「①電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき」及び「③電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、携帯電話周波数等の再編が必要と認めるとき」における、「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等については別途検討を行うことが必要である。

1-2 従来の周波数再編と周波数の再割当制度の違い

携帯電話等の周波数の再割当制度は、「既存免許人の周波数の使用期限を開設計針で設定する」、「既存免許人と申出人との審査で周波数移行を決定する」などの点で、従来の周波数再編と異なる点がある(図表 9)。

図表 9: 従来の周波数再編と周波数再割当制度との相違

	従来の周波数再編 (終了促進措置を活用するもの)	再割当制度
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用状況調査、周波数再編アクションプランの策定等を通じて、周波数割当計画の変更により、異なるシステムから携帯電話システムへ周波数を移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再割当に係る開設計針を策定し、開設計画の審査を通じて、携帯電話システム(同一システム)内においてある事業者から別の事業者へ周波数を移行。
再編の判断	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用状況調査、周波数再編アクションプランの策定等を通じて、再編を判断(再編を行うことは周波数割当計画の変更時点で決定し、異なるシステム間での審査は行われない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再割当てに係る開設計画の審査を通じて、再編を判断(審査の結果、既存事業者よりも新規事業者の方が優位となった場合に再編が決定。)
移行する無線システム	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 携帯電話以外の無線システム(RFID、ラジオマイク、MCA、FPU など) ✓ 周波数の使用期限(移行期間)は周波数割当計画において設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 開設計画の審査において劣位となった事業者の携帯電話システム。 ✓ 周波数の使用期限(移行期間)は再割当てに係る開設計針において設定。
既存免許人の数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多数(既存の無線システムによる) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 競願を行う周波数帯毎に1者

終了促進措置を活用した周波数再編においては、周波数割当計画で設定された使用期限よりも前に既存無線システムの使用を終了することを前提に、終了促進措置の実施を義務付け、開設計画の認定を受けた携帯電話事業者が全額負担としていた。

競願の申出による再割当てにおいて既存免許人以外の者に再割当てを行う場合、従来の周波数再編と異なり、開設計画の審査で優劣の決定が行われた後に行われるものである点に十分に留意することが必要である。

第2章 再割当てにおける基本的な考え方

2-1 開設指針制定の要否の検討にあたっての考え方

競願の申出によって既存免許人以外の者に再割当てを行う際は、既存免許人と再割当てを受けた者の双方に多大な移行の負担がかかることから、移行に係る負担を上回る電波の能率的な利用が確保されることが必要である。

競願の申出が行われた際の開設指針制定の要否の決定は、「既存免許人の有効利用評価の結果」、「申出人による有効利用の程度の見込み」等を勘案して行うこととされており、申出人は、既存免許人の有効利用評価を踏まえ、一定の周波数有効利用を行うとの計画を有していることが求められる。

周波数の再割当ては、電波法の目的である「電波の公平且つ能率的な利用の確保」につながるものであることが必要であり、携帯電話用周波数全体の有効利用に資する観点から、再割当ての対象とする（開設指針を制定する）周波数、周波数幅等を決定することが必要である。

携帯電話事業者からは、既存事業者の契約者数と同者が使用しているプラチナバンドの周波数幅を基に、周波数幅と対応する契約者数の試算が提出された（図表 10）。

	20MHz幅	15MHz幅	10MHz幅	5 MHz幅	3 MHz幅	1.4MHz幅
契約者数	7,340万※1	5,500万	3,670万	1,830万	1,100万	510万
帯域幅	20MHz幅 × 2	15MHz幅 × 2	10MHz幅 × 2	5 MHz幅 × 2	3 MHz幅 × 2	1.4MHz幅 × 2

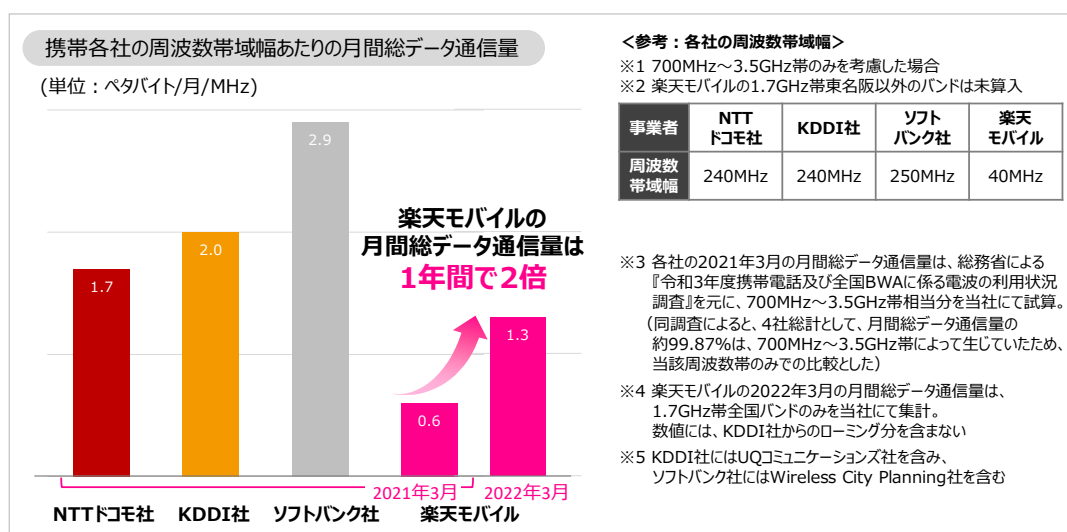
ドコモの700MHz帯 + 800MHz帯 (3G帯域を除く) ※1 2022年6月現在 (3G契約を除く)

	20MHz幅	15MHz幅	10MHz幅	5 MHz幅	3 MHz幅	1.4MHz幅
通信速度 (Mbps) (下りリンク) ※1	200	150	100	50	30	12
通信速度 (Mbps) (上りリンク) ※2	75	56	37	18	11	4

図表 10: 契約者数、通信速度と周波数幅の関係
(第 12 回 TF 資料より NTT ドコモ作成資料)

また、周波数幅あたりのトラフィック量は、携帯電話事業者によって契約者数や通信の利用状況も異なることから、携帯電話事業者間でトラフィック量の異なる状況に

ある(図表 11)。容量対策を行うためには、大量のトラヒックに対応するため、一定の周波数幅が必要となる。



図表 11:周波数帯域幅あたりの月間総トラヒック
(第 12 回 TF 資料より 楽天モバイル作成資料)

再割当ての対象とする周波数幅の決定にあたっては、申出人の契約者数やトラヒック量等を勘案することが適当である。

また、今回の改正電波法で再割当て制度が導入されたことに伴い、開設計画の認定の有効期間が5年から 10 年に延長されたことを踏まえ、既存免許人による周波数の使用期間についても考慮することが必要である。

なお、再割当てでは電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、申出のあった周波数と同一の特性を持つ周波数において、携帯電話システムに割り当てられる可能性のある周波数がある場合は、その活用についても考慮することが必要である。

以上から開設指針制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- 申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること(例えば有効利用評価の結果が「A」の場合、申出人による有効利用の程度の見込みが「A」以上であること)。
- 再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること。

- 改正電波法による開設計画の認定期間が従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること。
- 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てられる可能性のある周波数の有無

2-2 周波数移行を行う際の考え方

競願の申出による開設計画の審査によって既存免許人以外の者の開設計画が認定された後は、既存免許人は、携帯電話等の周波数全体の有効利用を図る観点から、新規認定開設者による基地局開設に協力し、早期かつ円滑な周波数移行に努めるべきである。

また、既存免許人は、再割当て対象外の周波数を使用して利用者に対してサービスを継続して提供すること、令和4年電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(図表 12)において「既存免許人の利用者に係る不利益についても十分に考慮すること」との指摘がなされていること等について、考慮することが必要である。

以上から周波数移行にあたっては、以下の点に留意することが必要である。

- 既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力して迅速な移行及び基地局展開に努めること。
- 既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないように適切な移行期間等を設定すること。
- 新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること。⁷

⁷ 新規認定開設者の無線局は、既存免許人の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない(電波法第 56 条)。仮に、新規認定開設者の無線局によって、既存免許人の無線局の運用を阻害するような影響を与えている可能性がある場合、新規認定開設者は、既存免許人の無線局への影響を回避するための方策等について既存免許人と協議を行うことが必要である。

図表 12: 令和4年電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(抜粋)

衆議院(令和4年4月19日)	参議院(令和4年6月2日)
政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。	政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一 (略)	一、(略)
二 政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。	二、政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。
三～八 (略)	三～十一 (略)

第3章 移行期間の考え方

3-1 移行期間の基本的な考え方

(1) 標準的な移行期間

競願の申出を踏まえた開設計画の審査によって既存免許人以外の者の開設計画が認定された場合、既存免許人以外の者の開設計画の方が優位と判断された結果であることから、新規認定開設者の特定基地局を速やかに開設できるよう、既存免許人は、周波数の使用期限に向けて移行作業を確実に進めることが適当である。

一方、既存免許人の無線局の免許は、法的に保護される利益であることから、電波の有効利用評価の結果が極端に低いなど例外的な場合を除いて、既存免許人の免許期間よりも短い移行期間とすることは適当ではない。

また、移行期間を、再割当ての時点における免許の有効期間までとすること、又は免許の有効期間に一定期間を加えた期間とすることについては、再割当ての時期と免許期間の終期が必ずしも一致しておらず、偶然の事情によって移行期間の長短が決定されることになる。

このため、再割当ての時点から一定期間を標準的な移行期間として設定することが適当である。具体的には、電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保障されていないことを勘案すれば、再割当ての時点から5年間を標準的な移行期間とすることが適当である⁸。

(2) 標準的な移行期間を超える場合

再割当ての対象となった周波数の電波を使用する既存免許人の無線局について、計画的に移行を実施しても標準的な移行期間内(5年以内)に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に許容しがたい悪影響が生ずる場合は、移行完了予定時を勘案して、周波数の使用期限(移行期間)を決定することはやむを得ないものとする。

⁸ 再割当て対象の周波数について、有効利用評価の結果が極端に低い場合など特段の事情が明らかである場合は、当該周波数の使用実態等を勘案して、5年より短い移行期間を設定することはあり得る。

3-2 標準的な移行期間を超える場合の措置

(1) 移行期間を設定するための措置

標準的な移行期間を超える場合、移行期間は、既存免許人の無線局の移行完了予定時を勘案して、決定することになるため、既存免許人の無線局の移行計画の内容が客観的妥当性のあるものであることが必要である。

このため、改正電波法に基づく「既存免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査⁹」の一環として、既存免許人に移行計画の概要等の報告を求め、その内容が「3-1(2)標準的な移行期間を超える場合」に照らして整合するときには、調査結果を勘案して5年を超える移行期間を設定することができることとするのが適当である。移行計画の妥当性を確保するため、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当である。

(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置

円滑な周波数移行を確保するためには、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるようにすることが望ましく、既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。

このため、以下の措置を講ずることが適当である。

① 周波数の移行計画の策定・進捗管理

(ア) 移行計画の策定

- 既存免許人以外の者への再割当て決定後、総務省は、既存免許人に対し、開設指針で設定された周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画の内容等を踏まえた移行計画の報告を求める。
- 総務省は、既存免許人が策定した移行計画について、専門的な知見を有する者等の第三者による確認を行う。

(イ) 移行計画の進捗管理

- 総務省は、電波の利用状況調査の一環として、既存免許人に対し移行計画の進捗状況の報告を求める。
- 有効利用評価の一環として、電波監理審議会は、移行計画に照らして、予定通り移行計画が進んでいるかなど、移行計画の進捗状況の評価を

⁹ 改正電波法第27条の12第5項及び第6項

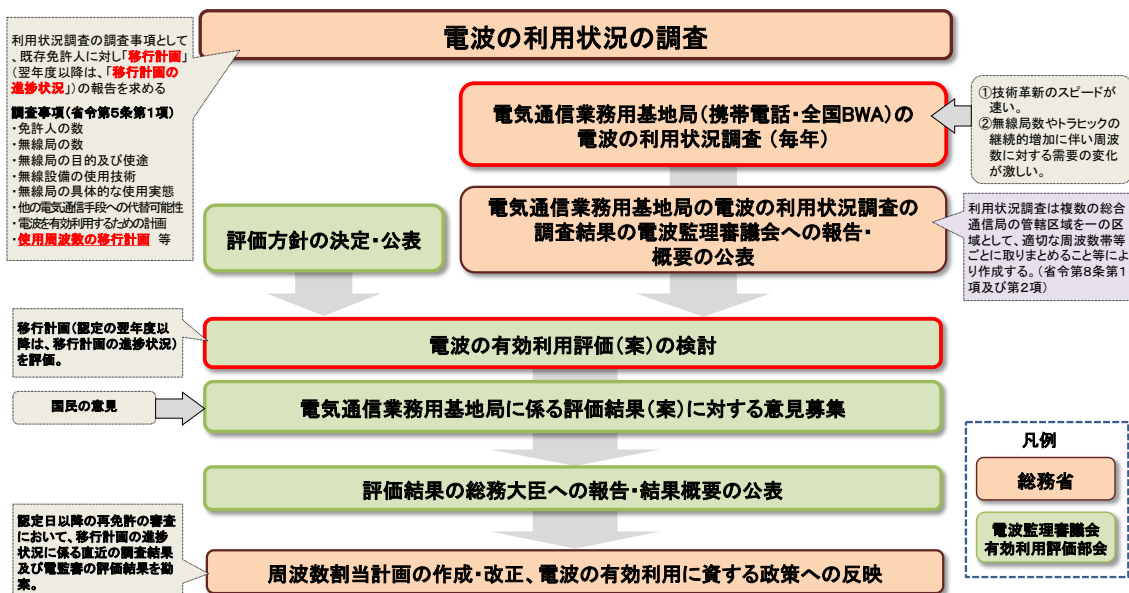
行う。

なお、移行計画については、円滑な移行を確保するため、標準的な移行期間とする場合においても策定することが必要である。

② 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

(ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする¹⁰。

(イ) 総務省は、既存免許人の無線局の再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。



図表 13: 電波の利用状況調査等を通じた移行計画の確実な実施

3-3 プラチナバンドにおける移行期間の基本的な考え方

(1) プラチナバンドにおける移行期間の考え方

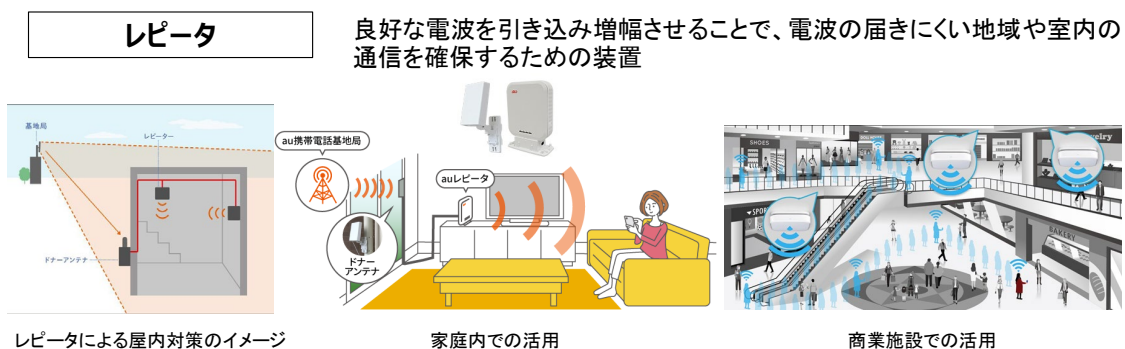
競願の申出を踏まえたプラチナバンドの再割当てが行われ、既存免許人以外の者に周波数が移行する場合、事業者ヒアリングによれば、既存免許人は、①レピータ交換、②基地局の増強、③基地局の受信フィルタの挿入等などの作業を行うことが必要と主張している(図表 14)。なお、基地局については、基地局

¹⁰ 再免許を行う時点から周波数の使用期限までの期間が2年に満たない場合は、当該期間を再免許の有効期間とする。

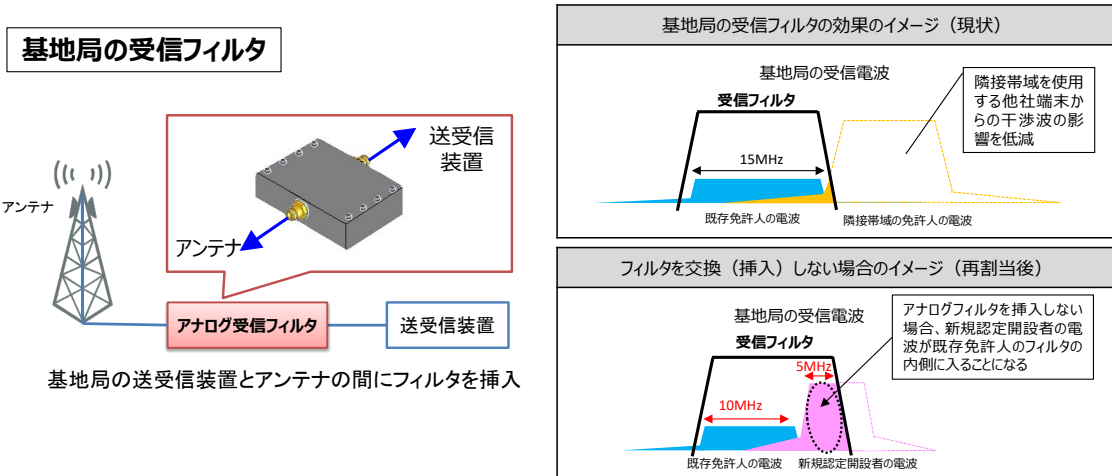
の設定変更を行うことで、15MHz 幅から 10MHz 幅への周波数変更を行うことが可能である。

図表 14: プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業

主な作業	内容
① レピータ交換	<ul style="list-style-type: none"> ✓ レピータは、基地局から受信した電波を中継して増幅する装置であり、中継する周波数は、既存免許人が使用している周波数に固定されている(図表 15)。 ✓ 既存免許人の周波数の一部が既存免許人以外の者に再割当てが行われた場合、レピータ交換を行わないと新規認定開設者の基地局の電波を中継することとなり、新規認定開設者の基地局から高い電力で電波が入力されるとレピータの動作に支障が生じる場合があるため、レピータへの交換が必要である。(新規認定開設者の基地局の電波を既存免許人のレピータが中継する場合、既存免許人が電波法違反に問われる可能性がある。)
② 基地局の増強	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存免許人の周波数の一部が既存免許人以外の者に再割当てが行われた場合、既存免許人の周波数は 15MHz 幅から 10MHz に縮退するため、周波数縮退による通信容量の低下や同時に接続できるユーザ数が減少するため、これまで同様の通信品質を維持するためには、基地局の増設が必要である。
③ 基地局の受信フィルタの挿入等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基地局の受信フィルタは、隣接帯域を使用する他社端末等からの干渉波の影響を低減し、通信品質を確保するための装置であり、各事業者が使用している周波数に物理的に固定されているアナログフィルタである(図表 16)。 ✓ 携帯電話事業者のポリシーによって、周波数毎にフィルタの挿入の判断を行っているが、800MHz 帯、900MHz 帯については、3事業者とも受信フィルタを全基地局に挿入している。 ✓ 既存免許人の周波数の一部が既存免許人以外の者に再割当てが行われた場合、新規認定開設者の端末の電波が既存免許人のフィルタの内側に入ることになるため、これまで同様の通信品質を確保するためには、基地局の受信フィルタを交換又は追加挿入が必要である。



図表 15: レピータの概要



図表 16: 基地局の受信フィルタの概要

レピータ交換に要する作業スケジュール、期間、費用について、事業者ヒアリングの結果を図表 17 に示す。レピータは、家庭や小規模店舗等に用いられる小電力レピータ（アンテナ一体型と分離型がある）と、屋外や屋内で広範なエリアカバーを実現する高出力レピータに大別される。事業者によって展開しているレピータの局数や種類が異なるため、交換に要する期間や費用が異なっている。

図表 17: レピータ交換作業

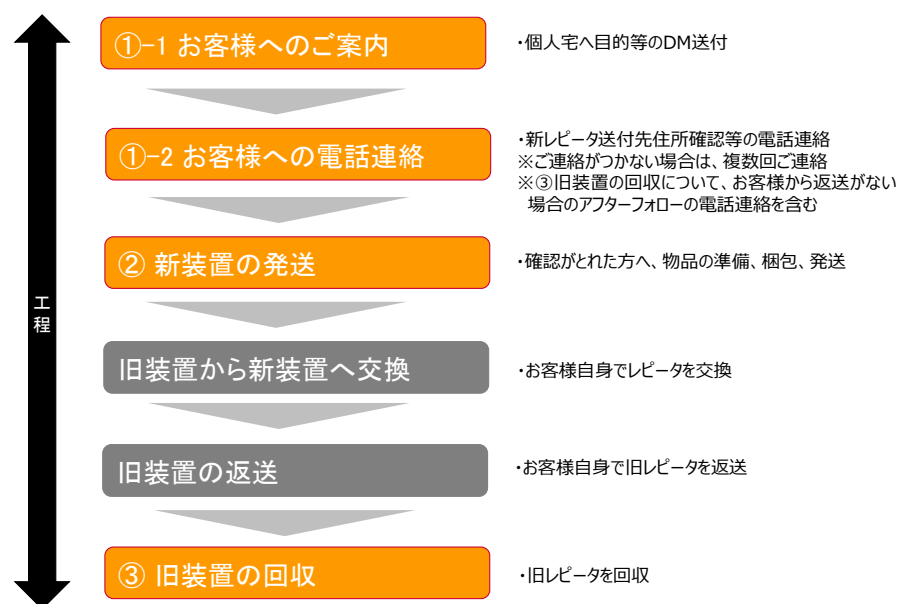
	種類	局数	方法	作業スケジュール	郵送交換/交換工事の工程	期間	費用
NTT ドコモ	小電力	約11.3万台	郵送	①装置開発・納入(1年) ②郵送交換(6.6年)(1.7万台/年)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	7年程度	約150億円
		約6.7万台 ※個人宅等	工事	①装置開発・納入(1年) ②交換工事(6.7年)(1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	7年程度	
		約2,500台 ※商業施設等	工事	①装置開発・納入(1年)/作業員確保(2年) ②交換工事(3年、0.1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	5年程度	
	高出力	約5,500台	工事	①装置開発(アンテナ以外)・納入(1年)/ 作業員確保(2年)②交換工事(3年、0.2 万台/年)	①日程調整、②事前測定、③交換作 業※アンテナ交換は不要、④事後測定	5年程度	
KDDI	小電力	約5万台	郵送	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③郵送交換(2年、2.5万台/年)	①お客様へのご案内(手紙等) ②お客様への電話連絡 ③新装置の発送、④旧装置の回収	3.5年	約257億円
		約19万台	工事	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③交換工事(8.5年、22,400台/年※1)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	10年	
	高出力	6,669台	工事	①フィルタ開発(0.25年)、②納入(0.25 年)、③交換工事(1.5年、0.5万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年	約35億円
ソフト バンク	小電力	約100台	郵送	①装置開発(0.5年) ②納入(0.5年)、③郵送交換(1年) ※納入期間は他の工程と重複 ※旧装置の回収が終わるまで作業完了せず(※2)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	2年程度	約50億円
		約3.1万台	工事 (訪問)	①装置開発(1年)、②納入(0.5~1年) ③交換工事:5年弱(7,000件/年) ※納入期間は他の工程と重複	①日程調整、②事前測定 ③交換作業(2.5万台)/ソフトウェア更 新作業(6千台)、④事後測定	6年程度	
	高出力	176台	工事	①フィルタ開発(1年) ②納入(0.5~1年) ③交換工事:1年以内 ※納入期間は他の工程と重複 ※交換工事は基地局工事と同じ要員で対応するため、1年 以内の完了を保證するものではない	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年程度	

※1 過去実績(18,000台/年)の1.2倍の体制、※2 郵送対応の場合、新装置到着後も電源投入等により旧装置が動作してしまうため、全装置の回収確認が必要。

プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業のうち、新規認定開設者による基地局の開設に必須であるレピータ交換について、「3-1(2)標準的な移行期間を超える場合」に照らして整合するときは、レピータ交換に要する作業期間を勘案して、移行期間を設定することが適当である。

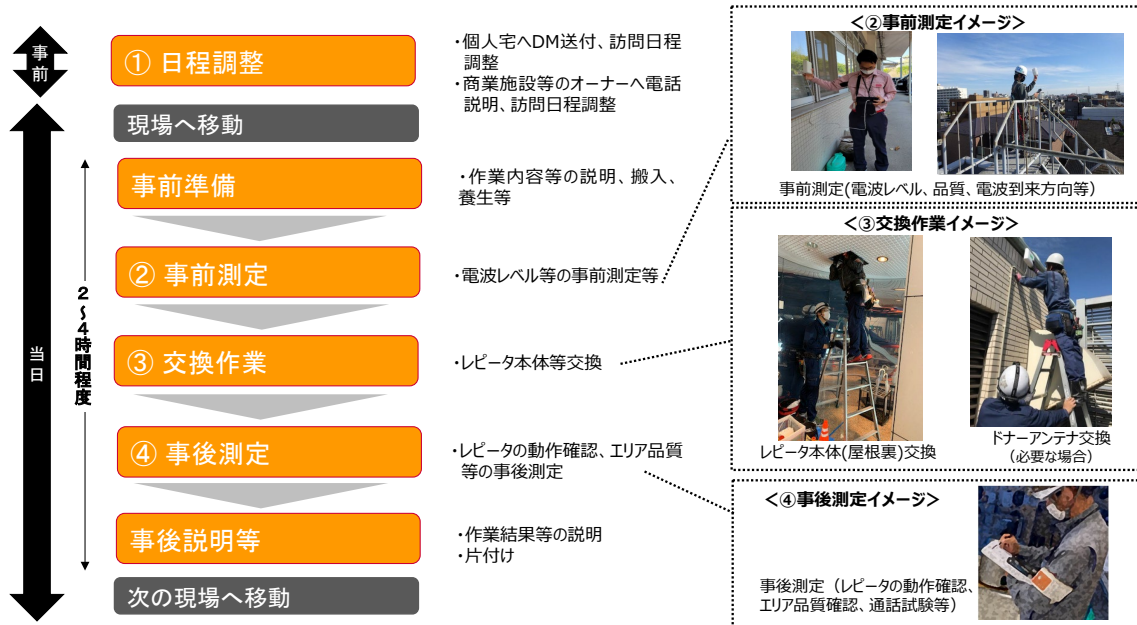
具体的には、改正電波法に基づく「既存免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査」の一環として、既存免許人に対して、レピータの使用実態、レピータの移行計画の概要等の報告を求め、既存免許人から提出されたレピータの移行計画が標準的な作業工程(図表 18～図表 20)に基づいて算定されており、「3-1(2)標準的な移行期間を超える場合」に照らして整合するときは、調査結果を勘案して5年を超える移行期間を設定することができることとするのが適当である。なお、移行計画の妥当性については、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当である。

- ✓ 一体型の小電力レピータの郵送交換については、お客様への連絡、旧装置の回収作業を確実に行うことが必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】1台のレピータ交換に係るオペレータ稼働は、概ね1～1.5人時/台。



図表 18: 小電力レピータ(一体型・郵送)の作業工程

- ✓ ドナーアンテナが本体から分離している分離型の小電力レピータについては、訪問による交換工事が必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】概ね1班2～3人、1班あたり2～3件/日の工事。



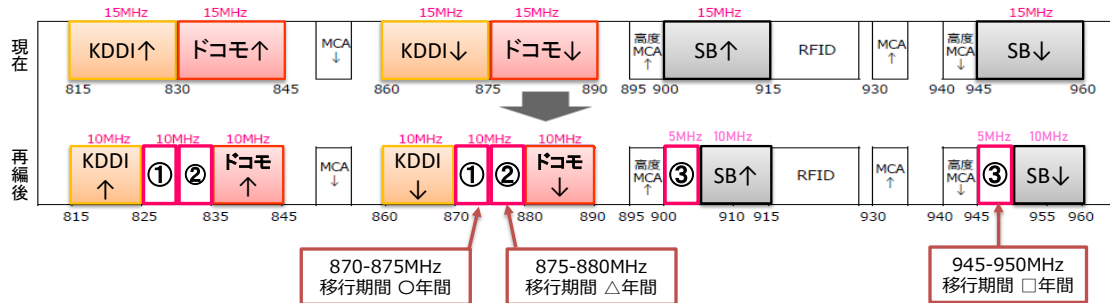
図表 19: 小電力レピータ(分離型)の作業工程

- ✓ 高出力レピータについては、現地における交換等工事が必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】概ね1班3～5人で、1班あたり1～2件/日の工事。



図表 20: 高出力レピータの作業工程

なお、免許人によってレピータの使用実態等が異なるため、複数の免許人が使用している周波数を対象とした開設指針を策定する場合、既存免許人ごとに移行期間を設定することが適当である(図表 21)。



図表 21: プラチナバンドの再割当てにおける移行期間の設定イメージ

(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置

プラチナバンドの移行期間が標準的な移行期間を超える場合、「3-2. (2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置」を踏まえ、以下の措置を講ずることが適当である。

① 周波数の移行計画の策定・進捗管理

(ア) 移行計画の策定

- 既存免許人以外の者への再割当て決定後、総務省は、既存免許人に対し、開設指針で設定された周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画の内容等を踏まえた移行計画(開設指針制定前に策定する移行計画よりも詳細なレピータ交換等の計画)の報告を求める。
- 総務省は、既存免許人が策定した移行計画について、専門的な知見を有する者等の第三者による確認を行う。

(イ) 移行計画の進捗管理

- 総務省は、電波の利用状況調査の一環として、既存免許人に対し移行計画の進捗状況の報告を求める。
- 有効利用評価の一環として、電波監理審議会は、移行計画に照らして、予定通り移行計画が進んでいるかなど、移行計画の進捗状況の評価を行う。

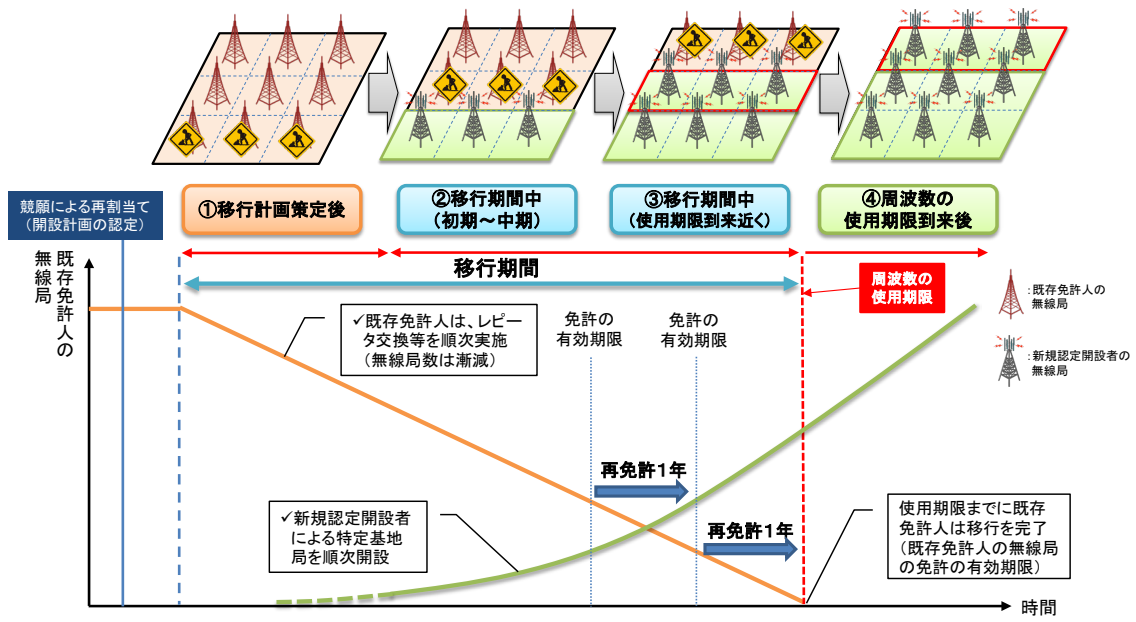
② 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

- (ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする¹¹。
- (イ) 総務省は、既存免許人の無線局の再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。

(3) 競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行

図表 22 に、標準的な移行期間を超える場合における競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行のイメージを示す。オレンジ色のラインは、既存免許人による無線局の数を示したものであり、周波数の使用期限までに確実に無線局数を漸減させることが求められる。グリーン色のラインは、新規認定開設者による特定基地局の数を示しているが、新規認定開設者は、開設可能となったエリアから順次基地局を開設することが可能となる。

¹¹ 再免許を行う時点から周波数の使用期限までの期間が2年に満たない場合は、当該期間を再免許の有効期間とする。



図表 22: 競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行のイメージ
(標準的な移行期間を超える場合)

第4章 移行費用と負担の在り方

4-1 移行費用の負担の基本的な考え方

(1) 費用負担の基本的な考え方

電波法は、再免許の付与を保障しておらず、免許の有効期限が到来し、再免許を受けることができなければ、既存免許人自らの負担で周波数の使用を停止しなければならない。

再割当制度においては、無線局免許の有効期間内に、国による周波数変更命令等の対象になった免許人に対しては、「通常生ずべき損失」の補償を行うこととされている¹²が、無線局免許の有効期間の満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止することとされている。

このため、申出人に再割当てが行われたことにより、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用(移行費用)については、既存免許人の負担を原則とすることが適当である。

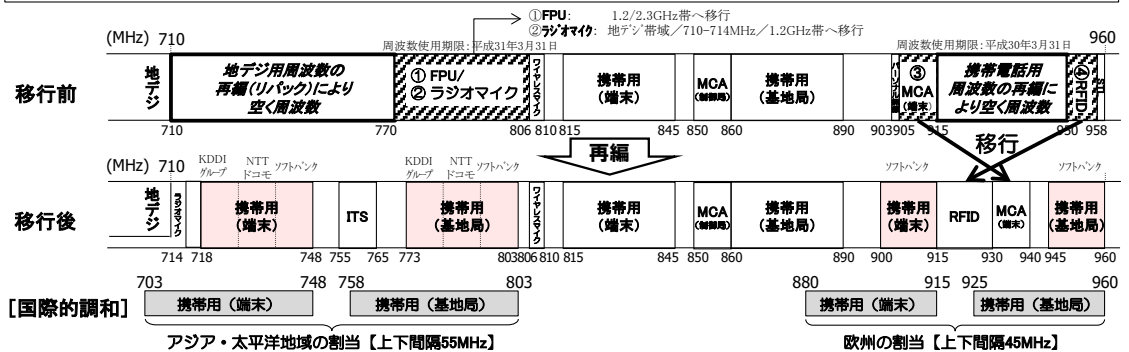
(2) 終了促進措置の活用

終了促進措置は、周波数の使用期限が設定された既存無線局の免許人に対し、早期の周波数移行を促すためのインセンティブとして、既存免許人及び認定開設者という私人間の合意をベースに、周波数移行に要する一定の費用を認定開設者に負担させることを可能とするものである。

過去の700MHz/900MHz帯、1.7GHz/3.4GHz帯の周波数割当てでは、既存無線局の周波数移行に必要な費用に充てる資金を調達できることを開設指針の「絶対審査基準」とし、認定開設者に終了促進措置の実施を実質的に義務付けていた。

¹² 改正電波法第76条の3第2項

700/900MHz帯において、諸外国の周波数割当てと調和した携帯電話用周波数を最大限確保するため、MCA、RFID等の既存システムの周波数移行を行い、携帯電話事業者に割当て。



図表 23: 700/900MHz 帯の周波数割当て(平成 23 年、24 年度)

■移行対象のシステムの概要

システム名	システムの概要	主な利用者
700MHz帯		
① FPU	報道、スポーツ中継など放送事業で使用される可搬型システム。	NHK、民間放送事業者
② ラジオマイク	各種興行やスタジオ等において、音声・音響等を伝送するためのワイヤレスマイクシステム。	NHK、民間放送事業者、劇場等の興行者
900MHz帯		
③ MCA	同報(一斉指令)機能やグループ通信機能等を有する自営系移動通信システム。陸上運輸、防災行政無線、タクシー等の分野で使用。	運送事業者、地方公共団体等
④ RFID	個体識別情報を近距離の無線通信によってやりとりするシステム(電子タグ)。物流等に用いられる。	物流関係事業者等

900MHz帯は、平成24年3月1日に、ソフトバンクモバイル(現:ソフトバンク)の基地局開設計画を認定(平成24年7月から一部サービス開始)
 700MHz帯は、平成24年6月28日に、KDDI及び沖縄セルラー電話、NTTドコモ、イー・アクセス(現:ソフトバンク)の基地局開設計画を認定(平成27年5月から一部サービス開始)

終了促進措置の位置付け

- 700MHz帯・900MHz帯の周波数再編では、開設指針において、既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(移行費用)に充てる資金を調達できることが絶対審査基準とした。
 ⇒ **終了促進措置の実質的な義務付け**

図表 24: 700/900MHz 帯の周波数移行

競願の申出による周波数移行は、開設計画の審査の結果、既存免許人以外の者の開設計画が認定された場合に実施されるものであり、また、終了促進措置は、本来的に当事者間の合意をベースに任意で行われるものであることを踏まえると、競願の申出による周波数移行において、新規認定開設者に終了促進措置の実施を義務付けることは適当ではなく、終了促進措置の活用は任意とすることが適当である。

4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方

プラチナバンドの再割当てが行われた場合に既存免許人に発生する以下の作業に関する費用負担については、4-1の考えを踏まえて、それぞれ以下のとおりとすることが適当である¹³。

(1) レピータ交換

既存免許人の負担を原則とする。ただし、レピータ交換は新規認定開設者の基地局開設に必須の作業であることから、新規認定開設者の希望により、既存免許人に対して移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担することが適当である。

(2) 基地局の増強

既存免許人の負担を原則とする。また、既存免許人の基地局増強に係る費用は、既存免許人の使用する周波数帯幅の縮減に起因する影響の緩和のために要する容量対策、エリア・品質維持のための費用であり、他周波数を活用する対応も可能であり、本来的には事業者の自助努力により対応すべきものであることから、終了促進措置の対象外とすることが適当である。

なお、楽天モバイルが提案している既存事業者の周波数は、現に3G(第3世代移動通信システム)で利用されている又は最近まで3Gで利用されていた周波数であり、当該帯域が縮退されても既存免許人の多数を占める4G(第4世代移動通信システム)の利用者に対して、直ちに影響が出るものではないと考えられる。

(3) 基地局の受信フィルタの挿入等

競願の申出による開設計画の審査の結果、既存免許人の周波数の一部が新規認定開設者に再割当てが行われ、受信フィルタの挿入等を行わなかった場合の影響について、事業者間で受信フィルタの挿入等の要否について意見が分かれたため、既存免許人による実機検証を行った。

実機検証の結果、既存免許人の基地局の近傍に位置する新規認定開設者の端末から一定強度の電波が発射される場合において、既存免許人の利用者の端末で音声通話ができなくなる場合を回避できるなど、基地局の受信フィルタに

¹³ 移行費用の負担について、既存免許人と新規認定開設者の間で別に合意できるのであれば、「4-2. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方」によらずに、当該合意の実施を妨げるものではない。

通信品質を向上させる一定の効果があることを確認できた。

ただし、既存免許人の無線局への影響は、①新規認定開設者の端末から発射される電波に起因するものであることから、新規認定開設者の端末が既存免許人の基地局から遠ざかる、端末の出力が低減する(通信が終了する)、既存免許人の基地局と端末の間に障害物が入る、などにより影響の程度は緩和されることとなること。②新規認定開設者の基地局が稠密に設置されれば、新規認定開設者の端末が高出力で電波を発射するケースは減少していくことも明らかになった。

このため、基地局の受信フィルタは、通信品質を向上させる一定の効果があると認められるものの、基地局の受信フィルタの挿入等を行わないことにより、既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えないと考えられる。

また、フィルタの挿入の有無は、電波法に基づく技術基準に規定されておらず、携帯電話事業者が各社のポリシーの下に周波数毎に判断を行っているものである(プラチナバンド以外では、基地局の受信フィルタを挿入していない周波数があり、当該周波数においては、現に隣接帯域を使用する他事業者の端末からの影響を受容している状況にある。)

以上から基地局の受信フィルタの挿入等は、既存免許人の負担を原則とし、新規認定開設者の基地局開設に必須の作業とは言えないことから、終了促進措置の対象外とすることが適当である。

なお、既存免許人は、新規認定開設者の特定基地局の開設により、既存免許人の利用者に許容しがたい影響が生じると考える既存免許人の基地局については、新規認定開設者の特定基地局が開設される前に、受信フィルタの挿入等の作業を完了させることが適当である。このため、新規認定開設者は、既存免許人に対し、特定基地局の開設に係る開設計画の内容を提供するとともに、開設計画の内容に変更等が生じた場合は、既存免許人による受信フィルタ挿入等の作業に影響を及ぼさないよう、変更内容についても適時情報提供を行うことが適当である。

第5章 その他留意事項

第3章及び第4章では、再割当て要望のあったプラチナバンドを念頭に、競願の申出が行われ開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について検討を行った。これらの検討を通じて、今後、競願による再割当て制度の運用にあたって留意すべきと考えられる事項を示す。

5-1 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進

プラチナバンドで使用されている小電力レピータは、対応周波数が物理的に固定されていることから、再割当てによる周波数移行の際に郵送や訪問工事などのハードウェアの交換作業が必要となり、開設されている小電力レピータの数によっては、標準的な移行期間を超える移行期間の設定が必要となることが想定される。

近年、ソフトウェアの設定変更やソフトウェア更新のみで対応周波数を変更できる機能を持つ無線設備が登場していることから、将来の周波数移行の早期かつ円滑な実施が可能となるよう、総務省は、ハードウェア交換を必要とせずソフトウェアによる設定等で対応周波数を変更することが可能な無線設備の導入促進を検討すべきである。

5-2 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立

再割当てによってプラチナバンドの周波数移行が行われる場合、既存免許人は自ら策定した移行計画を確実に進めていくこととなる。一方、既存免許人は、5G展開等に係る「デジタル田園都市国家インフラ整備計画¹⁴(令和4年3月総務省)」等の国家戦略実現に向けて5G基地局の整備等の取り組みを進めている状況にあることから、再割当てに係る移行計画を実施する場合は、当該計画に従って周波数移行を確実に進めるとともに、国家戦略実現に向けた取組に遅れが生じないように留意すべきである。

¹⁴ デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、5Gに係る整備目標として、2030年度末までに全国・各都道府県99%(合計60万局)等を設定。

5G整備

整備方針

➤ 2段階戦略で、世界最高水準の5G環境の実現を目指す

第1フェーズ：5G基盤【4G、5G親局】を全国整備

第2フェーズ：子局（基地局）を地方展開し、エリアカバーを全国で拡大

* 当面の目標としていた「2023年度末までに人口カバー率9割」を上積みし、更なる目標を設定



- ① 全ての国民が4Gを利用可能な状態を実現（2023年度末までに、全居住エリアをカバー） * 4Gエリア外人口 2020年度末0.8万人→2023年度末0人
- ② ニーズのあるほぼ全てのエリアに、5G展開の基盤となる親局（高度特定基地局）の全国展開を実現
 - 5G基盤展開率※1：2023年度末98%（2020年度末実績：16.5%）
- ③ 5G人口カバー率※2
 - 【2023年度末】
 - 全国95%（2020年度末実績:30%台）
 - 全市区町村に5G基地局を整備（合計28万局）
 - 【2025年度末】
 - 全国97%
 - 各都道府県90%程度以上（合計30万局）
 - 【2030年度末】
 - 全国・各都道府県99%（合計60万局）

※1 10km四方エリア（全国に約4500）の親局（高度特定基地局）の整備割合

※2 500m四方エリア（人口のあるエリアは全国に約47万）のうち、5G通信ができるエリアの人口を総人口で除した割合。

注：数値目標は4者重ね合わせにより達成する数値。今後の周波数移行等により変更があり得る。

図表 25: デジタル田園都市国家インフラ整備計画(概要)より抜粋

このため、競願の申出を踏まえた開設指針が制定され既存免許人以外の者の開設計画が認定された場合、既存免許人は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の5G展開に係る国家戦略の目標達成に向けた取組を推進することを前提としつつ、再割当てに係る移行をできるだけ早期にかつ確実に進めることが可能な計画を策定することが必要である。

5-3 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組

タスクフォースで行った事業者ヒアリングにおいて、プラチナバンドの再割当てが行われ既存免許人以外の者に周波数が移行する場合、プラチナバンドは、既存免許人が稠密に無線局を開設していることから、レピータ交換や基地局の受信フィルタの挿入等の作業に、多大な時間と費用等が必要になるとの説明があった(図表 26)。

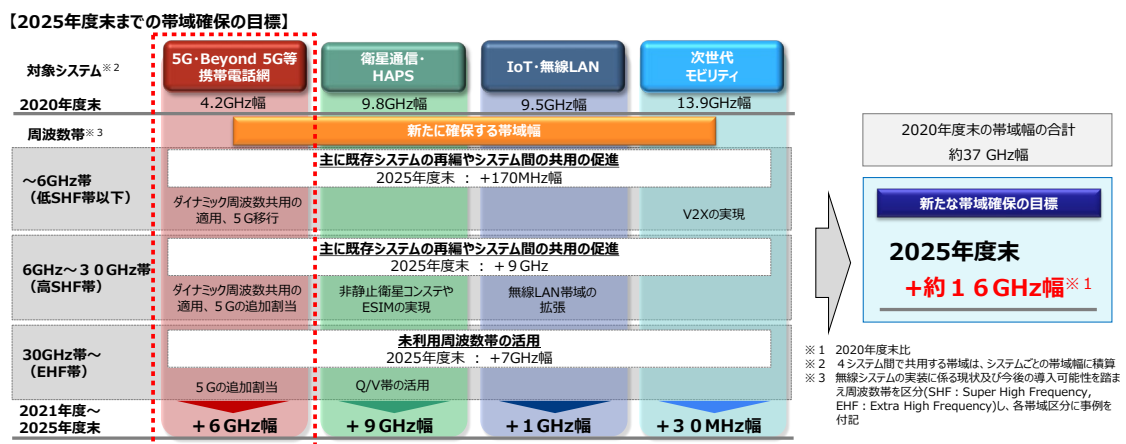
図表 26: プラチナバンドの再割当てに係る作業と費用
(事業者ヒアリング説明資料を基に事務局で取りまとめ)

作業内容	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
レピータ交換	約 150 億円	約 292 億円	約 50 億円
基地局の増強	約 500 億円	約 150 億円	約 200 億円
フィルタ挿入	約 500 億円	約 620 億円	約 500 億円
合計	約 1,150 億円	約 1,062 億円	約 750 億円

周波数移行に係る作業に必要な具体的な期間等については、競願の申出が行われた後に、既存免許人等への調査を通じて明らかにすることとなるが、開設されている無線局数が多い事実があることから、プラチナバンドの周波数移行を行う場合、一定の時間と費用等が生じることが想定される。

再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、国民生活に不可欠なインフラである携帯電話システムの増大する周波数需要に対応する取組みもあわせて講じることが必要不可欠である。

周波数再編アクションプラン(令和4年度版)において、2025 年度末までの目標として、4.9GHz 帯、26GHz 帯、40GHz 帯などの 6GHz 幅を新たに携帯電話用に割り当てることを掲げているが、総務省は、携帯電話が多く国民が利用している周波数利用効率の高い無線システムであることを踏まえ、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要である。



図表 27: 2025 年度末までの帯域確保の目標

「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」 運営方針

1 開催趣旨

本TFは、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の下に開催され、周波数の再割当てを行う場合の個別課題等について検討を行うことを目的とする。

2 検討事項

- (1) 再割当てに係る移行期間
- (2) 再割当てに係る移行費用の負担の在り方
- (3) その他

3 構成及び運営

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) TFに、主任及び主任代理を置く。
- (3) 主任は、WG主査が指名し、主任代理は主任が指名する。
- (4) 主任は、TFを招集し、主宰する。
- (5) 懇談会座長及びWG主査は、必要に応じて、本TFに出席することができる。
- (6) 主任は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 主任代理は、主任を補佐し、主任不在のときは、主任に代わってTFを招集し、主宰する。
- (8) その他、TFの運営に必要な事項は、主任が定める。

4 議事の公開

- (1) TFは、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主任が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) TFで使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主任が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) TFの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

5 開催期間

令和4年2月から開催する。

6 庶務

総合通信基盤局電波部電波政策課及び移動通信課において行う。

**「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」
構成員 一覧**

(敬称略、主任及び主任代理を除き五十音順)

- | | | |
|--------|-------|-----------------------------|
| (主任) | 相田 仁 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 |
| (主任代理) | 三瓶 政一 | 大阪大学大学院工学研究科 教授 |
| | 栗田 昌裕 | 名古屋大学 法学部 教授 |
| | 猿渡 俊介 | 大阪大学大学院情報科学研究科 准教授 |
| | 関口 博正 | 神奈川大学 経営学部 国際経営学科 教授 |
| | 中島 美香 | 中央大学 国際情報学部 准教授 |
| | 松村 武 | NICT ネットワーク研究所ワイヤレスシステム研究室長 |
| | 山郷 琢也 | 弁護士(TMI 総合法律事務所) |

(オブザーバー)

- 株式会社 NTT ドコモ
- KDDI 株式会社
- ソフトバンク株式会社
- 楽天モバイル株式会社
- UQ コミュニケーションズ株式会社
- Wireless City Planning 株式会社

検討の経緯

会合	日程	主な議題
第1回 【非公開】	令和4年2月17日	【事務局資料】 ・ 検討の背景、検討事項、事業者ヒアリングの進め方
第2回 【非公開】	令和4年3月10日	【プレゼンテーション】 ・ 株式会社 NTTドコモ ・ KDDI 株式会社 ・ ソフトバンク株式会社
第3回 【非公開】	令和4年3月24日	【プレゼンテーション】 ・ 楽天モバイル株式会社
第4回 【非公開】	令和4年4月7日	【プレゼンテーション】 ・ 株式会社 NTTドコモ ・ KDDI 株式会社 ・ ソフトバンク株式会社 ・ 楽天モバイル株式会社
第5回 【非公開】	令和4年5月16日	【事務局・構成員資料】 ・ 一次とりまとめ骨子、移行期間等の考え方
第6回 【非公開】	令和4年5月30日	【事務局資料】 ・ 基地局へのフィルタ挿入に関する検討
第7回 【非公開】	令和4年6月13日	【事務局・構成員資料】 ・ 議論のとりまとめに向けた考え方、フィルタ挿入に関する技術検討
第8回 【非公開】	令和4年6月27日	【事務局資料】 ・ 議論のとりまとめ概要
第9回 【非公開】	令和4年8月2日	【事務局資料】 ・ フィルタの影響に関する実機検証の実施方法
第10回	令和4年8月30日	【事務局資料】 ・ 検討の経緯等について 【プレゼンテーション】 ・ 楽天モバイル株式会社 ・ 株式会社 NTTドコモ ・ KDDI 株式会社 ・ ソフトバンク株式会社

第 11 回	令和4年9月 12 日	【事務局資料】 ・ 構成員等からの質問と回答
第 12 回	令和4年9月 26 日	【事務局資料】 ・ 追加質問への回答 ・ 論点整理(案) 【プレゼンテーション】 ・ 楽天モバイル株式会社
第 13 回 【非公開】	令和4年 10 月 13 日	【事務局資料】 ・ 論点整理(案)
第 14 回	令和4年 10 月 21 日	【事務局資料】 ・ 基地局の受信フィルタについて 【プレゼンテーション】 ・ 株式会社 NTTドコモ ・ KDDI 株式会社 ・ ソフトバンク株式会社
第 15 回	令和4年 11 月 8 日	【事務局資料】 ・ 取りまとめについて
第 16 回	令和4年 12 月 26 日	【事務局資料】 ・ 報告書(案)に対する意見募集の結果について

**携帯電話用周波数の再割当てに係る
円滑な移行に関するタスクフォース
報告書**

参考資料集

参考資料集 目次

参考資料1 携帯電話事業者のヒアリング資料.....	3
参考資料1-1 楽天モバイル株式会社(第10回会合、第12回会合).....	4
参考資料1-2 株式会社NTTドコモ(第10回会合).....	26
参考資料1-3 KDDI株式会社(第10回会合).....	34
参考資料1-4 ソフトバンク株式会社(第10回会合).....	47
参考資料2 プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業.....	67
参考資料2-1 プラチナバンド再割当てにおけるレピータ交換について.....	68
参考資料2-2 プラチナバンド再割当てにおける基地局受信フィルタの挿入等について.....	72
参考資料3 基地局の受信フィルタに関する実機検証.....	74
参考資料3-1 実機検証の実施方法(第14回会合).....	75
参考資料3-2 実機検証の結果(株式会社NTTドコモ)(第14回会合).....	85
参考資料3-3 実機検証の結果(KDDI株式会社)(第14回会合).....	102
参考資料3-4 実機検証の結果(ソフトバンク株式会社)(第14回会合).....	108

参考資料 1

携帯電話事業者のヒアリング資料

携帯電話周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース

事業者公開ヒアリング ご説明資料

楽天モバイル株式会社
2022年8月30日

Rakuten Mobile

本日のご説明内容

第1章：携帯市場の民主化とその先にある未来

第2章：プラチナバンド再割当ての必要性

第3章：プラチナバンド再割当てに関する楽天モバイルの主張

第4章：「移行期間」「移行費用の負担の範囲」について

第5章：さいごに

第1章

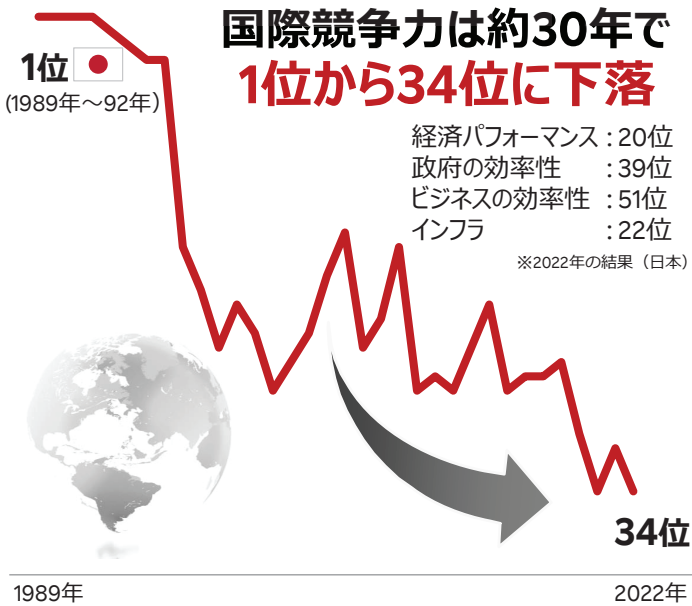
携帯市場の民主化とその先にある未来

R

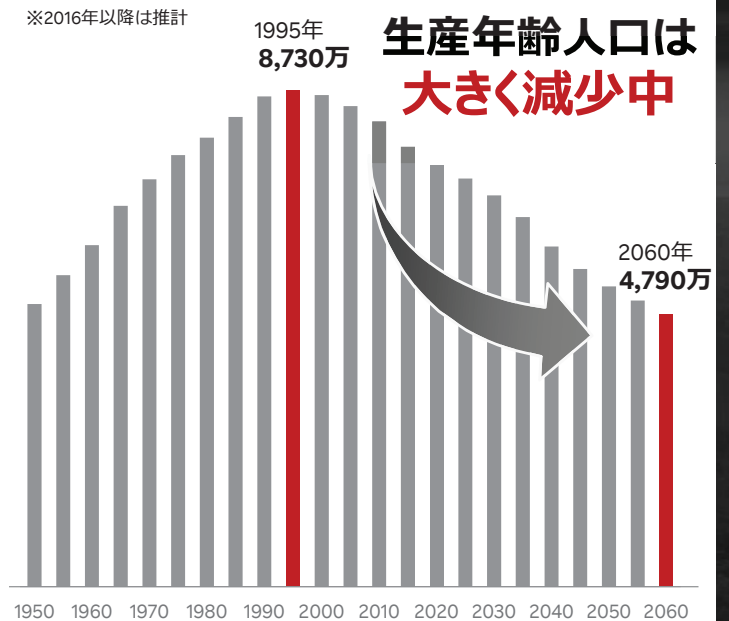
3

日本の国力の衰退

世界競争力ランキングにおける日本の順位



生産年齢人口(15～64歳)の変化



R

出典：IMD World Competitiveness Ranking

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人数」（平成29年集計）

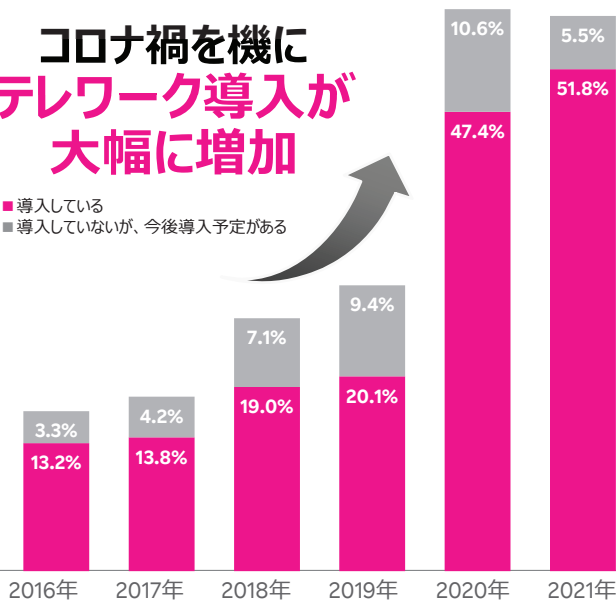
4

社会情勢／ニーズの変化

テレワークの導入状況の推移

コロナ禍を機に
テレワーク導入が
大幅に増加

■ 導入している
■ 導入していないが、今後導入予定がある

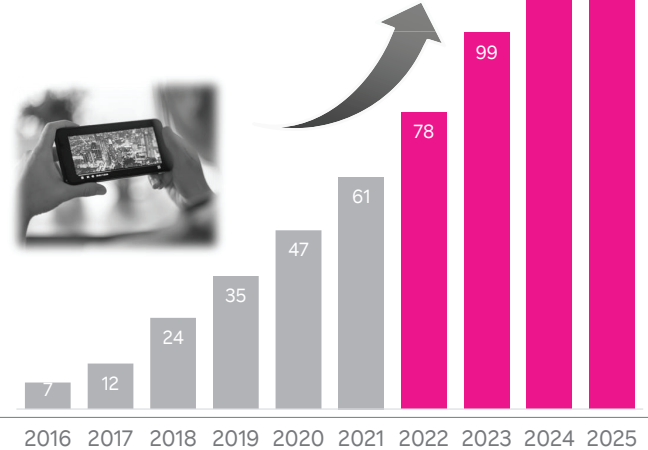


出典：総務省「通信利用動向調査報告書（企業編）令和3年速報値含む」をもとに当社作成

モバイル経由でのデータ通信量の推移

(エクサバイト/月)

5Gの普及とともに
大容量ニーズが増加



出典：総務省（令和2年版）情報通信白書より抜粋

R

5

楽天モバイルが携帯市場に本格参入（2020年4月）

携帯市場の民主化

Work From Home等のテレワーク社会における大容量ニーズに向け、低廉でシンプルなプランを提供

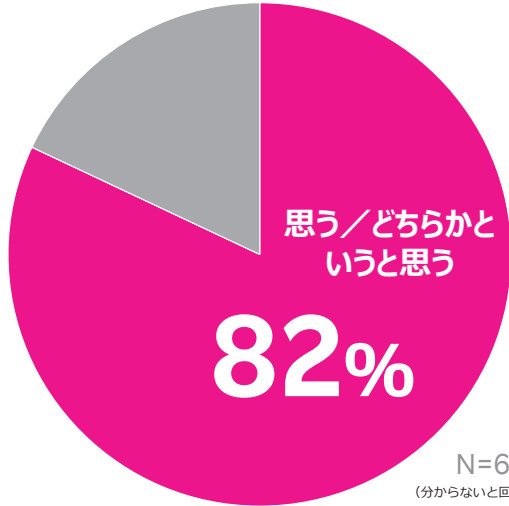
国民のライフラインであるスマートフォンを
誰もが安く快適に使える日をめざして

R

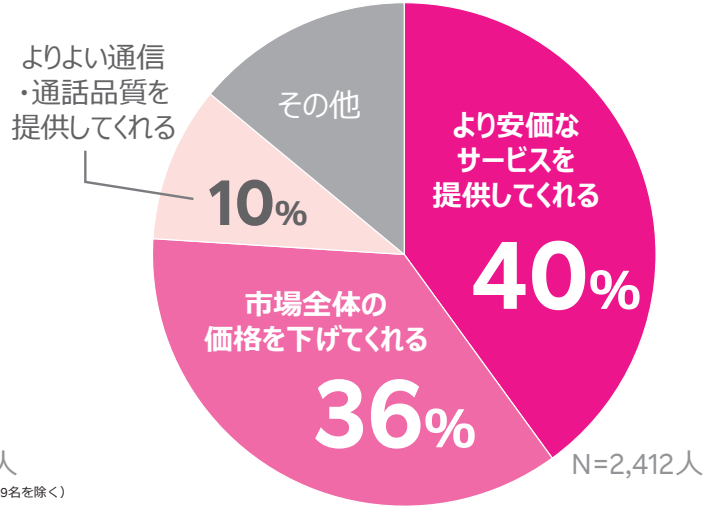
6

参考：一般消費者へのアンケート結果①

楽天モバイルの参入は国民全体にとって
良いことだったと思いますか？

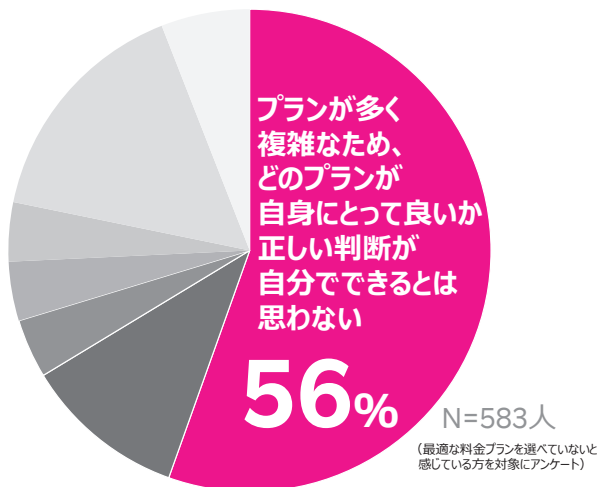


楽天モバイルは今後、通信業界に
どんな変革を起こすと思いますか？

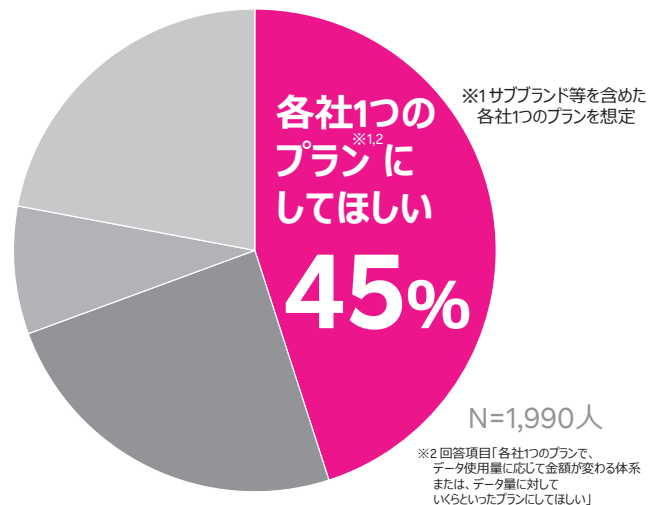


参考：一般消費者へのアンケート結果②

プランの乗換えを行わない理由は何ですか？



料金プランをシンプルでわかりやすくするために何を望みますか？



各社1つのプラン/ブランドにする等、シンプルな料金プランが望まれている

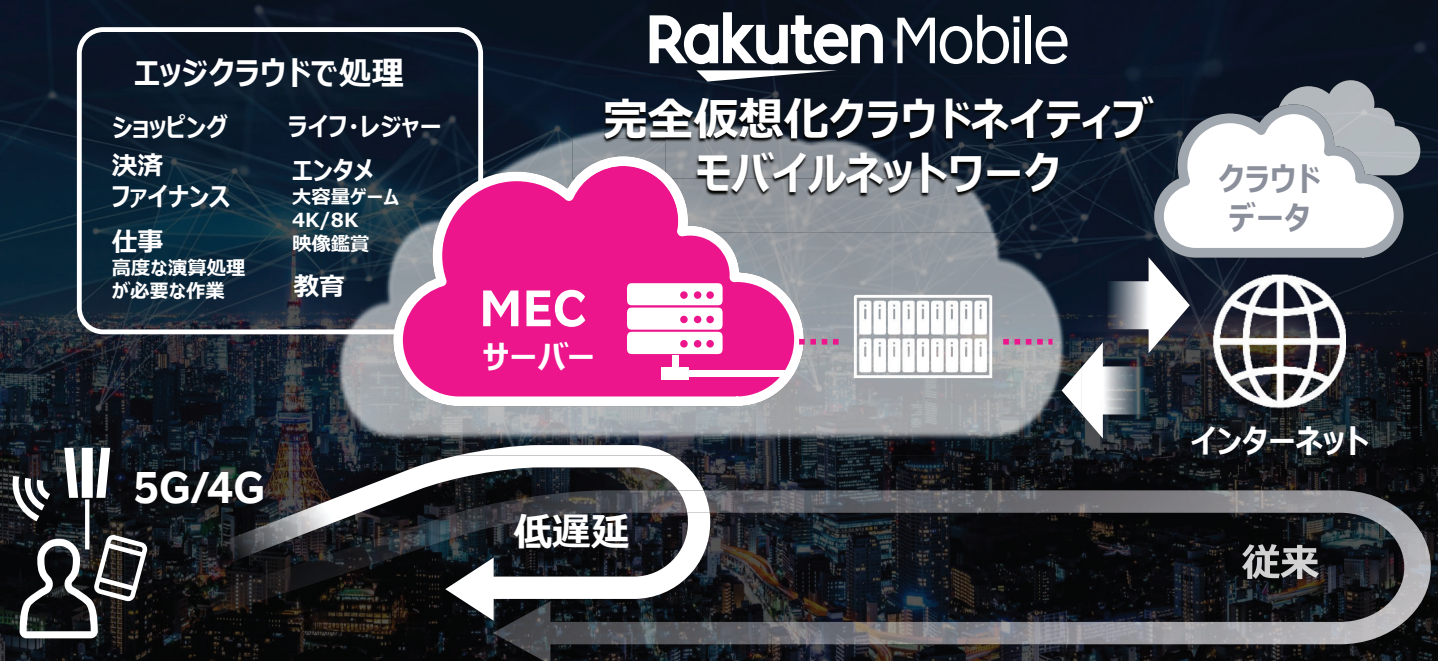
携帯市場の民主化の先には何があるのか？

楽天モバイルがめざす未来

R

9

楽天モバイルの強み：イノベーティブなネットワーク



R

10

楽天モバイルがめざす未来：時代を牽引するネットワークの提供

DeFi Web3.0 IoT
NFT 世界最高品質／低価格なネットワークで 5G/6G
社会全体をDX化
Metaverse Local Government etc...

日本の再興を強力にサポート

R

11

楽天モバイルがめざす未来：ネットワークの世界市場への展開

日本発のテクノロジーを世界展開し
グローバルな通信プラットフォームへ

Rakuten Symphony

日本の国際競争力を大幅に強化

R

12

楽天モバイルがめざすもの：まとめ

■「携帯市場の民主化」による日本のスマホ料金の低廉化

- 楽天モバイルは、「携帯市場の民主化」に向けて携帯市場に参入し、日本のスマホ料金の低廉化に大きく貢献

■今後の構想：楽天モバイルのネットワークを活用した日本の再興

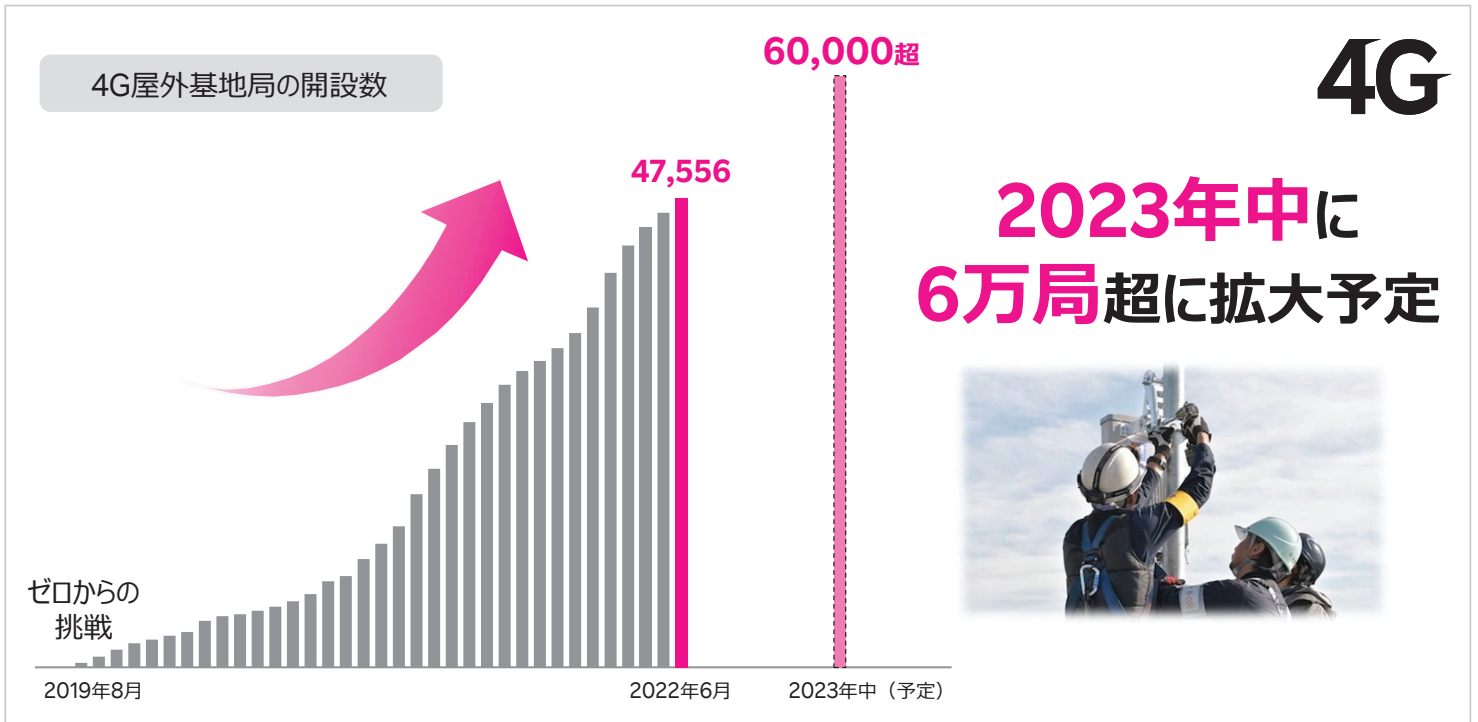
- WFH等のテレワーク社会における大容量ニーズに向けた低廉かつシンプルなプランを提供
- 日本市場で高品質なネットワークを安価で提供し、社会全体をDX化
- グローバルプラットフォームを世界展開することで、日本の国際競争力の強化にも貢献

楽天モバイルが、携帯市場の民主化を加速させ、
日本の再興に向けた将来のネットワーク環境を構築するためには、
プラチナバンドの早期再割当てが必須

第2章

プラチナバンド再割当ての必要性

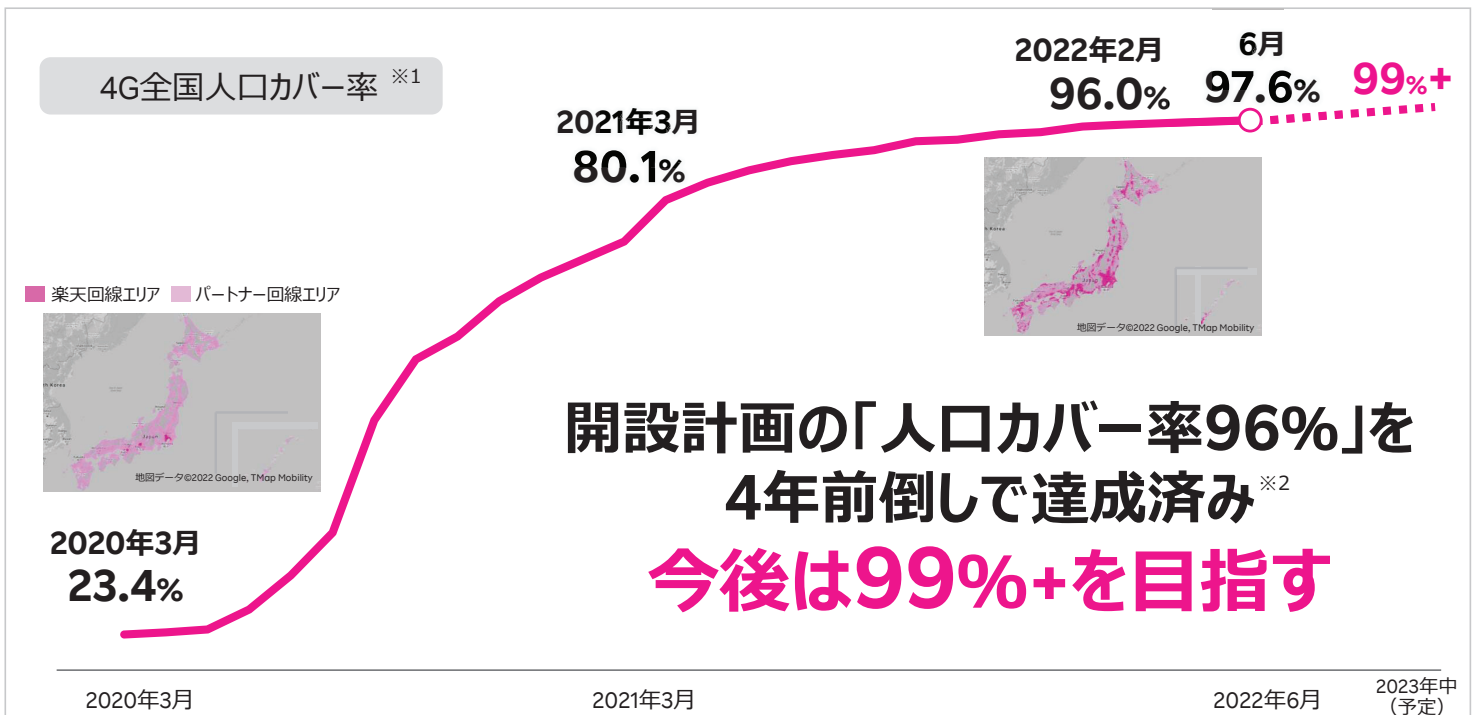
通信品質向上にむけた取り組み ① 基地局建設



R *基地局建設に関わる機器納入状況に影響を受ける可能性あり

15

通信品質向上にむけた取り組み ② 人口カバー率

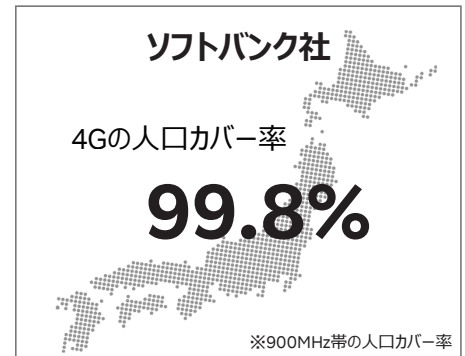
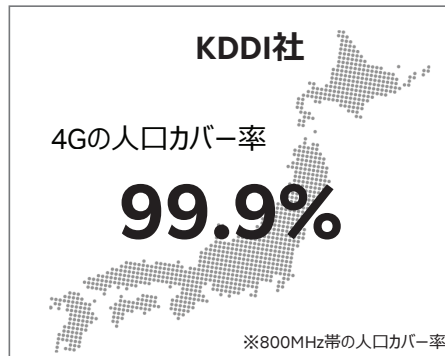
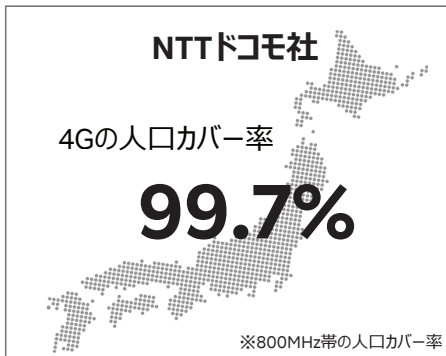


R ※1:夜間人口に対する人口カバー率 ※2:一部地域においては、公共業務用無線局の終了促進措置を実施中のため、現在5MHz幅でのサービス提供となっております。20MHz幅でのサービス提供は、終了促進措置の完了後となります。 ※集計のタイミング等によりエリアマップは実際のカバー率と一致しない場合があります

16

人口カバー率99%+の早期達成に向けて

プラチナバンド（700/800/900MHz帯）を割り当てられている他社は、
99%超の高い人口カバー率を実現



出典：総務省「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果」より抜粋

楽天モバイルは、唯一割り当てられた1.7GHz帯だけで人口カバー率を**97.6%**まで向上させたが
屋内にも浸透しやすく、すみずみまで届きやすい、よりつながりやすい通信環境を提供する等、
他社レベルのカバレッジを実現するには、プラチナバンドが必須

R

17

楽天モバイルの主張：「プラチナバンドの公平な割当て」

<4G用周波数の各社への割当て状況>

	4G LTE 用（一部、5Gへの転用あり）									合計
	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	
ドコモ	20	30		30	40 東名阪のみ	40		40	40	240
KDDI	20	30		20	40	40 UQ	50		40	240
ソフトバンク	20		30	20	30	40 WCP	30	40	40	250
楽天モバイル	← プラチナバンドの割当てなし →				40					40

※1 楽天モバイルは、5G用として1.7GHz帯（東名阪以外）40MHz幅の割当てあり
※2 KDDIは5G用として2.3GHz帯（ダイナミック周波数共用）40MHz幅の割当てあり

↓
楽天の周波数は
他社の約1/6

- ① 他社の約6分の1の周波数割当て ≒ 収容キャパシティも約6分の1
- ② プラチナバンドの割当てがないため、「つながりやすさ」で他社より不利な状況

周波数の公平性／公正競争の観点からも、再割当ては不可欠

R

18

参考：データ通信量の増加

当社のユーザあたりのデータ通信量は増加傾向。なお、当社ユーザは現状でも、帯域幅あたりで他社の3～10倍以上のデータ通信量を使用

<周波数帯域幅あたりのユーザあたりの月間データ通信量比較 (MB/1契約/月/MHz) >

NTTドコモ社	KDDI社 (UQ含)	ソフトバンク社 (WCP含)	楽天モバイル (2021年3月)	楽天モバイル (2022年3月)
21	33	60	220	250MB

※ 周波数帯域幅は700MHz～3.5GHz帯のみを考慮

※ 月間データ通信量は『令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査』を元に700MHz～3.5GHz帯相当分を弊社で試算

(同調査によると、4社総計として、月間データ通信量の99.87%は700MHz～3.5GHz帯によって生じているため、当該周波数帯のみで比較を行った)

※ 1.7GHz東名阪以外バンドは基地局開設前のため弊社帯域幅に未算入

R

19

プラチナバンドの活用方針

プラチナバンドを活用することで、日本の再興に向けた
将来のネットワーク環境及びカバレッジを作っていく

デジタル田園都市
国家構想への貢献

割当て後初期段階では、
繋がりやすさ・品質向上
に寄与

将来的には、
世界トップレベルの
通信環境を構築

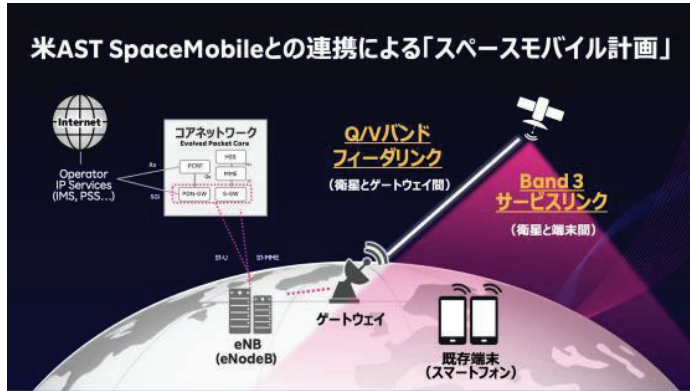
R

20

プラチナバンドの活用方針 ～災害時対応・不感地対策

大規模災害時／非常時でも、安定した通信手段を提供

他社はまだ実現できていない最新技術と電波の有効利用により、災害時のライフラインを確保



- 宇宙から**日本全土100%のエリアをカバー**をめざし山岳地帯や離島などにおいても通信を可能に
- 災害時などに、地上の基地局が倒壊しても、**既存のスマートフォンだけで通信が可能**
- 今後、プラチナバンドの利活用も積極的に検討



※現状、楽天モバイルは他社に比べて周波数帯の割当てが少ないことから、非常時の事業者間ローミングにおいて、救済事業者としての十分な帯域の確保が困難な状況

R

21

プラチナバンドの活用方針 ～先進技術の導入

Beyond 5G／6Gなど、最新技術の迅速かつ積極的な導入

Open RANに準拠した完全仮想化を実現した当社なら、プラチナバンドにも迅速に最新技術を導入

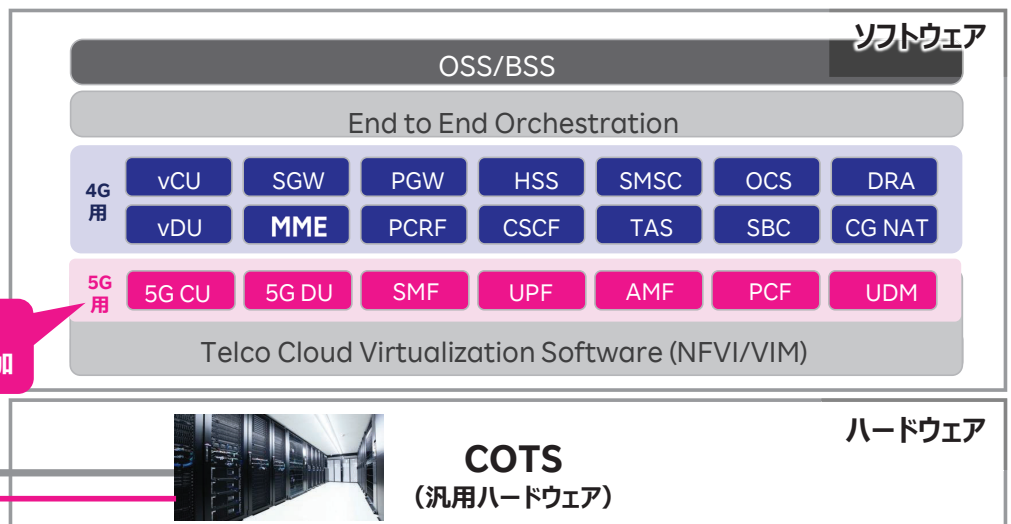
<例：4Gから5Gへの移行の場合>

5G (NR)無線ユニット 4G無線ユニット



5G Sub-6

5G用のソフトウェアを追加



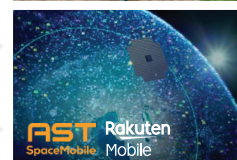
R

22

参考：プラチナバンドの活用方針

プラチナバンドを有効活用し、デジタル田園都市国家構想に沿った 日本全国エリアカバーと将来のネットワーク環境の構築をめざす

カバレッジ強化	プラチナバンドにより、 地方も含め すみずみまでつながりやすい環境を構築
5Gエリア拡大	プラチナバンドで5Gカバレッジを構築、 人口カバー率の目標を前倒し 予定
災害時対応	衛星通信ネットワーク により、災害時も既存スマホでつながる環境を構築
不感地対策	衛星通信ネットワークも含め、 山間部や離島、不感地対策 を推進
コスト効率化	基地局数削減、インフラシェアリング等も検討
先進技術の導入	Beyond 5G/6G含め、 将来的には世界トップレベルの通信環境 を構築



R

23

第3章

プラチナバンド再割当てに関する楽天モバイルの主張

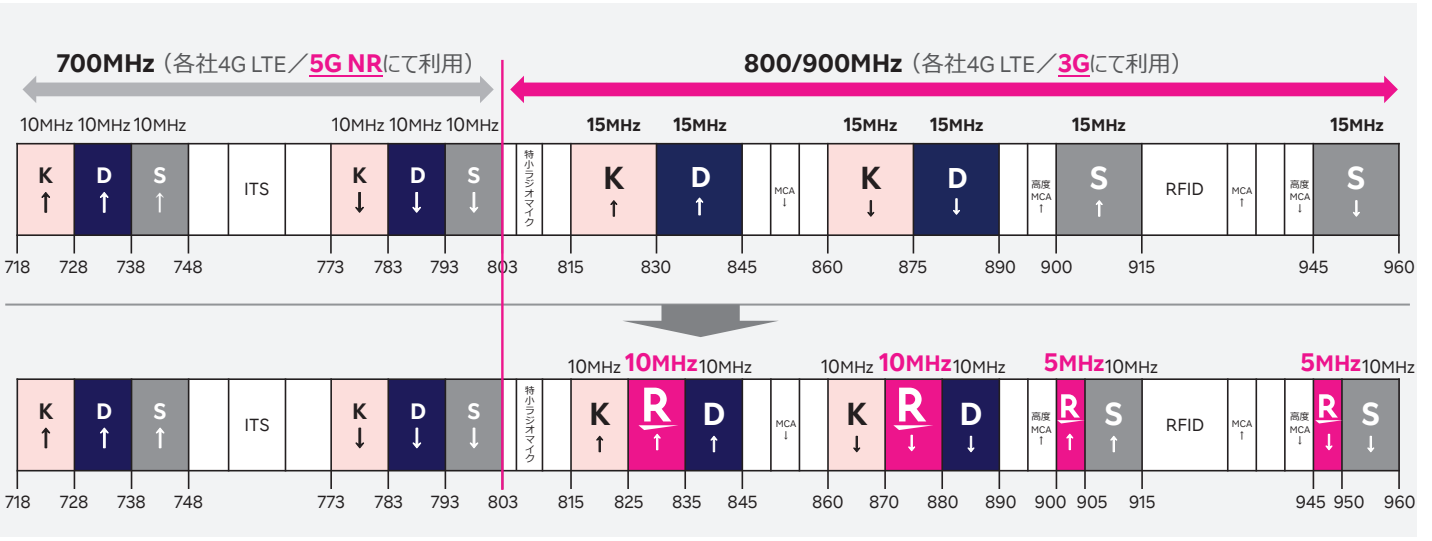
R

24

1. プラチナバンドの再割当てについて

- 既存免許人3社が、800/900MHz帯にて、3G用等に利用していた周波数帯を、それぞれ「5MHz×2」ずつ、新免許人に割譲する案を提案

※再配分後は、既存免許人が「20MHz×2」、新免許人は「15MHz×2」となる



R ※デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ 第1回（2021年2月5日）弊社資料の「既存周波数の再配分方策（案）」から一部変更

1. プラチナバンドの再割当てについて ～提案の背景とメリット

<当初の希望>

- 当初は、既存免許人1社から「15MHz×2」の割譲を受けることを想定
 - 技術的な観点(レピータ交換、フィルタ挿入)等から、1社からの割譲が最もシンプルに移行可能
- ただし、1社が「15MHz×2」を割譲すると、その周波数帯は残らないため、事業者だけでなく利用者（例：その周波数帯専用のIoT機器など）にも影響を及ぼす可能性がある
- 消費者保護の観点、および事業者の影響を最小限に抑えるため、3社が800/900MHz帯にて3G用に利用していた周波数帯を、それぞれ「5MHz×2」のみ割譲する方法を提案



<現状案のメリット>

- 既存免許人は、新免許人に「5MHz×2」を割譲しても、700MHzも含め「20MHz×2」が残るため、プラチナバンドの継続提供が可能（負担および影響が少ない）
- さらに、3G用に利用していた周波数帯を割譲すれば、移行の手間も減り、利用者への影響もより軽微となる

補足：プラチナバンドの再割当てについて

- ・プラチナバンドは、電気通信事業者にとって、**事業運営上極めて重要**
- ・当社案のように、3社とも既存のプラチナバンドを継続利用できるような再割当てを行うことが**業界全体（事業者及びその利用者）にとって望ましい**

※3社が関係することにより、費用の高騰や議論の長期化が発生した場合は、**いずれかの1社あるいは2社から、再割り当てを要望**予定

R

27

2. プラチナバンド再割当ての早期実現について

公正な競争環境の実現と、国民への利益還元のため
プラチナバンドの早期再割当てを要望

①競願審査により、プラチナバンドを
より有効活用できる事業者を新免許人として選定

②新免許人による国民への利益還元を早期実現するため
スピーディ／合理的な再割当てを実施

R

28

第4章

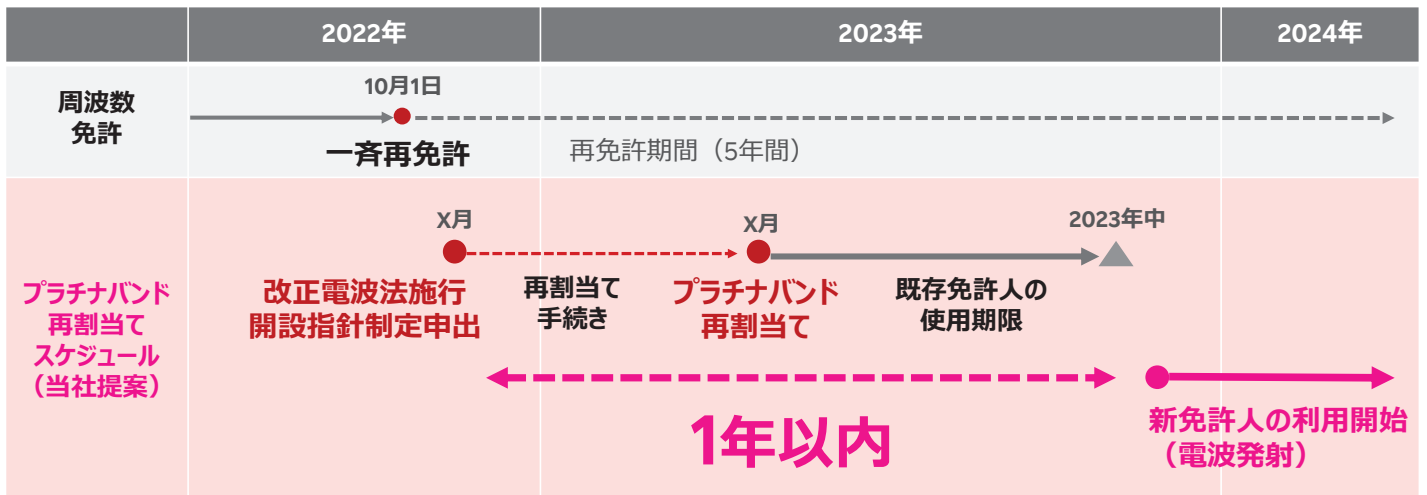
「移行期間」「移行費用の負担の範囲」について

R

29

プラチナバンドの早期割当てに向けたスケジュール（案）

- 新免許人による「電波の有効利用」と「国民への利益還元」を早期に実現すべく、**プラチナバンドを1年以内に利用開始したい**
- 新免許人は、使用期限後に使用を開始することとし、終了促進措置は適用しない



R

30

再割当てによって必要となる作業と想定される実施期間

レピータ交換も含め、全ての作業は半年程度で実施可能

種類	項目	数量	実施期間想定
レピータ交換	高出力レピータ(中継局)	約12,000局※1 ドコモ殿 5,407局 KDDI殿 6,682局 ソフトバンク殿 188局	<ul style="list-style-type: none"> 交換工事が必要 工事班数20班、交換数2局/1日と想定すれば、各社半年(125日)で交換可能
	小出力レピータ	約数十万台 (3社計当社推定)	<ul style="list-style-type: none"> 特別な工事や有資格者は不要 各社の規約では、郵送及びユーザーによる交換対応を規定
基地局の受信フィルタの交換	タスクフォースで 必要 と判断された項目	本タスクフォースで検討中 (楽天モバイルは、フィルタ交換は不要であると想定)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場合、新免許人の利用開始後も含め対応可能
	タスクフォースで 不要 と判断された項目	—	—
ユーザーへの周知		Webサイトやメールでの周知	<ul style="list-style-type: none"> 半年間程度(ユーザーへの影響が軽微だと想定されるため、不要である可能性が高い)

※1 出典：総務省電波利用ホームページ 無線局等情報検索より各社の陸上移動中継局数を当社にて調査・集計

31

フィルタ交換の必要性について

＜楽天モバイルの見解＞

基地局へのフィルタ交換の必要性はないと想定

- 当社の1.7GHz帯では隣接帯域の他社端末からの干渉を低減するフィルタを挿入していない
- 3GPPの国際基準で運用する限り、フィルタ交換は不要と考える



影響の考え方はタスクフォースで検討中

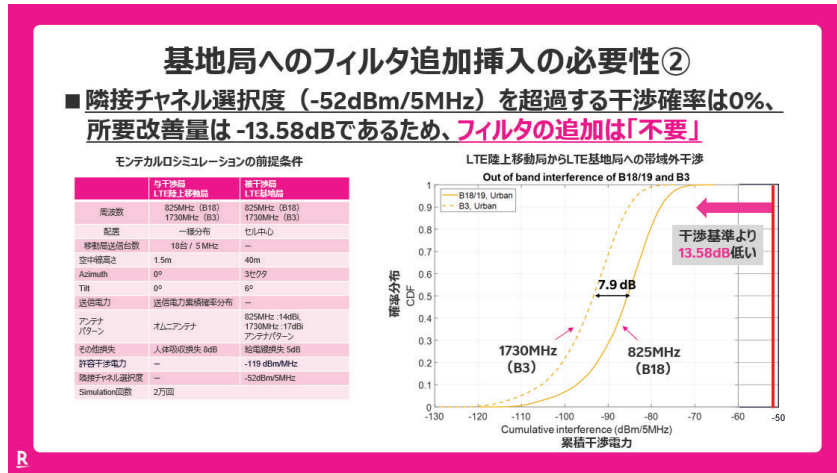
フィルタの必要範囲について、公平な議論を要望

R

32

参考：フィルタ交換の必要性について

**本件について、タスクフォースでの議論や実機での検証等を踏まえ、
公平な議論をもとに精緻化を進めていただくことを要望**



参考：携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第3回）（非公開）
2022年3月24日 当社発表資料より抜粋

R

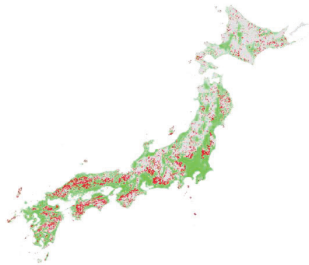
33

ご提案：フィルタ交換が必要な場合の対応について

**仮にフィルタ交換が一部必要となった場合、新免許人が
開設計画（置局計画）を必要な範囲で開示することも検討**

プラチナバンド置局計画のイメージ

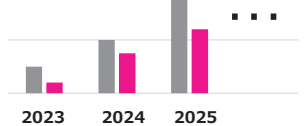
- エリアカバー済み
- エリアカバー未



周波数の利用開始直後に、
先行して置局するエリアを開示

各社フィルタ交換対応のイメージ

- フィルタ交換済み基地局数
- 当社基地局開設数



**当社の開示情報に基づき、影響が
想定される基地局にフィルタ交換対応**

影響が想定される基地局を、効率的に対応することが可能に

R

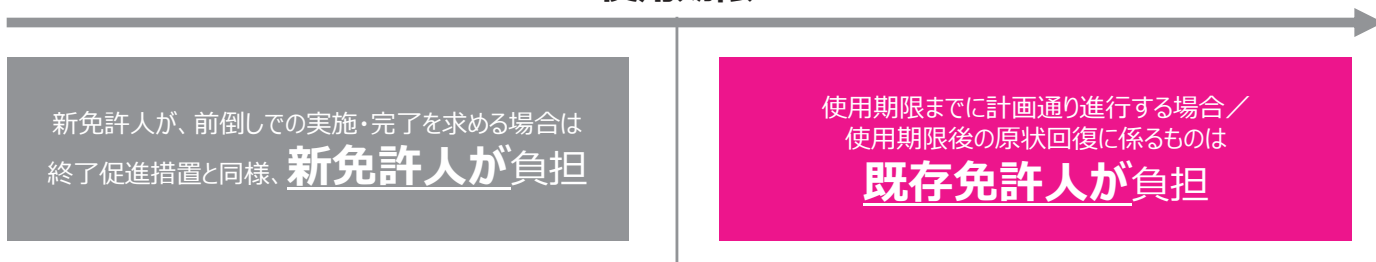
34

再割当てにおける移行費用の考え方

使用期限までに計画通り進行する場合／使用期限後の原状回復に係るものは
既存免許人が負担するのが妥当

- 競願により選定された新免許人は、ブランチバンドを有効活用することで、低廉な料金の実現等国民への利益還元を行うことが期待される。
- 競願により選定された新免許人が上記の利益還元を速やかに実現できるよう、既存免許人は使用期限までに、既存免許人の負担のもと原状回復を完了するべき。

使用期限



R

35

第5章 さいごに

R

36

プラチナバンドの「早期」再割当ての必要性

- 楽天モバイルがプラチナバンドを割当てられることで、4事業者間の公平かつ公正な競争が実現し、国民の利便性向上につながる
- **しかし、プラチナバンドの割当ておよびその検討に時間がかかり、早期の利用開始が実現できない場合、様々な影響が想定される**

新規参入事業者が育たず
3社の寡占が続き、
国民への利益還元が困難

日本の国際競争力に影響、
日本再興の機会を逸失

R

37

プラチナバンドの割当てを受け、携帯市場の民主化を加速させ
日本の国際競争力を高めることが当社の使命

日本の将来に向け、プラチナバンドの
1年以内の利用開始をご検討ください

R

38

Rakuten Mobile

携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第12回） 再割当てに係るエリア単位での移行について

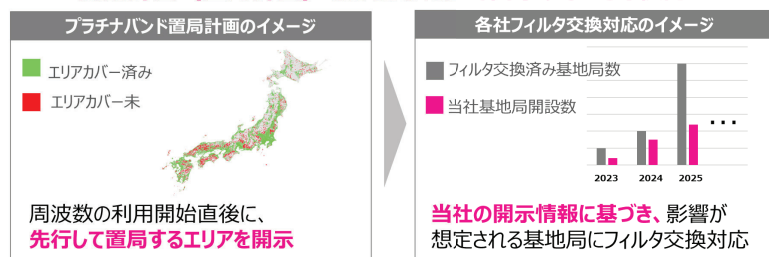
楽天モバイル株式会社
2022年9月26日

Rakuten Mobile

はじめに

ご提案：フィルタ交換が必要な場合の対応について

仮にフィルタ交換が一部必要となった場合、新免許人が
開設計画（置局計画）を必要な範囲で開示することも検討



影響が想定される基地局を、効率的に対応することが可能に

携帯電話周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第10回）
弊社提示資料

周波数再割当てに係る主な論点として、

- ① 基地局の受信フィルタの交換
- ② レピータ・中継局の交換

の必要性や移行期間等が検討されております。

このため、左記①に加え②も含め、

「開設計画（置局計画）を必要な範囲で開示」の
イメージをご説明いたします。

なお、実現に当たっては、特定のエリア単位ごと
の機器数などの詳細情報をいただいたうえで、
更なる精緻化を図っていただければと考えております。

携帯電話用周波数の再割当てに係る 円滑な移行に関するタスクフォース 事業者公開ヒアリング資料

株式会社NTTドコモ
2022年8月30日

はじめに

➤ 令和4年改正電波法で導入予定の携帯電話等の周波数の再割当制度について、当社の意見を申し述べます。

1. 周波数の再割当てについて
2. 800MHz帯の再割当てによって必要となる対応
3. 800MHz帯の再割当てに係る移行期間・移行費用
4. 800MHz帯の再割当てに係る費用負担について

- 周波数の再割当ては、電波法の目的に則り、携帯電話を利用する国民が享受する**利便性を最大化**する方向で検討が進められるべきと考えます。
- 国民共有の財産である周波数は、利用状況の客観的評価等も考慮して、**有効利用の促進**を図ることが重要です。
- 周波数の有効利用促進の手段として再割当てが妥当となったとしても、携帯電話ネットワークの社会インフラとしての重要性を鑑みて、ICTデバイス機器等に影響を及ぼすような状況や、携帯電話が使いづらくなってしまうような、**安定的な運用を損なうことにつながる再割当て**はなされるべきではないと考えます。

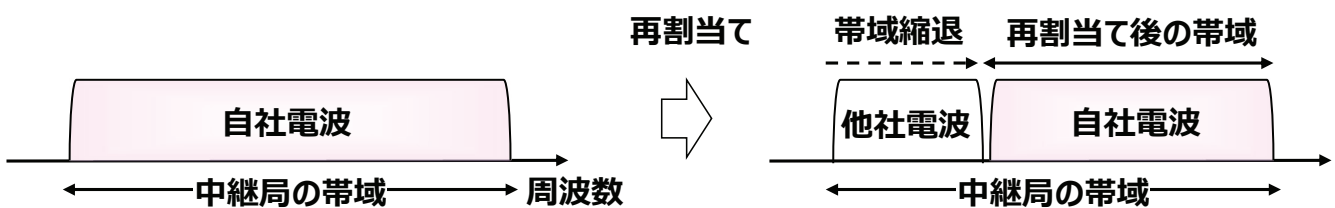
1-2. 周波数の再割当てについて

- 周波数の有効利用促進の手段として再割当てが妥当となったとしても、
 - 携帯電話が使いづらくなりユーザの利便性が低下することがあってもならず、そうならないための基地局や中継局等への対応には適切な**移行期間・移行費用が必要**です。
 - 移行期間は、社会インフラとして広く浸透し、携帯電話ネットワークに組み込まれているICTデバイス機器等における周波数変更・帯域縮退による影響への考慮も必要であり、携帯電話の第2世代から第3世代へのマイグレーション時において期間を要した経験からも、**十分な期間が設定**されるべきと考えます。
 - 基地局や中継局等への適切な対応において移行費用が必要であり、対象周波数の特性や利用状況等を考慮して、**適切に負担**されるべきと考えます。

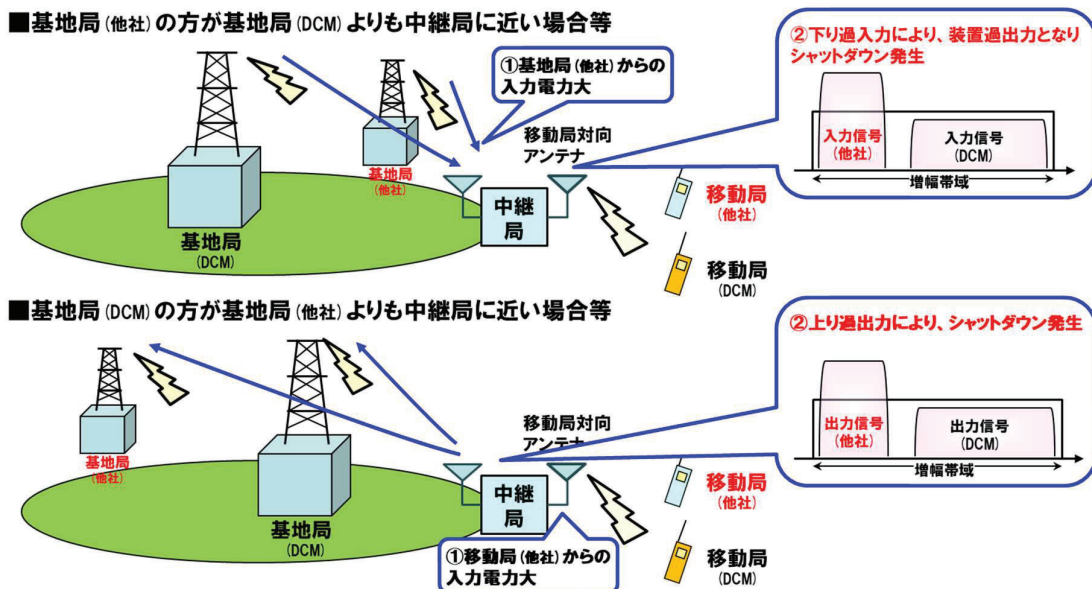
- 800MHz帯の有効利用促進の手段として再割当てが妥当となった場合、電波法制度への対応やユーザ利便性低下を回避するため、**中継局交換、基地局のフィルタ挿入、容量増加対応**が必要です。

● 中継局交換

- ✓ 再割当てにより帯域が縮退し、当該帯域を他社電波が使用すると、中継局の帯域の中に他社電波が入り込み、他社電波も中継されます。

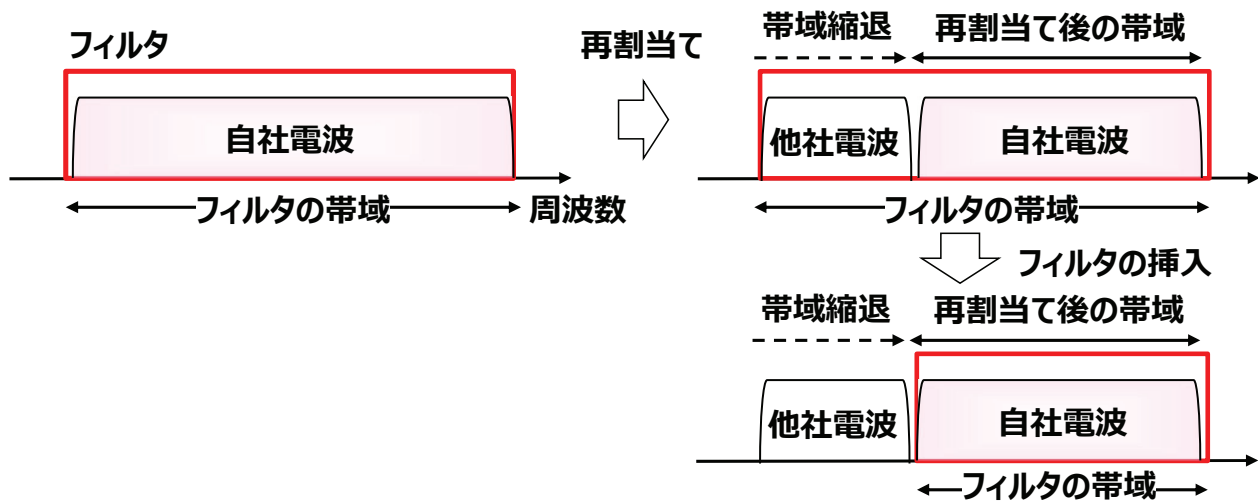


- ✓ 他社電波が高い電力で中継局に入力されると装置の性能を超える電力送信を回避するため、**シャットダウンが発生する場合があります**。また、他社電波を中継することは**電波法違反**になります。そのため、屋内外に設置されているブースタや個人宅に設置されているレピータ等の中継局を、再割当て後の帯域のみ中継する機器に**交換することが必要**です。



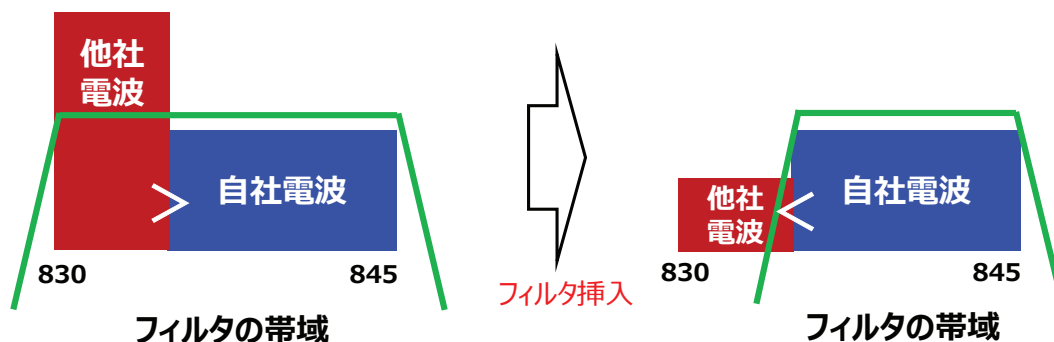
● 基地局のフィルタ挿入

- ✓ 周波数有効利用の観点から他社電波の干渉を取り除いて基地局性能を最大化し、様々な環境で通信できるようにフィルタを使用しています。
- ✓ 帯域が縮退し、当該帯域を他社電波が使用すると、フィルタの帯域の中に他社電波の干渉が入り込み**通信品質が低下**するため、干渉を取り除くフィルタの挿入が必要です。



6

- ✓ フィルタ帯域の中に他社電波の干渉が入り込んだ場合の影響を試算したところ、9割超の基地局において3%超のユーザが通信利用不可になる可能性があり、800MHz帯の約2割の端末に影響が及ぼす可能性があります。



通信品質低下
(スループットの劣化、音声途切れが発生)

通信品質良好

7

● 容量増加対応

- ✓ 帯域が縮退すると、帯域不足による通信容量低下で、**通信速度の低下**や同時に通信できるユーザ数が減少して**つながりづらくなる**ため、これを補う基地局の増設が必要です。
- ✓ 例えば、帯域が15MHz幅から10MHz幅に縮退した場合、最大通信速度は約2/3へ、また、1つのセル内に収容可能なユーザ数は約2/3へ減少するため、他の周波数帯の基地局を増設し、その減少分を補う必要があります。

3-1. 800MHz帯の再割当てに係る移行期間・移行費用

- 800MHz帯の再割当てによって必要となる対応に係る移行期間・移行費用は以下の通りです。

➤ 移行期間

社会的な要請も勘案して**5G展開に注力**している中で、本件に係る対応を進めるためには、スキルを持った**工事対応者の追加確保**、ユーザ影響が生じないよう**順序性の考慮**、ICTデバイス**機器等の検証**が必要であり、**10年程度の期間**が必要です。

➤ 移行費用

- ✓ 中継局交換： 150億円
- ✓ 基地局のフィルタ挿入： 500億円
- ✓ 容量増加対応： 500億円

3-2. 800MHz帯の再割当てに係る移行期間（詳細）

➤ 5G展開を着実に進めていく中で、スキルを持った**工事対応者の追加確保と工事準備**（ビルオーナーとの調整や工事をするための対処等）には2年程度が必要であり、工事は基地局・中継局毎に順次実施するため、全ての基地局・中継局で工事が完了するまでに一定の期間を要します。また、中継局交換では新しい中継局の装置開発に1年程度が必要です。各対応期間の試算は以下の通りです。

- 中継局交換（屋外・屋内ブースタ交換）
 - ✓ 5年：工事対応者追加確保・準備※1（2年）＋工事期間（3年）
- 中継局交換（個人宅レピータ交換）
 - ✓ 7年：装置開発（1年）＋交換期間※2（6年）
- 基地局のフィルタ挿入
 - ✓ 9年：工事対応者追加確保・準備（2年）＋工事期間（7年）
- 容量増加対応
 - ✓ 7年：工事対応者追加確保・準備（2年）＋工事期間（5年）

※1 新しい中継局装置を、工事対応者追加確保と並行して開発することを想定

※2 新しい中継局装置をユーザ宅へ郵送して交換すること（工事不要）を想定
3G中継局の郵送交換実績に基づいて試算

10

3-3. 800MHz帯の再割当てに係る移行期間（詳細）

➤ 再割当てによって必要となる各対応を順次実施していく際、ユーザ影響が生じないように、帯域縮退の**基地局設定調整、基地局工事、中継局交換の順序・タイミング**を適切に調整して進めることが重要です。このことから、各対策（中継局交換7年、フィルタ挿入9年、容量増7年）は基本的には順序立てて行う必要があり、完了するには**10年以上の期間**が必要です。

➤ ICTデバイス機器等には、電波法制度への対応のため**工事設計認証の確認**や、帯域縮退後の周波数での**動作検証**が必要です。携帯電話の2Gから3Gへのマイグレーション時において数十万台のICTデバイス機器の対応における経験から、**1千万台を超える機器が存在している現在、対応には十分な期間が必要**と考えます。

➤ これらのことを勘案すると、移行期間は**10年程度必要**と考えます。

11

- 800MHz帯は、携帯電話ネットワークに組み込まれたICTデバイス機器等も含めた社会インフラとして、幅広い地域において多数の基地局でサービスを提供し、機能向上も含めて**有効利用**を図るべく尽力しております。
 - 基地局数：73,723局、人口カバー率：99.7%
※令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果
- 仮に800M帯の再割当てが実施された場合、新規事業者が800M帯の周波数を使い始める一方で、15M幅から10M幅へ縮退した帯域を使ってサービスを提供し続ける既存事業者が、再割当てに係る費用を**負担することは妥当ではない**と考えます。

4-2. 800MHz帯の再割当てに係る費用負担について

- 周波数の有効利用促進の手段として再割当てが妥当となった場合、国民共有の財産である周波数の再割当てに係る費用負担の協議は、**競合関係にあるステークホルダー間**では困難な状況が想定されるため、**国が主導**し、対応策・期間・費用負担先等についてコンセンサスを形成した上で結論を導出すべきと考えます。
- 現行制度に沿って上記の協議が進められるなか、協議不調の状態が長期化した場合においては、費用負担の新たなアプローチとして、良好な電波環境の構築・整備に係る**共益費用**である**電波利用料の活用等**、**法制度の見直し**も視野にいたした検討を進めるべきと考えます。

あなたと世界を変えていく。

^{NTT}
docomo

移動通信システム等制度ワーキンググループ
携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース 事業者ヒアリング資料

周波数再割当て制度とプラチナバンド再割当てについて

2022年8月30日

KDDI株式会社

周波数再割当て制度について

日本の経済発展と国際競争力向上に向けた電波政策

< 電波法第1条に基づく国民の恩恵享受の観点 >

- 周波数再割当て制度は、電波法第1条の目的に基づき、日本国民が周波数によって恩恵を享受する「5G/Beyond5G/6G等の社会浸透と経済発展」を最優先とすべき
- 周波数再割当てを行う場合、国民の電波利用の利便性を損ねぬよう、移行によって生じる利用者への影響を十分考慮するとともに、5G/Beyond5G展開とそれが国民にもたらす経済効果を減衰させる結果とならないこと、また、国民共有財産である電波がこれまで以上に有効利用されることの担保が重要
- プラチナバンドの再割当てには、利用者への品質影響回避のために各事業者共にフィルター設置工事やレピータ交換作業を要する。膨大な設備投資と工事労力は、「デジタル田園都市国家構想」のための5G展開にも影響する大きな「社会的損失」となることが懸念事項
- 楽天モバイルに再割当てをする場合は、その損失を上回る社会的メリットと、楽天モバイルによる周波数の更なる有効利用の担保が示されることが必要（各社の基地局数を上回る計画とそれを実現する財務基盤の確認が必要）

2

日本の経済発展と国際競争力向上に向けた電波政策

< 国家戦略遂行に向けた設備投資の観点 >

- 経済再生と社会課題解決を両立する『デジタル田園都市国家構想』と国際競争力向上のための『Beyond 5G推進戦略』の実現に向けて「5Gの早期整備と社会浸透」が不可欠。これらの国家戦略は、通信事業者の多大な5G先行投資を前提とするもの
- これまで通信事業者は、「1システムを20年以上安定的に運用すること」を経営戦略・事業計画の中に織り込み、認定期間の満了後も、エリア拡充・品質向上・容量増強等の継続的設備投資※を実施（※ 先行基盤整備投資とその後の条件不利地域の整備や更改投資）
- 今後の5G/Beyond5G/6Gの高度化と強靭化に向けた設備投資の後押しのためには、周波数の利用可能期間となる「認定期間 + 移行期間」が20年以上見据えられることが、事業運営上 非常に重要な前提
- 「無秩序な申請」や非効率な「帯域の細分化」を回避するとともに、通信事業者がこれまで通り「継続的な積極投資をできる周波数利用期間」の設定を要望

3

競願による再割当てにおける開設指針について

< 開設指針の比較審査基準について >

- 競願による再割当てにおいても審査の基準となる開設指針は、「公平・公正な指標」であることが重要
(意図的に後発事業者が優位な内容になっていないかの確認が重要)
- デジタル変革時代の電波政策懇談会報告(令和3年8月)において、「プラチナバンドの割当てを受けた事業者は広いエリアカバーが求められる」と集約されており、プラチナバンドの再割当てにおいては、既存事業者の有効利用と同等以上のエリアカバーすることを「絶対審査基準」とすべき
- 開設指針策定の申し出で提出される「財務に関する事項」においても、周波数有効利用(広いエリアカバーの実現)の履行のための安定的な事業運営と財務基盤の十分な評価が必要
(従前の開設指針の絶対審査基準には、設備投資等に必要な資金調達計画及び認定の有効期間の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有することが規定されている)

4

移行費用について

5

再割当てによって対応が必要となる事項

お客様影響を最小限にするために丁寧な対応が必須であり、対応が必要となる装置規模が大きいため、多大な稼働（体制）・費用・時間が必要

項目	内容
フィルタ挿入	<ul style="list-style-type: none"> 基地局のアナログフィルタ通貨帯域内に他社端末送信の干渉波が入ることにより発生する感度抑圧による品質劣化防止（お客様サービス品質劣化防止）
レピータ交換	<ul style="list-style-type: none"> 設置済みのレピータが他社の電波も増幅してしまい電波法違反となることへの対処 他社電波と一緒に増幅することによる自社電波が正しく増幅されない等の動作不良への対処（お客様サービス品質劣化防止）
品質維持に必要な対策	<ul style="list-style-type: none"> 帯域縮退に伴う装置最適化（アンテナチルト・送信電力等の調整） 同一周波数帯もしくは他周波数帯による設備追加（容量対策）
その他	<ul style="list-style-type: none"> お客様に対する周知および端末交換等（サービス品質影響等ある場合） デジタル田園都市国家インフラ整備計画（5G人口カバー率：2023年度末95%、2025年度末97%、2030年度末99%）に対する計画の見直し

6

プラチナバンド再割当てにおけるお客様影響

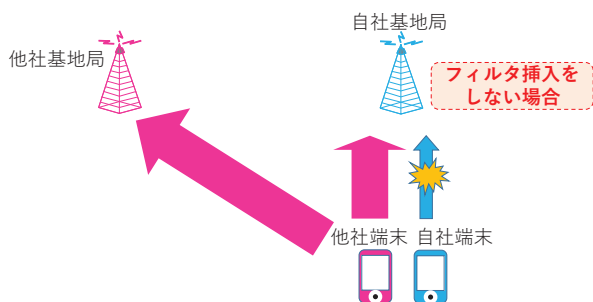
① フィルタ挿入をしない場合

- 上り信号（自社端末→自社基地局への信号）が正しく受信できなくなり、現在利用中のお客様端末において利用不可（通信切断）やサービス品質劣化（上りスループット低下・接続性低下等）が生じる

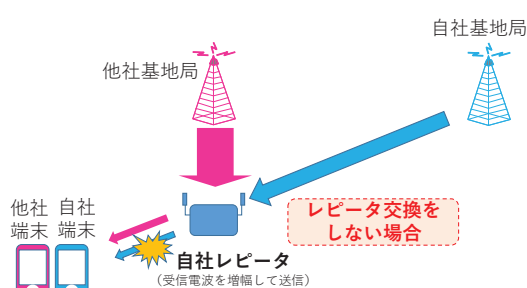
② レピータ交換をしない場合

- 下り信号（自社基地局→自社端末）が正しく増幅されなくなり、現在利用中のお客様端末において圏外になる事象が生じる

<① フィルタ挿入をしない場合>



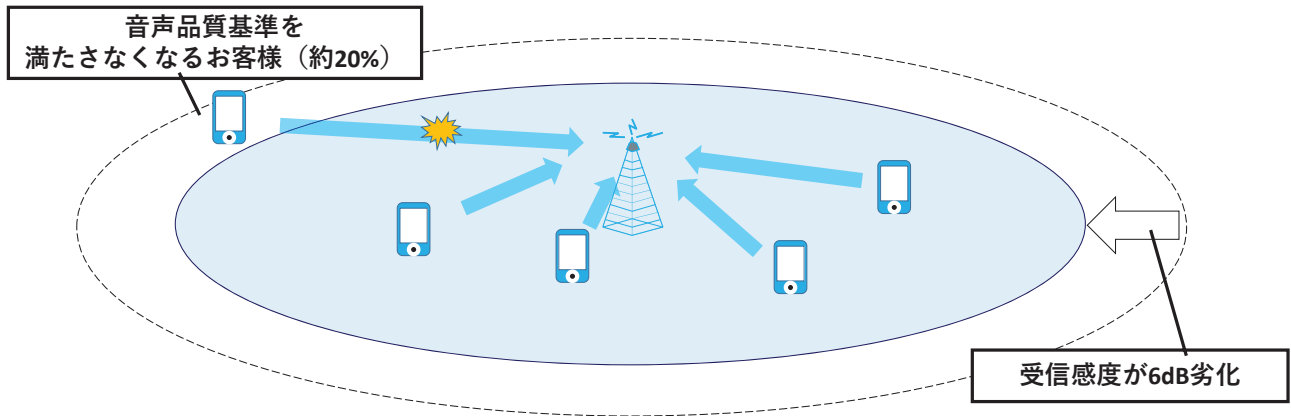
<② レピータ交換をしない場合>



7

フィルタ挿入をしない場合の影響（通信品質の劣化）

- ・ フィルタ挿入をしない場合、約20%のお客様の音声通話がつながりにくくなったり、音途切れが発生
- ・ 当社契約者数(2022年3月時点で約6,210万契約)を踏まえると、約1,242万人のお客様に影響の可能性

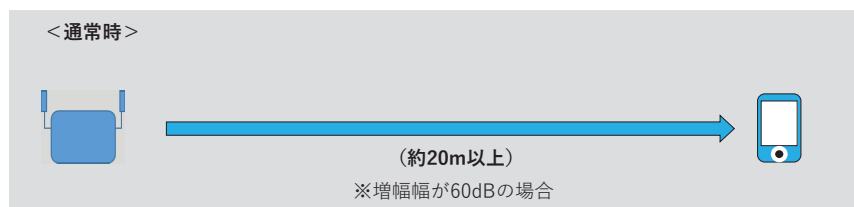


8

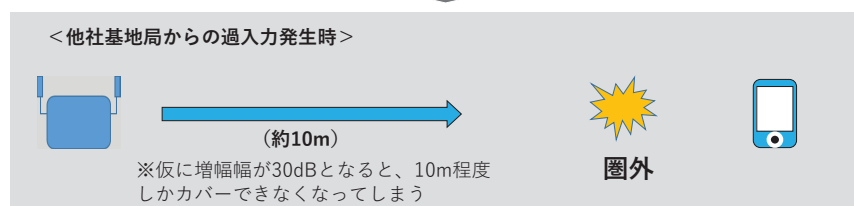
レピータ交換を行わない場合の影響（通信品質の劣化）

- ・ レピータの増幅幅は最大60dB（可変）となっており、他社基地局から過入力があった場合、これまで通りの増幅が行えず、対策エリアの縮退が発生し、圏外になる事象が生じる

<ユーザー影響の机上検討>



他社基地局からの過入力が発生



■前提条件
 伝搬モデル：自由空間損失
 周波数：865MHz
 送信高：2.0m
 受信高：1.5m
 アンテナ利得：2.14dBi（送受信）
 レピータ送信電力：-40dBm（通常時）

9

再割当てに必要とされる費用

- KDDI 1社で約1,000億円超が発生する見込み（当社試算）
- 共同対策装置の対応・エリア再設計・ユーザ周知等の費用が別途必要

作業内容	総額	対象
フィルタ挿入 (基地局/陸上移動中継局、各種設定含)	約655億円	約8万台
レピータ交換	約257億円	約24万台
基地局増設（容量対策）	約150億円	帯域縮退に伴う装置最適化と加入者トラフィック収容の手当て

合計：約1,062億円

10

移行費用の扱いについて

<レピータ装置の交換・品質維持に必要となる対策>

- 移行において不可避免的に発生する交換作業であり、「終了促進措置」の対象
(実施しない場合は、後発事業者の電波を既存事業者の装置が増幅することになるため電波法違反)
- 開設指針が策定され、既存免許人が利用中の周波数を新規免許人が利用する場合は、移行費用を新規免許人が負担することが適当
- これまでの終了促進措置では、従来と同等の性能・運用を確保するために必要な費用が対象範囲※となっており、品質維持に必要となる対策も新規免許人が負担することが適当

(※「無線設備・附属設備の取得費」、「設備変更の工事費(旧設備の廃棄に要する費用含)」、「事業継続補償費」、「ソフトウェア変更費」)

<フィルタ挿入>

- 電波法第五十六条（混信等の防止）に準じ、「後発事業者が無線局の運用開始前に先発事業者の基地局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないために実施する措置」に該当
- 従って、終了促進措置の活用有無に関わらず、混信等の妨害が確認される場合には、全て後発事業者が責任をもって対処すべき（実施しない場合は後発事業者に免許が与えられない）

(混信等の防止) 第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第五十二条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

11

参考) 後発事業者の費用負担により先発事業者設備対策を行った過去事例

先発事業者	概要	後発費用負担概要	契約時期	備考
移動無線センター	当社CDMA⇒MCA指令局	MCA指令局への受信フィルタ・ATT設置、アンテナ調整等費用	H11.1.18	後発側与干渉
日本移動通信システム協会	当社CDMA⇒JSMR指令局	JSMR指令局への受信フィルタ設置、アンテナ調整等費用	H13.11.30	後発側与干渉
DDIポケット	当社IMT(2GHz)⇒PHS	PHSへのフィルタ挿入、高利得アンテナ交換(損失補償対策)	H14.7.18	後発側与干渉
東京通信ネットワーク	当社IMT(2GHz)⇒PHS	PHSへのフィルタ挿入、アンテナ調整等	H14.7.18	後発側与干渉
NTTドコモ NTTドコモ東海 NTTドコモ関西	当社IMT(2GHz)⇒PHS	PHSへのフィルタ挿入、アンテナ調整等	H14.8.2 H15.10.28 H15.11.25	後発側与干渉
NTTドコモ関西	PDC⇒当社CDMA(マリネット)	PDCへの送信フィルタ挿入	H15.8.22	後発側被干渉
中部テレコミュニケーション	当社IMT(2GHz)⇒PHS	PHSへのフィルタ挿入、アンテナ調整等	H15.11.7	後発側与干渉

12

移行期間について

13

終了促進措置対象となるレピータ交換の必要期間

- 交換が必要となるレピータの台数は約24万台。
約5万台は郵送対応が可能と見込むが、約19万台は現地での工事・調整対応が必要
- 約19万台のレピータ交換作業は、現状から約1.2倍の体制を構築しても約10年を要する。
(通常の設置作業は継続するため、交換作業の工事体制は通常の設置体制とは別に構築が必要)
- 期間短縮の体制強化を行う場合、当該作業に工事リソースを振り分けることとなり、最優先課題である5Gエリア整備の工事リソースが逼迫し「デジタル田園都市国家構想」の実現に影響を及ぼす

作業内容	台数	対応方法	想定される期間		
			開発	納入	交換
レピータ交換	約5万台	郵送	約1年	約0.5年	約2年
	約19万台	現地での工事・調整			約8.5年 (約22,400台/年※)

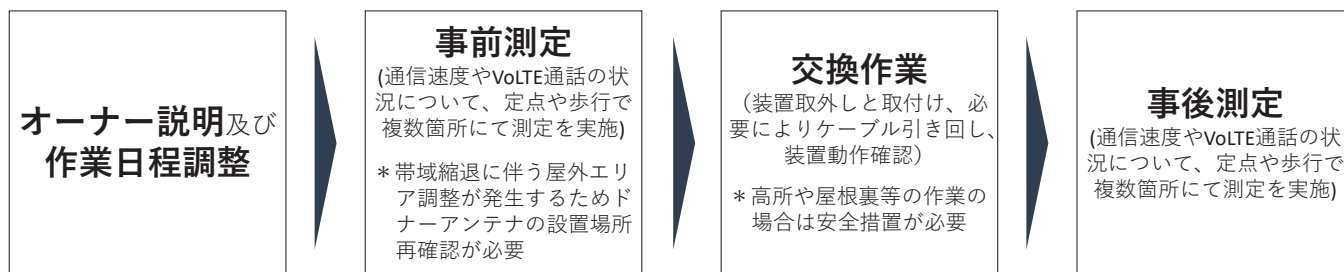
※過去10年間の設置実績 (18,000台/年) の約1.2倍の体制

移行期間：約10年
(開発：1年 + 納入：0.5年 + 交換：8.5年)

16

参考) レピータ交換工事のプロセス

現地対応が必要なレピータは、主にオフィスや小規模店舗に設置され、各所で設置状況が異なる。施工品質確保・通信品質の事前・事後確認等の観点から、お客様が交換作業を実施することは困難。



レピータ設置事例
(地下1階の飲食店)



地下の店舗内に設置するレピータ
(本体およびサービスアンテナ)

同軸ケーブル等にて接続
(ビル内を引き回し)



基地局電波を受信するアンテナ
(ドナーアンテナ)

17

参考) 工事リソース確保における課題 (省庁調査)

- 労働力人口は2012年増加していたものの、近年は日本の少子高齢化による労働力人口(働き手)は減少傾向
- 今後もその傾向は継続されるものと想定

- 平成22年度より投資額(工事量)は徐々に増加しているものの、労働力人口の増加に関わらず、建設業就業者数は横ばい

第1 就業状態の動向

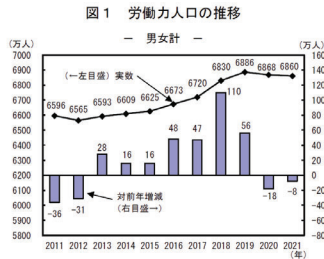
1 労働力人口

(1) 労働力人口は8万人の減少

労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口)は、2021年平均で6860万人と、前年に比べ8万人の減少(2年連続の減少)となった。男女別にみると、男性は3803万人と20万人の減少、女性は3057万人と13万人の増加となった。

また、15~64歳の労働力人口は、2021年平均で5931万人と、前年に比べ15万人の減少となった。男女別にみると、男性は3252万人と20万人の減少、女性は2679万人と6万人の増加となった。

(図1, 表1, 統計表第1表)

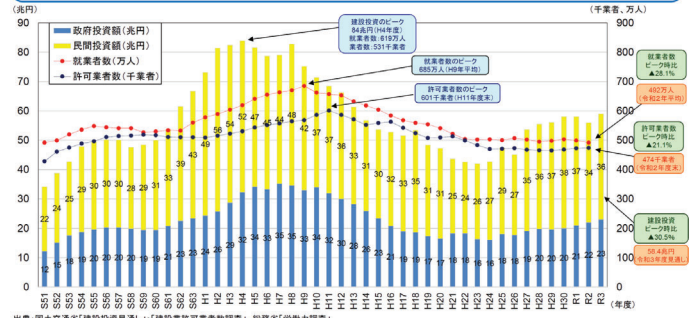


労働力調査(基本集計)2021年(令和3年)平均結果の概要(総務省統計局2022年2月1日公表)より

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

- 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成23年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約58.4兆円となる見通し(ピーク時から約31%減)。
- 建設業者数(令和2年度末)は約47万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約21%減。
- 建設業就業者数(令和2年平均)は492万人で、ピーク時(平成9年平均)から約28%減。



出典:国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し
 注2 許可業者数は毎年定数(翌年3月末)の数
 注3 就業者数は年平均、平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で推計した値
 注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築リフォーム・リニューアルが追加されたことと、平成23年以降の投資額を推定している

建設業の働き方改革の現状と課題(令和3年11月国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業政策企画官)より

まとめ

- 周波数再割当て制度は、電波法第1条の目的に基づき、日本国民が周波数によって恩恵を享受する「5G/Beyond5G/6G等の社会浸透と経済発展」を最優先とすべき
- 国民の電波利用の利便性を損ねぬよう、移行によって生じる利用者への影響を十分考慮するとともに、国民共有財産である電波がこれまで以上に有効利用されることの担保が重要
- 移行期間は、国家戦略『デジタル田園都市国家構想』のための5G設備投資を後押しするとともに、レピータ交換等が現実的に実行可能 且つ 5G展開に影響を及ぼさない十分な移行期間の確保が必要
- お客様への影響回避のために行われる膨大な設備投資による社会的損失を十分考慮するとともに、その損失を上回る社会的メリットが示されることが必要
- プラチナバンドの再割当てが、『先発事業者の膨大な移行作業』『後発事業者の財務を圧迫する投資』『国民のためのデジタル田園都市国家構想の減衰』に陥らぬよう、後発事業者の競争条件の維持の手法を今一度検討することも重要

参考

参考) プラチナバンドの周波数有効利用の担保

■ プラチナバンドに求められる事項 (懇談会報告書P106 抜粋)

(ウ) 考え方

電波は国民共有の財産であり、特に、特定基地局²⁴を開設する場合には、その割当てを受け、広範囲にわたって排他的に利用できる立場を与えられることから、こうした移動通信事業者には、より高い公共性が求められ、公共の福祉の増進に寄与する責務があると考えられる。

また、令和元年(2019年)の電波利用料の料額算定に当たっては、携帯電話(6GHz以下)に「国民への電波利用の普及に係る等の責務等があるもの」として、軽減係数(特性係数)が適用され、負担額が軽減されている²⁵。

以上の点を踏まえると、特定基地局を開設する携帯電話事業者(例えば、6GHz以下)については、電波利用の便益を広く国民に付与するため、インフラシェアリングの活用なども含めて、特定基地局に係る周波数を利用できる区域において、無線通信があまねく行われるよう無線局の開設に努めることが求められ、総務省において、努力義務を課すことを検討することが適当である。

また、周波数の割当てにおいて、諸外国でも一定のカバレッジ義務は採用されており、我が国でもこれまで人口カバー率や基盤展開率を審査項目に採用してきたところ。そのため、例えば、いわゆるプラチナバンドについては、周波数の特性を踏まえると、高層建築物などの奥や条件不利地域における無線局の開設など広いエリアカバーを実現することが求められ、特定基地局開設計画の審査項目とすることを検討することが適当である。

■ 既存事業者によるプラチナバンド有効利用の状況 (令和3年度利用状況調査(2022.03.25公表)より)

【800MHz帯】

1. カバレッジ(開設計画の認定以外、割当方針(H17.02.08))

	ドコモ		KDDI/沖縄セル		4G 平均値
	3G	4G	3G	4G	
基地局数	73,050局	73,723局	47,363局	80,723局	77,223局
人口カバー率	99.7%	99.7%	99.6%	99.9%	99.8%
面積カバー率	58.0%	57.4%	55.6%	60.0%	58.7%
不感地域人口の解消数	1,814人		4,861人		

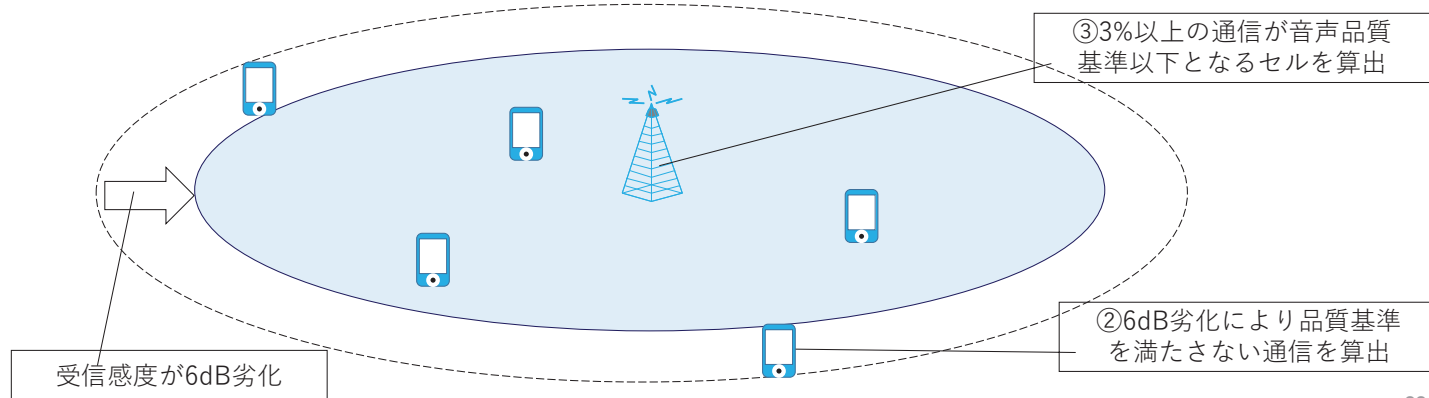
【900MHz帯】

1. カバレッジ(開設計画の認定(H24.03.01)、市町村人口カバー率80%以上(H30年度末))

	ソフトバンク	
	3G	4G
基地局数	38,192局	60,483局
市町村人口カバー率	100.0%	100.0%
人口カバー率	99.8%	99.8%
面積カバー率	69.1%	63.8%
不感地域人口の解消数	4,050人	

参考) 実環境における影響評価の方法

- ① 当社基地局は端末の通信品質をモニタリングしており、800MHz帯基地局と通信している端末の通信品質の統計データを用いて上りの受信電力を算出した。
- ② ①を利用し、上りの受信感度が6dB劣化した場合に音声通信の品質基準を満たさない通信の割合を算出した。
- ③ ②の結果をセル毎に算出し、音声通信の品質基準を満たさない通信が3%以上となるセルの割合を算出し、当社基地局への影響を評価した。



22

参考) 作業を行なわない場合の影響 (通信品質の劣化)

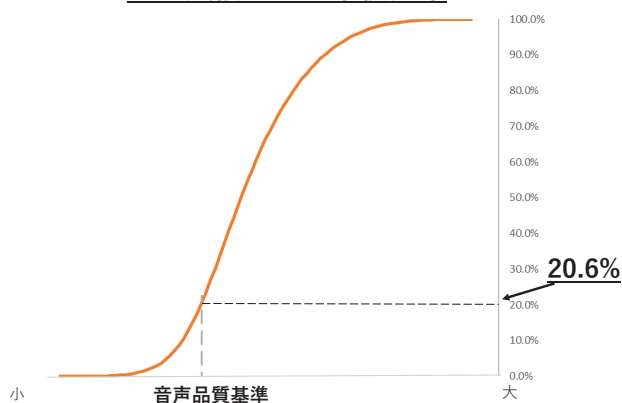
影響のあるお客様の割合：約20%

- 受信感度が6dB劣化した場合、約20%の通信に対してお客様影響がある (音声品質基準を満たさない)。
- 当社契約者数(2022年3月時点で約6,210万契約)を踏まえると、約1,242万人のお客様に影響の可能性。

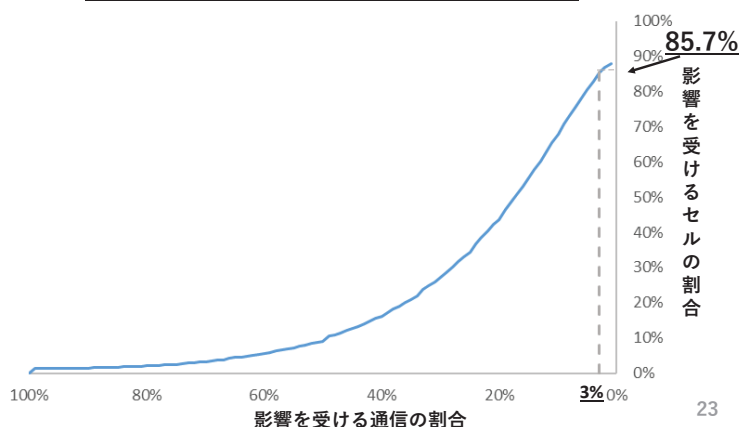
影響を受けるセルの割合：約85%

- 受信感度が6dB劣化した場合、約85%のセルで3%以上の端末が音声品質基準を満たさない。
※3%は情通審で多く用いられる許容干渉確率を利用

上り受信電力の累積分布



影響の受ける通信の割合とセルの割合



23

参考) 作業を行なわない場合の影響 (通信品質の劣化)

レピータの増幅幅は最大60dB (可変) となっており、他社基地局から過入力があった場合、これまで通りの増幅が行えず、**対策エリアの縮退が発生する**

<ユーザ影響の机上検討>



■前提条件

伝搬モデル：自由空間損失

$$Loss(dB) = 20 \log\left(\frac{4\pi d}{\lambda}\right)$$

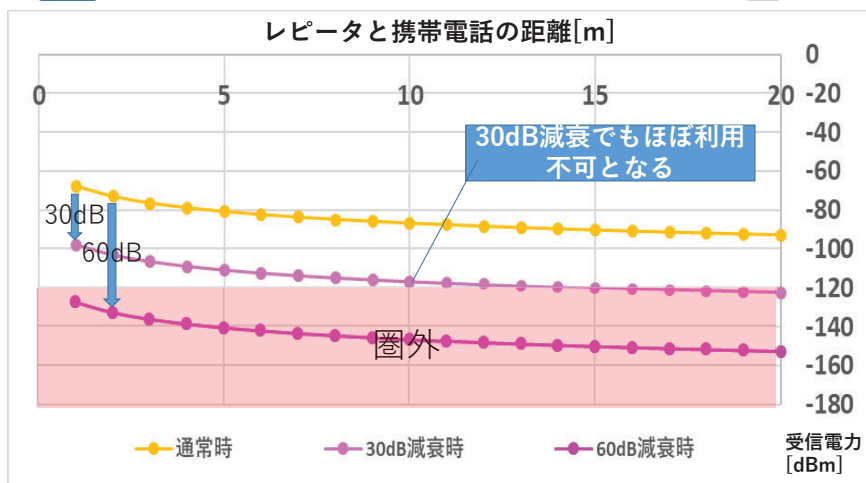
周波数：865MHz

送信高：2.0m

受信高：1.5m

アンテナ利得：2.14dBi (送受信)

レピータ送信電力：-40dBm (通常時)



24

参考) 工事リソース確保における課題

- 5G基地局等の電気通信工事リソースは業界内で共有する形となっており、**電気通信事業者各社で当該リソースを分配する (取り合っている)** 構図となっています。
- 楽天モバイル参入(2018年4月9日認定)により業界内の工事規模は増加しているはずであるが、工事業者のリソース増強が行われているようには見られず、**楽天モバイル参入以降、工事リソースの確保は継続的に大きな課題**となっています。
- この課題は、総務省統計局資料(※1)、国土交通省資料(※2)、他の分析から、ここ近年の人手不足実態を踏まえたものであると考えており、**今後も工事リソース増強 (人材確保) は難しい状況**であると推察しています。

※1 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果 (2022年2月1日公表)

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/index.pdf>

※2 建設業の働き方改革の現状と課題 (令和3年11月国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業政策企画官)

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/news/57a42379796b2a6c1d23286d40ea5b611f163364.pdf>

(参考資料)

・電気通信工事・管工事業界のM&A動向! (M&A総合研究所)

<https://mastory.jp/%E9%9B%BB%E6%B0%97%E9%80%9A%E4%BF%A1%E5%B7%A5%E4%BA%8B%E3%83%BB%E7%AE%A1%E5%B7%A5%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E7%95%8C%E3%81%AEM&A>

・電気工事士の将来性は? 業界の現状と今後の需要 (電気工事士の求人・転職情報サイト)

https://kouishi.com/page/saikyo_2/

25

携帯電話周波数の再割当てに係る 円滑な移行に関するタスクフォース

ご説明資料

2022年8月30日
ソフトバンク株式会社

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

- 移動体通信サービスの役割と事業者の取り組み
- 期間の考え方
- 移行費用の考え方
- その他考慮事項など

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

- 移動体通信サービスは、既に国民のライフラインを超え、社会全体のデジタル基盤として役割が拡大しており、金融、スマホ決済、物流・交通、デジタル認証、加えて行政関連などのあらゆるサービスをつなぐ基幹インフラとして礎となっている
- 移動体通信サービスを提供する事業者には、これらの社会全体のデジタル基盤としての役割に応えるために、常に最先端の技術やサービスの提供のほか、災害/障害発生時においても強靱な耐性あるいは迅速な復旧といった特段の安定性等がより一層求められている



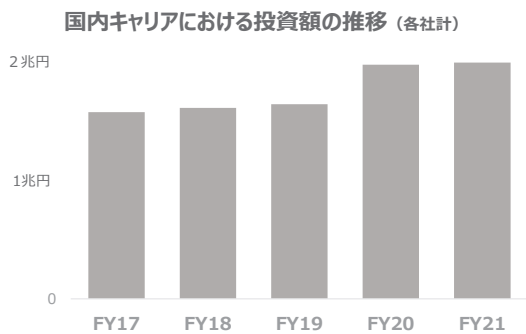
© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

事業者の取り組み（1）

継続的な設備投資等により5Gの早期展開とデジタル化を推進

設備投資の推移

業界全体での継続投資により経済に貢献



5G早期展開

デジタル田園都市国家インフラ計画の実現



項目	FY23	FY25	FY30
5G人口カバー率	95%	97% 各都道府県90%	99% 各都道府県99%

2022年3月末
当社5G人口カバー率90%超を達成済み

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

NW構築後もソフトウェアの更新や最新技術の導入等 継続的な設備投資を実施し最先端のサービスを提供



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

災害の激甚化も踏まえ大規模障害への対応として、 ネットワーク等の迅速な復旧体制等、特段の安定性の確保に尽力

倒壊電柱

基地局水没

落石

道路陥没

嵩上げによる水没対策

重要エリア基地局の停電対策

ネットワークセンターの強化
48時間以上の停電対策（重要拠点）
主要地域への燃料備蓄タンクの配置

可搬型基地局・衛星アンテナ
気球中継基地局

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

構成員限り

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

新たな制度の導入にあたって

これらの取り組みや役割を踏まえ、
今後の新制度導入は、安定性の追求が損なわれないよう、より慎重な検討が必要

1. 社会全体を支えるデジタル基盤としての役割の重要性（今後のIoTの浸透と共に益々拡大）
2. 最先端の技術・サービスの提供、災害・障害時の強靱な耐性・迅速な復旧等、
特段の安定性をより促進する制度
3. 利用中带域の再割当制度の確立は世界でも稀であり、極めて慎重に検討要

**移動体通信サービスの安定性を考慮する場合、
期間と費用については特段の配慮が必要**

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

- 移動体通信サービスの役割と事業者の取り組み
- **期間の考え方**
- 移行費用の考え方
- その他考慮事項など

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

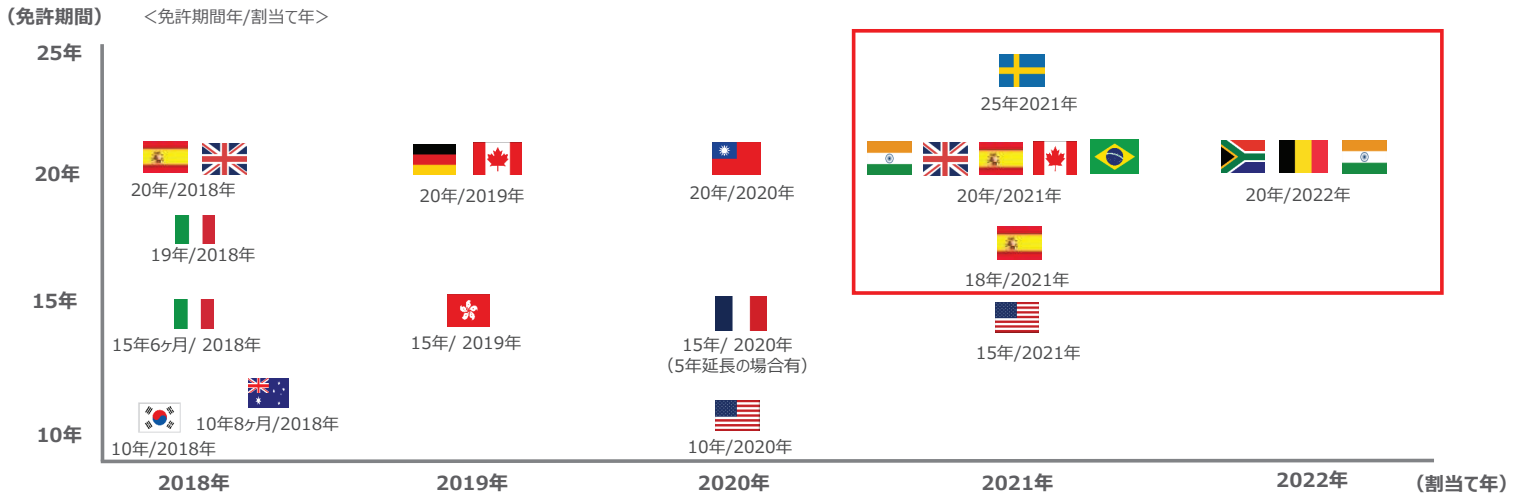
- 移動体通信サービスの役割と事業者の取り組み
- **期間の考え方**
 - 周波数利用期間の考え方
 - 移行期間の考え方
 - 当社900MHz帯の状況
- 移行費用の考え方
- その他考慮事項など

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

直近の国際的な周波数の最低利用期間のトレンドは概ね20年

諸外国における免許期間と取得年次の分布図

(2018年以降のSub6帯域における各国の免許期間 (当社調べ) より作成)



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

2022年2月に発行された最新のGSMALレポートでは、
長期的投資の確実性を担保するため利用期間は20年以上と報告

GSMAL※

・世界の最新のトレンドは周波数利用期間20年以上

・自動更新されない場合は5年以上前までに通知

20年以上

割当て

- 免許期間が長いほどオペレーターはネットワーク展開や新たなサービス展開への長期的投資を実施する確実性をより持てるようになる。予想される回収期間よりも短い免許期間は、特に免許の更新有無も不確実な場合は、投資を阻む。多額の新たなネットワーク投資の予想される回収期間に基づき、多くの国では最低期間20年としている。
- 将来周波数を使う権利に対する不確実性は、オペレータがネットワーク開発への投資を中止したり、不確実性が解消されるまで顧客基盤を拡大するために競争を控えることに繋がりが得る。よって規制機関はそれを確実にし免許更新の決定を更新日の最低5年前とすることで最も消費者の役に立つことが可能。

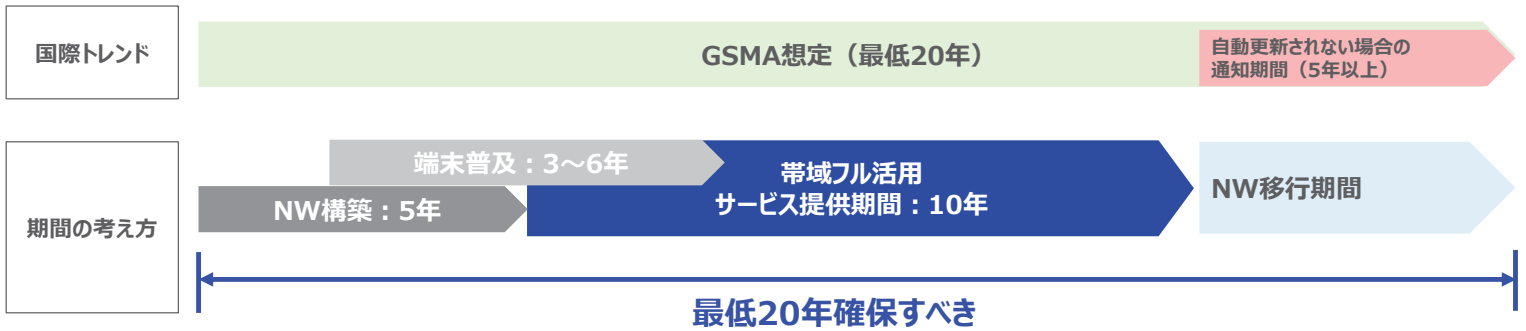
自動更新されない場合は最低5年前までに通知すべき

※ 2022年2月“Best Practice in Mobile Spectrum Licensing”

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

- ・ 移動体通信事業の展開は幾つかのフェーズに分けられる
NW構築フェーズ(約5年程度)、端末普及フェーズ、帯域フル活用サービス提供のフェーズ、など
- ・ **NW整備後の帯域フル活用サービス提供期間（端末普及期間を含む）として10年確保が必要**

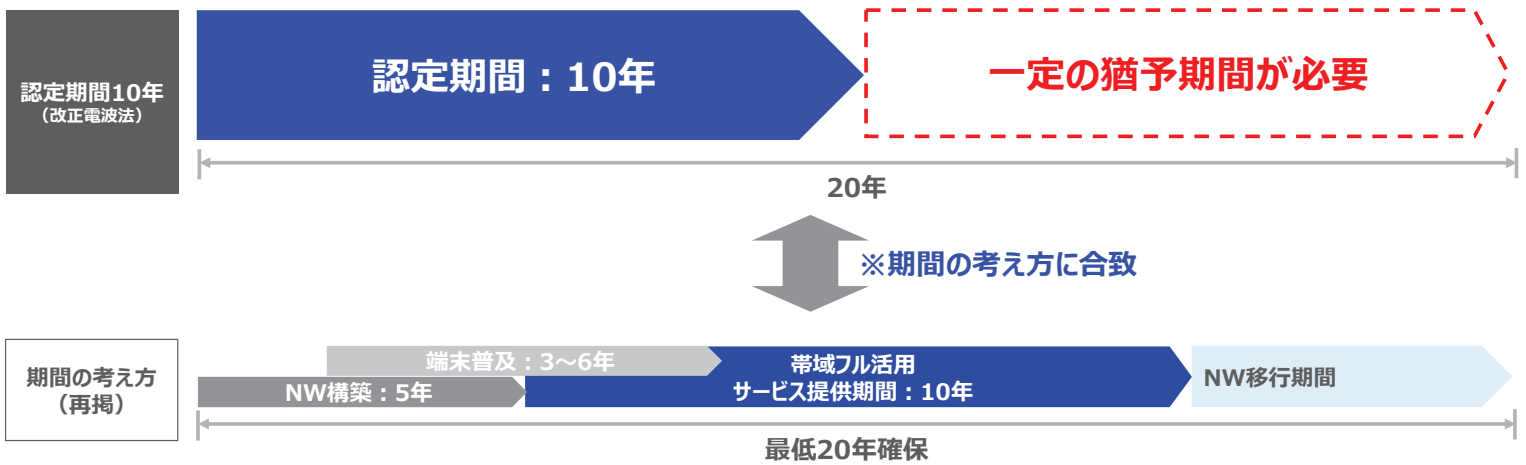
※消費動向調査 令和3(2021)年3月実施分によると、携帯電話（4.3年）、年齢が高くなるにつれ長期化傾向
<<https://www.esri.cao.go.jp/stat/shouhi/honbun202103.pdf>>



移動体通信サービスの安定性及びそれを踏まえた国際的なトレンドを考慮すれば周波数利用期間は最低20年を確保することが妥当

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

改正電波法における認定期間10年の場合に照らすと



合計利用期間が最低20年となるまでの猶予期間の設定が妥当

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

移行期間の設定については、以下の3つの観点に十分な配慮が必要

① 猶予期間の確保

前述の通り認定期間が10年、あるいは、これまでの利用期間が10年程度以下といった場合、合計利用期間を最低20年確保するため、**猶予期間※を10年程度確保**すべき
 ※この場合、猶予期間満了時まで移行期間を設定することで担保することが可

② 工事稼働の配慮

移行期間の検討については、対象となる帯域によって事情が異なることや、工事稼働等を考慮し、**5年から10年程度で柔軟に移行期間を決定**すべき（詳細は後述）

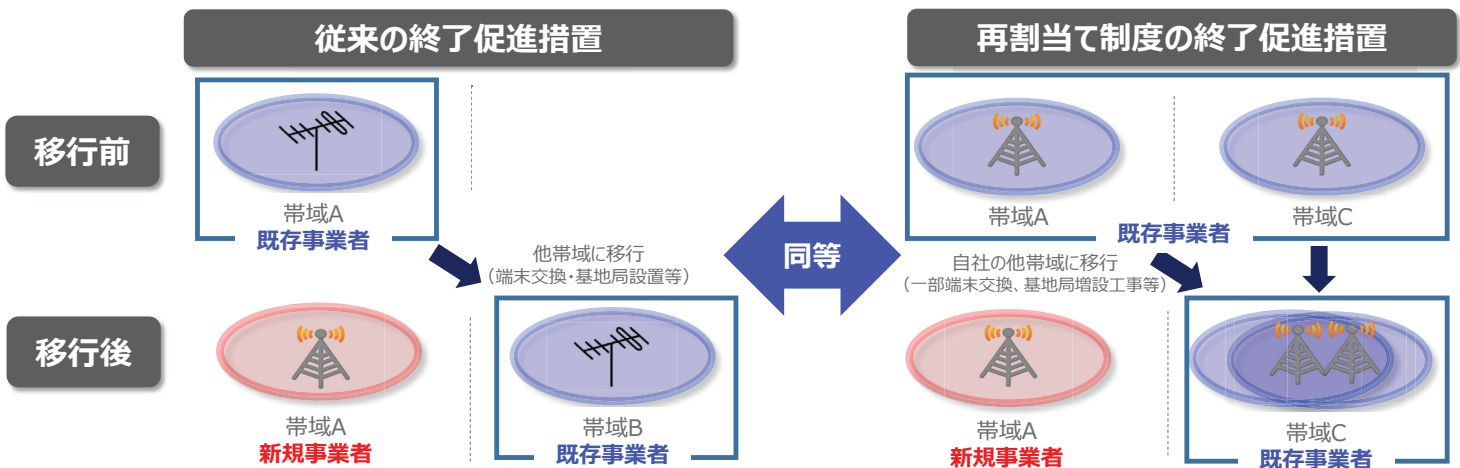
③ 開設計画との整合性

移行期間の設定の際には、**他の開設計画の認定内容と整合を図る配慮**が必要（詳細は後述）

移行期間については、合計利用期間20年を維持する為の猶予期間確保の観点、及び、帯域毎の状況等を踏まえて一定範囲内で柔軟に設定すべき

工事稼働の配慮（1）

- 再割当てが行われた場合、当該帯域のトラフィックを他帯域で収容する、あるいは従来帯域同等のエリアを構築するための対応（基地局の増設工事等）が必須、また一部端末等の交換が発生する可能性
- 帯域の移行に伴う稼働という観点では、**自網内への移行であっても従来の終了促進措置と同等とみなせる**



再割当てにおいても、過去の終了促進措置の移行期間を踏まえた検討が必要

移行期間は改正電波法では最大10年を想定、過去の終了促進でも一律ではない

改正電波法

占有利用期間10年に対し
移行期間も最大10年と想定し規定

●開設計画の認定の有効期間：
「当該認定の日から起算して十年、既存免許
人がある帯域の開設計画の認定にあっては、
二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別
に告示する期間」

過去の終了促進（実績）

移行期間が5年以上で設定

帯域	移行期間
3.4GHz	約5年
900MHz	約6年
700MHz	約7年
1.7GHz	7年

対象帯域の状況・当該時期の工事稼働等に応じて、
5～10年程度で柔軟に移行期間を設定することが適当

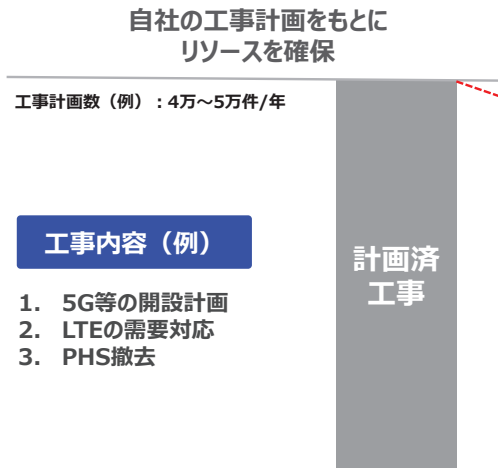
© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

参考：工事リソースについて

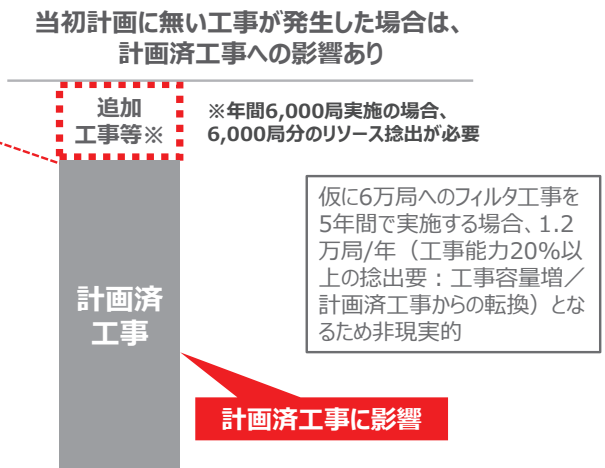
工事リソースは中長期的な予測に基づき調整が必要
現在は5G整備・PHS撤去等でリソースがひっ迫しており、工事総量増は困難
※再割当てにより追加的に短期限の工事が発生した場合は、本来の5G展開にも遅れが生じる可能性あり

【イメージ】

当初の計画にもとづく工事稼働の状況



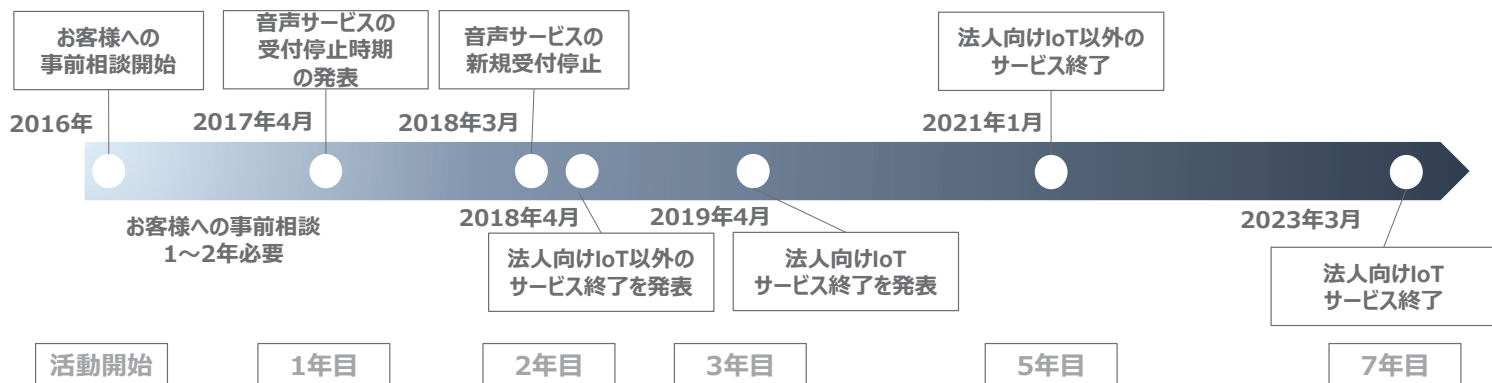
当初の計画に無い工事が発生した場合の 工事稼働への影響



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

※周波数限定など特殊な端末を使ったサービスを別のサービス/周波数に移行する場合の例

法人のお客様への対応を丁寧に実施する必要があり、先方との事前相談やシステム更改に併せた交換などで7年程度を要した



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

認定期間終了帯域でも、別帯域の開設計画の認定内容との整合が必要

※認定期間が終了した帯域でも別の帯域の開設計画にて計画の認定を受けている場合がある

指定済み周波数

一つの帯域の開設計画において指定済み周波数として別の帯域も一体的な計画として認定を受けている場合がある

当社例：

3.4GHz帯の認定期間満了（2028年4月）までに指定済周波数として900MHz帯を活用する旨計画を策定し、認定を受けている

既存帯域のNR化

認定期間が終了した帯域のNR化は他帯域の開設計画の変更により認定を受けている

当社例：

3.4GHz帯開設計画（認定期間満了2028年4月）の指定済周波数におけるNR基地局整備数として700M/1.7GHz帯等の既存帯域NR化の変更認定を受けており、これらの帯域のエリア整備義務を課されている

※NR帯域は事業法上も事業開始義務有（次ページ）

900MHz帯やNR化帯域は2028年4月まで認定を受けており仮に再割当てが発生する場合は考慮が必要

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

開設計画の認定（当該帯域/他帯域含む）に伴い 電気通信事業法上に基づく申請・認定を受けている

<認定電気通信事業者の事業の開始の義務(事業法第120条) >

- ・ エリア毎、周波数毎、システム毎に電気通信事業の認定（「事業開始予定日」含む）を受けている
- ・ 「事業開始予定日」までに当該エリアをカバーするなど事業開始※する義務あり

※事業の開始の基準は、周波数毎、システム毎に総務省と整理

（事業の開始の義務）
 第二百十条 第一百七条第一項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）を開始しなければならない。
 2 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第一百七条第二項第二号の業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。
 3 総務大臣は、認定電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期間を延長することができる。
 4 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業（第二項の規定により業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る認定電気通信事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

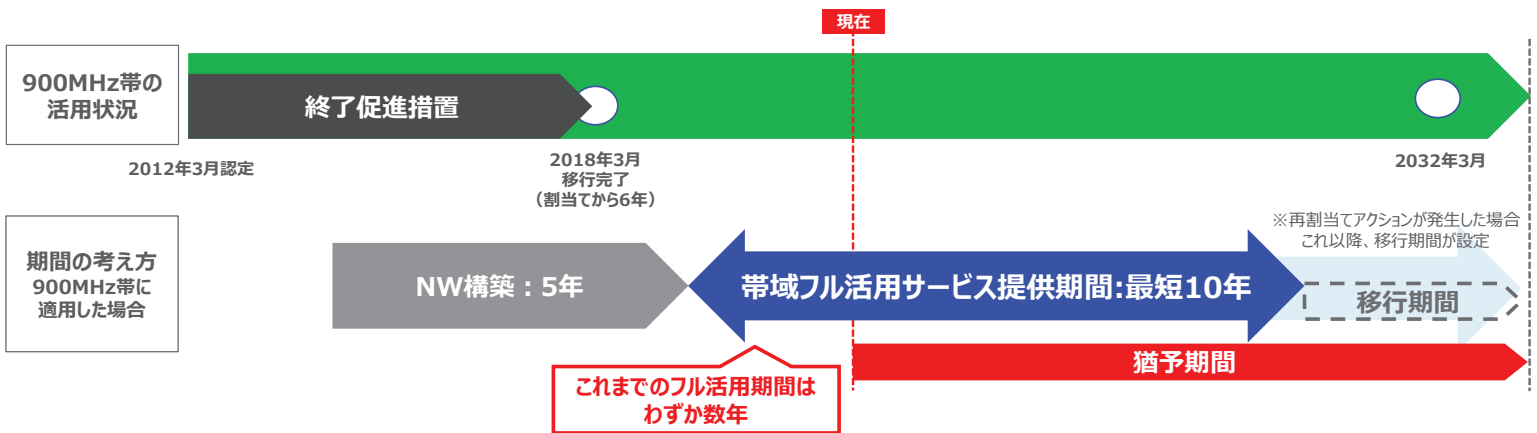
当社例：
 700MHz帯のNR化計画の変更認定では、**最長で2028年3月末の事業開始予定日**で電気通信事業の認定を受けている

将来の事業開始義務が課されている期間についても考慮が必要

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

当社900MHz帯の状況

900MHz帯については2012年3月に認定、2018年3月に移行完了



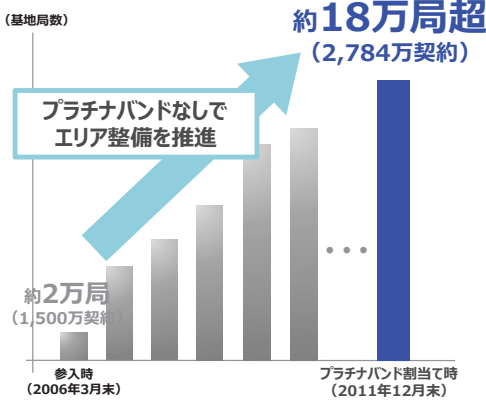
**終了促進措置/NW構築が完了した時点から、
 帯域フル活用サービス提供期間を少なくとも10年確保することが必要**
 ※現時点より10年以上の猶予期間（移行期間含む）確保要

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

プラチナバンド割当て前に人口カバー率※：99.9%、契約者数：2,784万
地道なエリア整備によりネットワークを拡大/契約者数増加で周波数ひっ迫

※当時の算定基準による

ミドルバンドによるエリア整備



900MHz割当て時の周波数ひっ迫度 (契約数/MHz)

docomo

42.6万契約/MHz
5,962万契約/計140MHz

KDDI

38.1万契約/MHz
3,430万契約/計90MHz

SoftBank

46.4万契約/MHz
2,784万契約/計60MHz

Rakuten

5.96万契約/MHz
477万契約/計80MHz(4G帯域のみ)
0.82万契約/MHz
477万契約/計580MHz(5G帯域込み)
※契約数：2022年6月決算時点

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

多額の移行費用の負担に加え、プラチナバンド(900MHz帯)移行体制のコストも発生

移行費用及び局数

システム名	免許人数 (人)	局数 (局)
MCA	14,295	285,213
RFID	931	8,659
合計	15,226	293,872

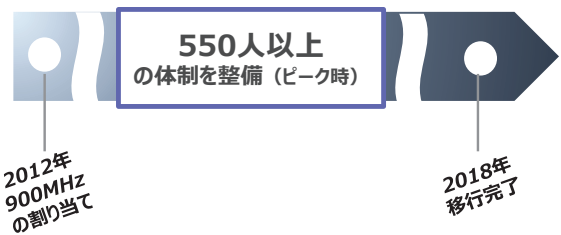
2122.5億円を準備額として移行を実施

開設指針における最低額は1,200億円

※上記に加え、免許不要局の移行も実施

移行に伴う体制整備

6年間の移行期間中に専門本部を組織し、交渉等の移行業務を自社で解決



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

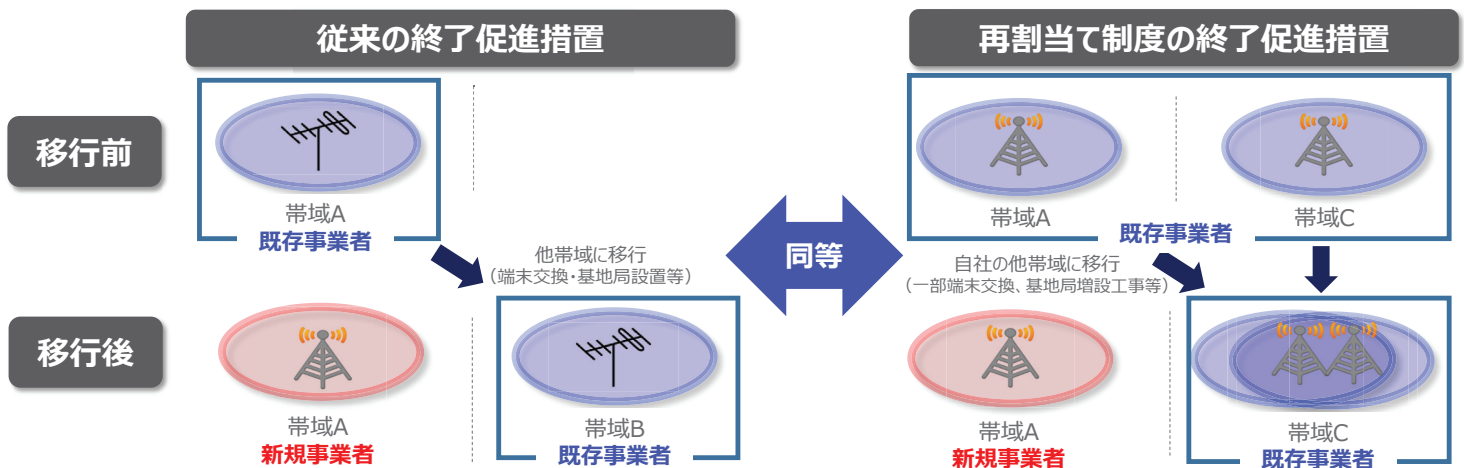
- ・ 移動体通信サービスの役割と事業者の取り組み
- ・ 期間の考え方
- ・ **移行費用の考え方**
- ・ その他考慮事項など

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

移行費用負担の基本的な考え方

25

- ・ 前述の通り、帯域の移行に伴う稼働という観点では、自網内への移行であっても従来の終了促進措置と同等とみなせる
- ・ 利用停止を前倒しする場合、関連する対応は新規事業者の早期の利用開始に資する行為であり、**従来の終了促進措置と同様に新規事業者の負担とすることが妥当**
- ・ いずれにしても**新旧事業者間での交渉の範囲**に属する内容と考える

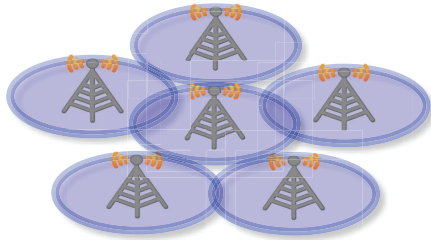


© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

帯域の利用停止によりキャパシティとカバレッジの影響が発生するため
 保有帯域を用いて以下のような対応が必要 ※900MHz帯の影響等についてはP.36～38参照

対応策A セル分割

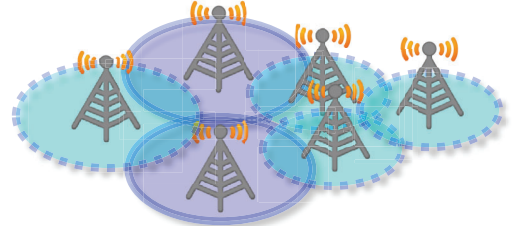
キャパシティ確保のため
 セル分割によるエリアの再設計が必要



※ただし、セル分割は一定レベルを超えると品質劣化のリスク

対応策B 他の帯域でのカバー

カバレッジ補完のため
 必要に応じて他の帯域による
 エリアの再構築が必要



既存事業者のサービス維持に必要な対応のため
 終了促進措置として新規事業者の負担とすることが適当

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

【参考】帯域の利用停止時の事前対応

帯域の利用停止時には、利用者への影響を最小限とするため、
 以下のような事前対応が必要

① 机上検討

② 試験停波

③ 影響確認・
 対策検討

④ 対策工事の実施

⑤ 停波

エリアを分けて一時的に停波することで、利用者等どのような影響が生じるかを試験

②の試験停波で生じた影響を精査し、必要な対策を検討

③の影響確認・対策検討で検討した対策をエリア毎に実施

<前頁の対応策A/Bに関連して>

○対応策A（セル分割）の場合

特に物理的なサイズが大きくなるプラチナバンドでは、他の帯域の場合に加えて増設時の支柱強化といった追加対策が必要

○対応策B（他帯域でのカバー）の場合

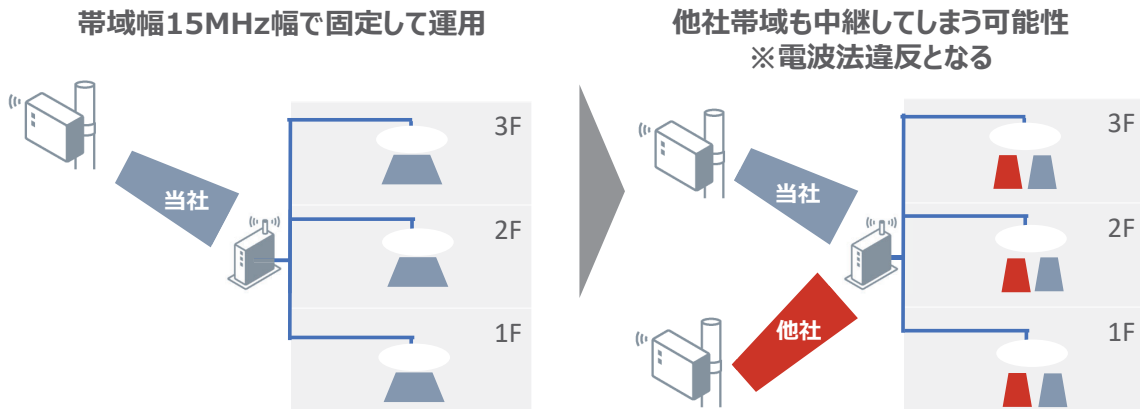
停波帯域がプラチナバンドのようなカバレッジバンドの場合は、他帯域での屋内基地局整備などが必要

900MHz帯のような影響が大きい帯域については、対策に必要な期間・費用ともに大きくなる

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

帯域固定となっている機種は、他社帯域を中継させないためにハードウェア交換等が必要

例：当社900MHz帯レピータ



**誤作動の可能性があり、かつ法令上必要な対応
なお、周波数分割の場合は前倒しの有無に関わらず新規事業者の負担とすることが適当**

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

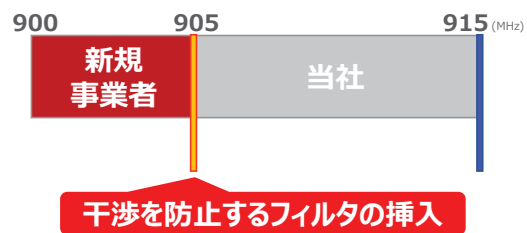
周波数を分割する場合、干渉対策でフィルタを挿入している帯域についてはフィルタ対策が必要

例：当社900MHz帯基地局

- 900MHzについては、当社割当て帯域の両側である900MHzと915MHzにフィルタ挿入済



- 当社900MHz帯の一部を他社が利用する場合、他社端末が**当社帯域に対し干渉する可能性あり**
- 基地局にフィルタを挿入し対策を行う必要がある（開発必要）**



**既存事業者のサービス維持に必要なかつ特別な対応のため
前倒しの有無に関わらず新規事業者の負担とすることが適当**

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

- 移動体通信サービスの役割と事業者の取り組み
- 期間の考え方
- 移行費用の考え方
- その他考慮事項など

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

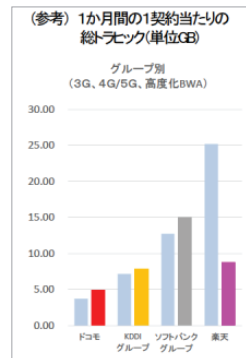
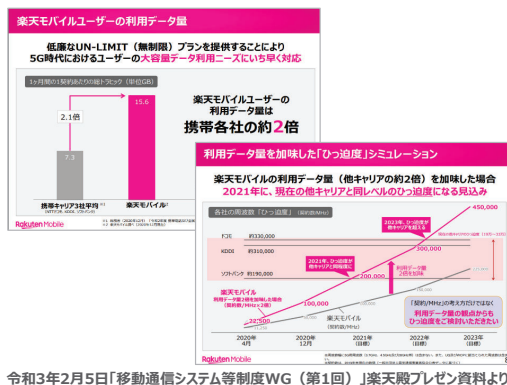
その他 普遍的な制度整備にあたっての考慮事項

31

- 技術的な有効利用が可能となるように周波数が細分化されないようにすべき
- 他の帯域の再編等により捻出/代替できないかの検討も並行して進める必要
- 再割当てを希望する事業者は、追加で帯域が必要となる合理的理由を説明すべき

- プラチナバンド15MHz幅の必要性について

トラフィックの推移について、「1契約あたりのトラフィックは携帯各社の2倍（2020年度）その後も増加が続く」とご説明、一方、2021年度の電波の利用状況調査におけるトラフィックは3社平均と同水準であることから、追加帯域が必要とされる前提について検証すべき



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

前提条件

- ・ 移動体通信サービスは社会全体のデジタル基盤であり、あらゆるサービスをつなぐ礎
- ・ 最先端のサービス提供、および災害復旧等に対する特段の安定性が求められる
- ・ 新制度導入の際には、上記の安定性の追求等が損なわれないよう、より慎重な検討が必要
- ・ 利用中帯域の再割当制度の確立は世界でも稀であり、極めて慎重に検討すべき
- ・ 上記の安定性を考慮する場合、再割当て制度における期間と費用について特段の配慮が必要

期間

- ・ 周波数利用期間：最低20年必要（NW構築:5年、帯域フル活用サービス提供:10年、NW移行:5年）
- ・ 利用期間20年未満の帯域：利用期間が最低20年となるよう移行期間の設定が必要
- ・ 移行期間：上記等を踏まえ柔軟（5年～10年）に設定

移行費用

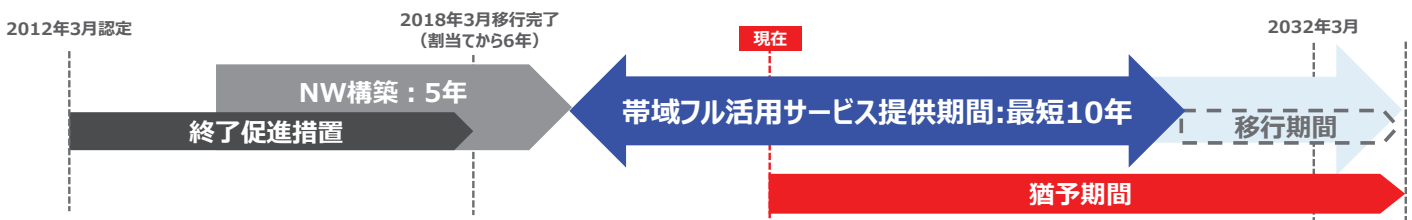
- ・ 周波数利用停止を前倒しする場合、従来の終了促進措置と同様に原則新規事業者負担
- ・ 周波数分割時のフィルタ挿入やレピータ対応等の特別な対応は、前倒しに関わらず新規事業者負担

プラチナバンドの検討においては上記に加えて次頁についても考慮いただきたい

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

プラチナバンドへの対応（ソフトバンクの900MHz帯）

- ・ 当社900MHz帯は、カバレッジの観点で重要な役割（人口カバー率算出の重要帯域）を担う基幹バンドであることに加え、NW構築から数年しか経過しておらず期間的な観点から当該帯域にてサービスを十分に提供してきたとは言えない状況
- ・ 仮に再割当てを実施する場合は、NW安定性の観点からも十分な猶予期間（現時点より10年以上）の確保が必要



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

参考資料

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

再割当てに伴い発生する費用 ※900MHz帯の場合

35

項目	具体例	当社900MHz帯(5MHz幅再割当て)で試算した場合
① NW品質維持のための対策費用	<ul style="list-style-type: none">セル分割他帯域の基地局整備エリアの再設計 等	約200億円弱
② 帯域一部利用停止に伴う対策費用	<ul style="list-style-type: none">フィルタ挿入レピータ交換 等	約550億円弱
③ 利用停止帯域の設備投資	<ul style="list-style-type: none">機器未償却分終了促進未償却分 等	残存簿価

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

構成員限り

構成員限り

構成員限り

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

EoF

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

参考資料 2

プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業

プラチナバンド再割当てにおけるレピータ交換について

1

	種類	局数	方法	作業スケジュール	郵送交換/交換工事の工程	期間	費用
NTT ドコモ	小電力	約11.3万台	郵送	①装置開発・納入(1年) ②郵送交換(6.6年)(1.7万台/年)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	7年程度	約150億円
		約6.7万台 ※個人宅等	工事	①装置開発・納入(1年) ②交換工事(6.7年)(1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	7年程度	
		約2,500台 ※商業施設等	工事	①装置開発・納入(1年)/作業員確保(2年) ②交換工事(3年、0.1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	5年程度	
	高出力	約5,500台	工事	①装置開発(アンテナ以外)・納入(1年)/ 作業員確保(2年)②交換工事(3年、0.2 万台/年)	①日程調整、②事前測定、③交換作 業※アンテナ交換は不要、④事後測定	5年程度	
KDDI	小電力	約5万台	郵送	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③郵送交換(2年、2.5万台/年)	①お客様へのご案内(手紙等) ②お客様への電話連絡 ③新装置の発送、④旧装置の回収	3.5年	約257億円
		約19万台	工事	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③交換工事(8.5年、22,400台/年※1)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	10年	
	高出力	6,669台	工事	①フィルタ開発(0.25年)、②納入(0.25 年)、③交換工事(1.5年、0.5万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年	約35億円
ソフト バンク	小電力	約100台	郵送	①装置開発(0.5年) ②納入(0.5年)、③郵送交換(1年) ※納入期間は他の工程と重複 ※旧装置の回収が終わるまで作業完了せず(※2)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	2年程度	約50億円
		約3.1万台	工事 (訪問)	①装置開発(1年)、②納入(0.5~1年) ③交換工事:5年弱(7,000件/年) ※納入期間は他の工程と重複	①日程調整、②事前測定 ③交換作業(2.5万台)/ソフトウェア更 新作業(6千台)、④事後測定	6年程度	
	高出力	176台	工事	①フィルタ開発(1年) ②納入(0.5~1年) ③交換工事:1年以内 ※納入期間は他の工程と重複 ※交換工事は基地局工事と同じ要員で対応するため、1年 以内の完了を保証するものではない	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年程度	

※1 過去実績(18,000台/年)の1.2倍の体制、※2 郵送対応の場合、新装置到着後も電源投入等により旧装置が動作してしまいうため、全装置の回収確認が必要。(事業者ヒアリング説明資料を基に事務局で取りまとめ)

小電力レピータ(一体型)

2

- ✓ 一体型の小電力レピータは、レピータ本体に、基地局向けのドナーアンテナ及びサービスアンテナ(端末向け)が内蔵されている小規模な無線設備であり、電波の届きにくい室内の通信環境を改善するために、家庭内などに設置。
- ✓ 設置作業が簡単であることから、郵送交換が可能。



(NTTドコモ提供)



(KDDI提供)

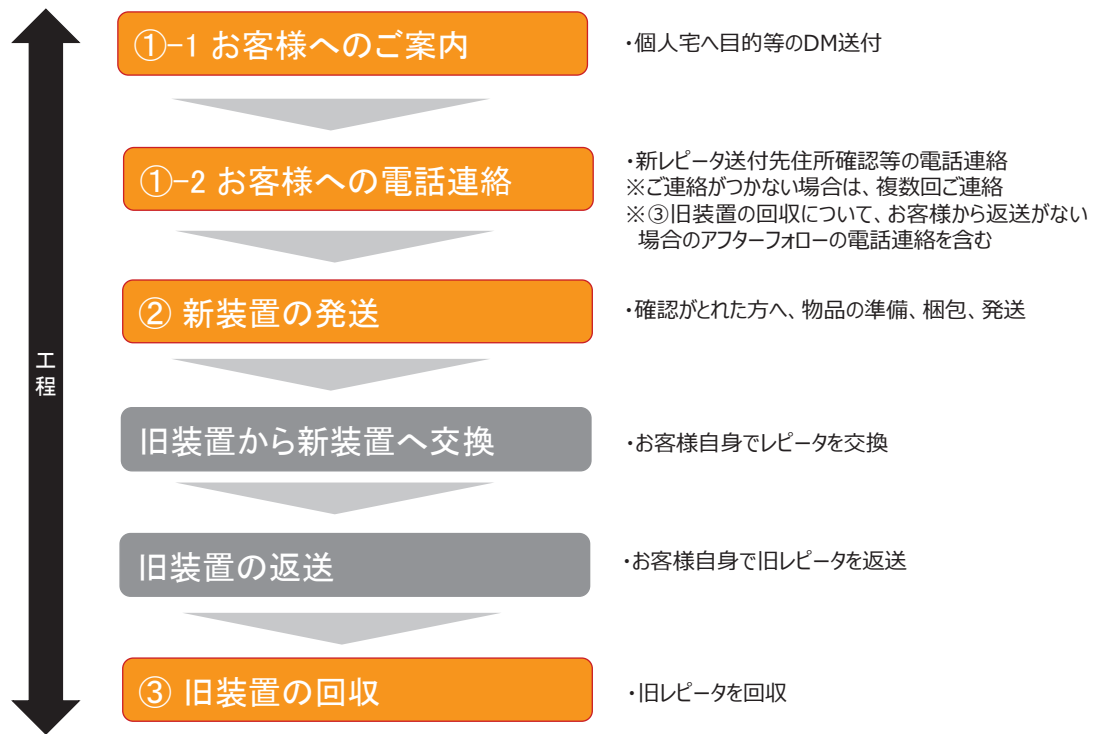


(ソフトバンク提供)

小電力レピータ(一体型・郵送)の作業工程

3

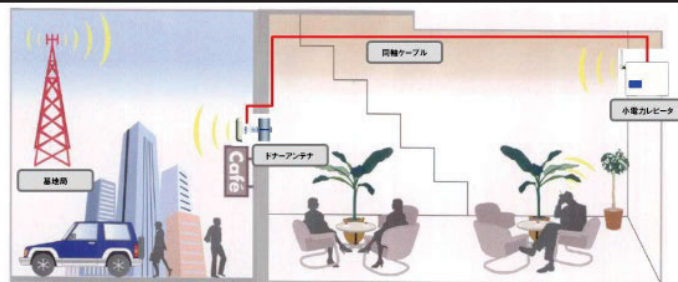
- ✓ 一体型の小電力レピータの郵送交換については、お客様への連絡、旧装置の回収作業を確実に行うことが必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】1台のレピータ交換に係るオペレータ稼働は、概ね1~1.5人時/台。



小電力レピータ(分離型)

4

- ✓ 分離型の小電力レピータは、電波環境のより外部からの電波を受信するため、基地局からの電波を受信するドナーアンテナが本体から分離している装置。端末向けのサービスアンテナは、ドナーアンテナ同様外付けのものもあるが、小電力レピータ本体に内蔵されているものが多い。
- ✓ 小規模な商店等に設置されており、設置には高所作業や電波環境の測定等が必要となるため、訪問工事を行っている。



レピータ本体



(NTTドコモ提供)

ドナーアンテナ



レピータ本体



(KDDI提供)



ドナーアンテナ

レピータ本体



ドナーアンテナ
※写真はレピータ本体2台設置
に対応したアンテナ2基の場合

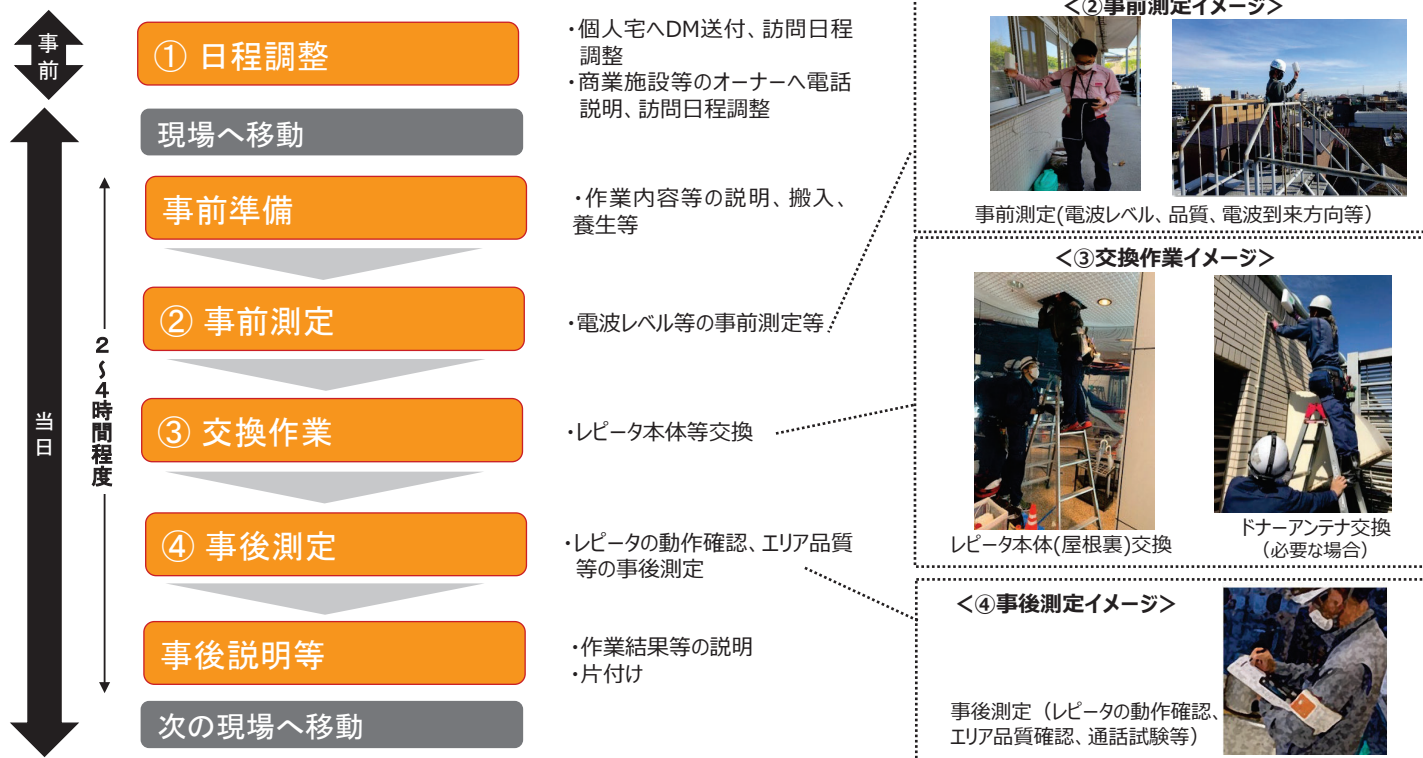
(ソフトバンク提供)



小電力レピータ(分離型)の作業工程

5

- ✓ ドナーアンテナが本体から分離している分離型の小電力レピータについては、訪問による交換工事が必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】概ね1班2~3人、1班あたり2~3件/日の工事。



小電力レピータ(分離型)の交換作業

6

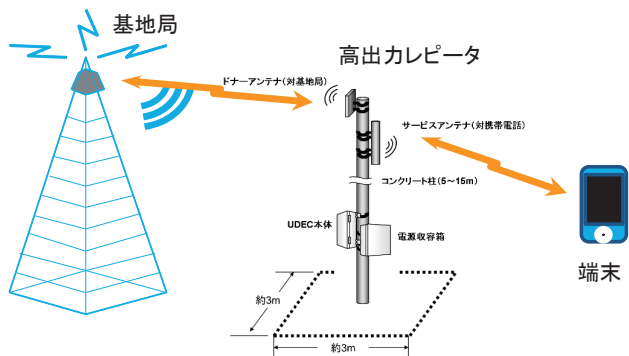
- ✓ 小電力レピータ(分離型)の交換作業について、小電力レピータの設置状況にもよるが、概ね1班2~3人で、1日あたり2~3件の工事が行われており、1班あたりの対応可能件数については事業者間に大きな差はない。
- ✓ 対応可能な作業件数については、5G展開など他の工事の状況等を踏まえ、どの程度の工事リソースを確保できるかによる。(※工事内容は、小電力レピータ(一体型・分離型)、高出力レピータ、フェムトセル、基地局など作業内容によって、異なる点に留意)

	局数	期間	1年あたりの作業件数	1日あたりの作業件数※1	工事班数※2	備考
NTTドコモ	67,000	6.7年	10,000	41	16	※1 1年間の土日祝日を除く営業日数を245日として計算。 ※2 1班あたり1日2.5件の工事を行うものとして試算
KDDI	190,000	8.5年	22,400※3 ※3 過去実績(18,000台/年)の1.2倍の体制	91	36	※1 1年間の土日祝日を除く営業日数を245日として計算。 ※2 1班あたり1日2.5件の工事を行うものとして試算
ソフトバンク	31,000	5年弱	7,000	29	11	※1 1年間の土日祝日を除く営業日数を245日として計算。 ※2 1班あたり1日2.5件の工事を行うものとして試算
楽天モバイル				620※4	248	※2 1班あたり1日2.5件の工事を行うものとして試算 ※4 フェムトセル設置工事における1日あたりの最大の工事件数(TF第11回会合資料より)
				250※2	100※5	※2 1班あたり1日2.5件の工事を行うものとして試算 ※5 過去のフェムトセルの実績から常時維持可能な条件として提示された班数(TF第12回会合資料より)

(注) 楽天モバイルの作業件数等は、同社のフェムトセルの実績。

✓ 高出力レピータ(陸上移動中継局)は、山間部や商業施設等において、基地局相当の高出力により広範囲をカバーするレピータであり、屋外(コンクリート柱)や屋内施設に設置。

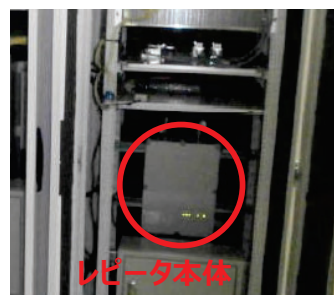
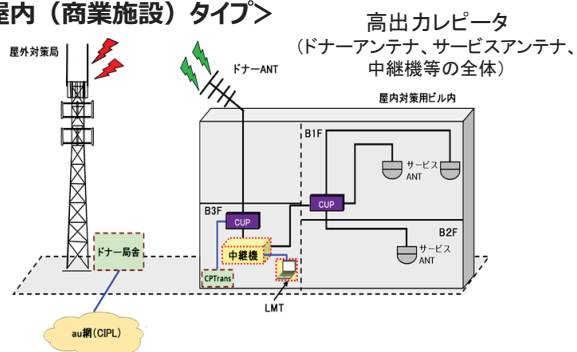
<屋外(コンクリート柱)タイプ>



(NTTドコモ提供)

(ソフトバンク提供)

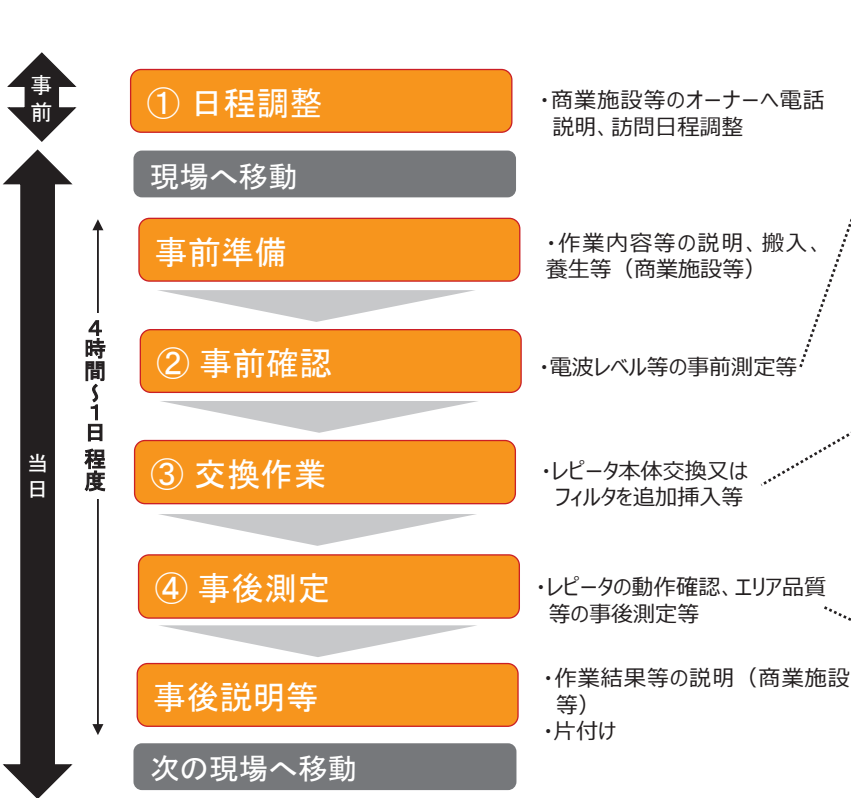
<屋内(商業施設)タイプ>



(KDDI提供)

高出力レピータの作業工程

✓ 高出力レピータについては、現地における交換等工事が必要。
 ✓ 【標準的な作業工程】概ね1班3~5人で、1班あたり1~2件/日の工事。

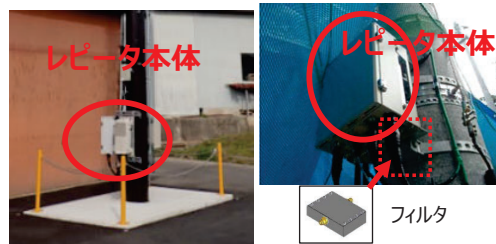


<② 事前測定イメージ>



事前測定(電波レベル、品質、電波到来方向等)

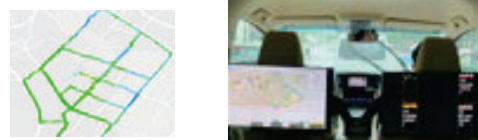
<③ 交換作業イメージ>



レピータ本体交換

フィルタを追加挿入

<④ 事後測定イメージ>



事後測定(レピータの動作確認、エリア品質確認、通話試験等)

プラチナバンド再割当てにおける基地局受信フィルタの挿入等について

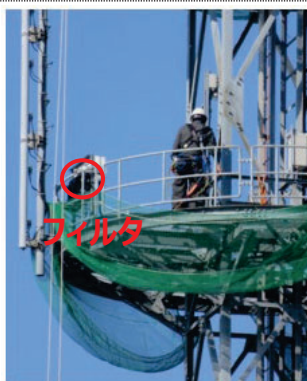
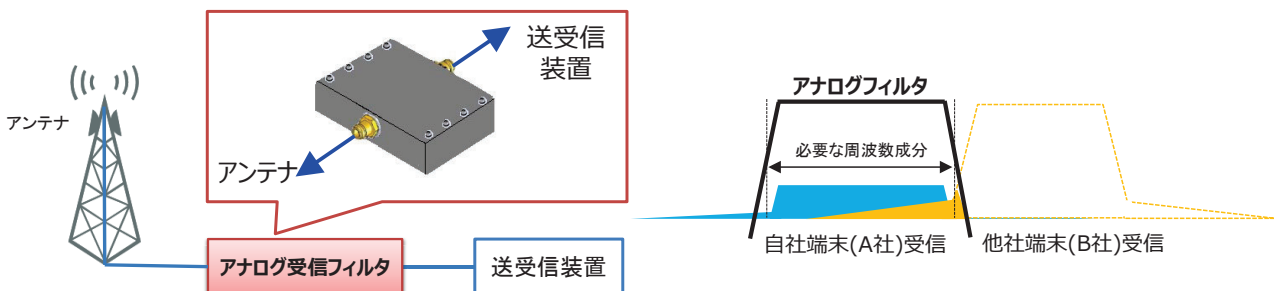
1

	局数	作業スケジュール	挿入等工事の工程	年間の作業件数	期間	費用
NTT ドコモ	約7万局	① フィルタ開発(1年) /人員確保・準備(2年) ② 挿入等工事(7年)	① 日程調整 ② 事前測定 ③ フィルタ挿入等工事 ④ 事後測定	1.1万台	9年	約500億
KDDI	約7.4万局	① フィルタ開発(0.25年) ② 納入(0.25年) ③ 挿入等工事(7.5年)	① 日程調整 ② 事前測定 ③ フィルタ挿入等工事 ④ 事後測定	1万台	8年	約620億
ソフト バンク	約6万局	① フィルタ開発(1年) ② 挿入等工事(9年)	① 日程調整 ② 事前測定 ③ フィルタ挿入等工事 ④ 事後測定	0.7万台	10年	約500億

基地局の受信フィルタ

2

- ✓ 基地局の受信フィルタは、隣接帯域を使用する他社端末からの干渉波の影響を低減し、広範なエリアカバーや通信品質を確保するための装置。
- ✓ 既存事業者が開設するプラチナバンドの全基地局(800MHz、900MHz)に、アナログ受信フィルタが挿入されている。

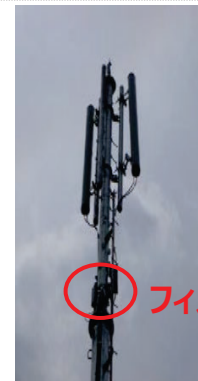


(ドコモ提供)

送受信装置 (フィルタ内蔵)

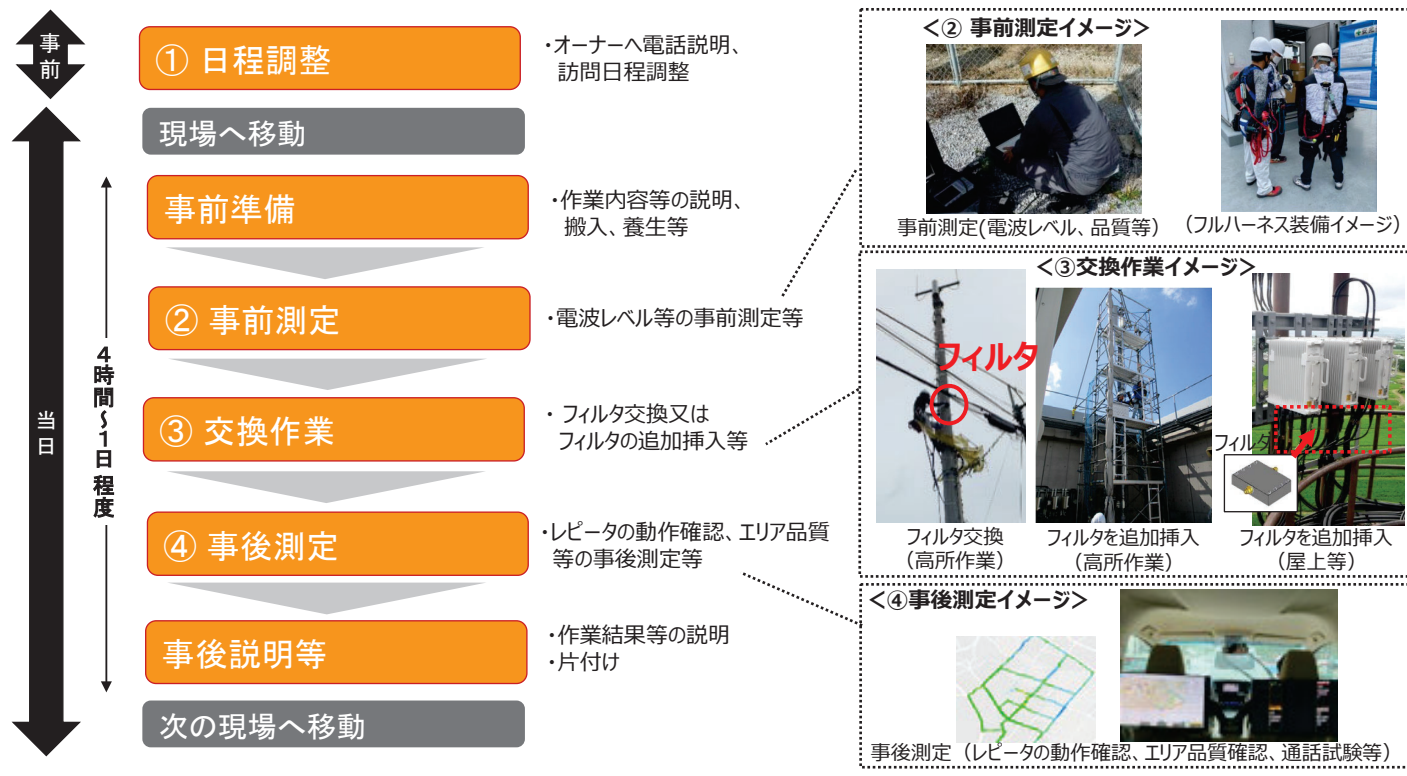


(KDDI提供)



(ソフトバンク提供)

- ✓ 基地局の受信フィルタについて、基地局の送受信装置付近に設置(挿入/交換)する場合と、アンテナ付近の高所に設置(挿入/交換)する場合がある。
- ✓ 【標準的な作業工程】概ね1班3~5人で、1班あたり1~2件/日程度の工事。



参考資料 3

基地局の受信フィルタに関する実機検証

800MHz帯/900MHz帯装置を用いた実測評価案

株式会社NTTドコモ
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社
2022年8月2日

はじめに

- 「帯域外干渉が発生するような強いレベルの端末送信が他社基地局に入るケースでは、端末ACLR*の帯域内干渉によりセル端の他社端末はSINR劣化により既に通信断になっているため、基地局へのフィルタ挿入は効果が無い」という意見を頂きました。

他社の主張（帯域外干渉のみ）

- 既存基地局にフィルタ挿入しているため、フィルタ帯域外の妨害波による特性劣化はないがフィルタ帯域内の妨害波により特性が劣化する可能性がある

弊社の検討結果（帯域外干渉と帯域内干渉の両方を考慮）

- 拡張秦式、端末最大電力でのシミュレーション結果から-52dBmを超過する確率は極めて低い
- 既存基地局のフィルタ帯域内に-52dBmの妨害波を入れても-101.5dBm受信時の特性劣化はない
- 特定の条件において-42dBm以上の妨害波による特性劣化は発生するが帯域内干渉による影響であり、フィルタのある既存基地局でもスループット特性劣化は生じると考える

他社へ要望

- 基地局の受信干渉電力によるスループット特性劣化の有無を既存基地局で実際に確認し、結果を提示していただきたい

- 既存基地局のフィルタ帯域外に端末相当の妨害波を入れた場合
- 既存基地局のフィルタ帯域内に端末相当の妨害波を入れた場合

上記のいずれも特性劣化が生じるならばフィルタ挿入で特性劣化は防げないとする

* ACLR(Adjacent Channel Leakage power Ratio) : 隣接チャネル漏洩電力比

(1) フィルタ帯域外に妨害波入力



(2) フィルタ帯域内に妨害波入力



希望波レベルを受信感度としており、セル端相当を想定

認識

- ご意見のある特定の試験条件（希望波を受信感度付近にして広帯域受信、かつ妨害波を広帯域送信でフルパワー送信）という状況では、ご指摘にあるような帯域内干渉が先に影響する場合が一部存在する認識です。
- 一方、実環境では、希望波の状況と妨害波の状況は様々なケース・電力差が発生し得るため、携帯電話事業者は、あらゆるパターンの干渉リスクを可能な限り排除することが求められます。

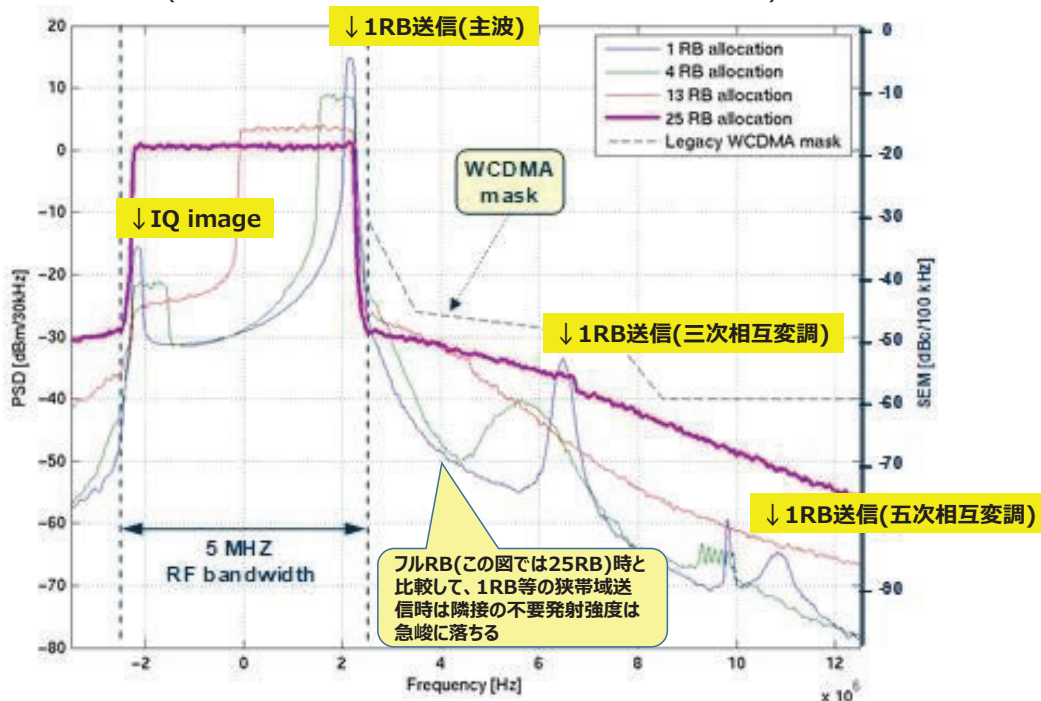
			他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
			狭帯域通信(1RB等)	広帯域通信(フルRB等)
被干渉側 端末 の状況	被干渉側 基地局との位 置に無関係 (セル全体)	狭帯域通信	(ご意見の試験条件ではカバーされない)	(ご意見の試験条件ではカバーされない)
		広帯域通信	(ご意見の試験条件ではカバーされない)	(ご意見の試験条件ではカバーされない)
	被干渉側 基地局に遠い (主にセル端)	狭帯域通信	(ご意見の試験条件ではカバーされない)	(ご意見の試験条件ではカバーされない)
		広帯域通信	(ご意見の試験条件ではカバーされない)	ご意見の試験条件はここに該当

感度抑圧影響が発生するのはすべてのケースであり、ご意見の評価条件(両者フルRBはコーナーケース)はフィルタ要否の判断材料として不足の認識

2

(参考)LTE端末の不要発射特性イメージ図

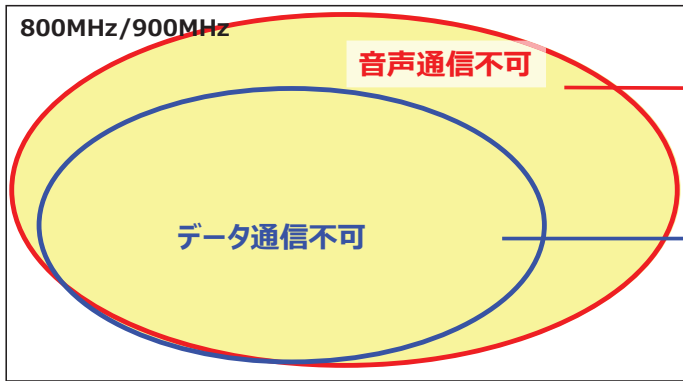
(過去3GPP標準化で提示された不要発射レベルの測定例)



3

800MHz帯/900MHz帯設計

- 実モニタリングデータを用いた評価では、**セル端に限らない条件2が支配的**という結果が表れています。
 - 条件1：現行でUL受信感度付近で通信している端末が、**受信感度6dB劣化でデータ通信影響**
 - 条件2：現行でUL受信所要SINR付近で通信している端末が、**SINR劣化で音声通信影響**



セル端に限らない条件2の音声閾値であるSINR劣化の影響が支配的で、全体の約9割超。

一方、主に**セル端**の条件1の感度劣化によるデータ通信影響は全体の7割程度(ほぼ条件2に包含)

- 従って、実機を用いた評価はセル端の自社端末のみを想定した条件だけではなく、**セル全体のSINR影響を考慮した内容が特に重要**と考え、次ページの提案をさせていただきます。

4

実測評価シナリオ案（全体サマリ）

- セル全体およびセル端といった、あらゆる条件での干渉リスクを、下記のシナリオ案①から⑤により実測評価します。

			他社端末の状況(被干渉基地局に近いもの)	
			狭帯域通信(1RB等)	広帯域通信(フルRB等)
被干渉側端末の状況	被干渉側基地局との位置に無関係(セル全体)	狭帯域通信	(A-1) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →①が最も厳しい条件であるため評価省略(次ページ参照)	(A-2) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →①が最も厳しい条件であるため評価省略(次ページ参照)
		広帯域通信	(A-3) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →①が最も厳しい条件であるため評価省略(次ページ参照)	(A-4) (ご意見の試験条件ではカバーされない) → 実測評価シナリオ案①
	被干渉側基地局に遠い(主にセル端)	狭帯域通信	(B-1) (ご意見の試験条件ではカバーされない) → 実測評価シナリオ案②	(B-2) (ご意見の試験条件ではカバーされない) → 実測評価シナリオ案③
		広帯域通信	(B-3) (ご意見の試験条件ではカバーされない) → 実測評価シナリオ案④	(B-4) ご意見の試験条件はここに該当 → 実測評価シナリオ案⑤

全てで感度抑圧が発生

5

実測評価シナリオ案（想定パターンと省略理由：セル全体）

		他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
		狭帯域通信(1RB)	広帯域通信(フルRB)
被干渉側端末の状況 (セル全体)	被干渉側基地局との位置に無関係	<p>(A-1)</p> <p>A-4と比較して希望波(1RB)がリソースマネージメントにより干渉を受け難い帯域での通信が可能。希望波が全ての帯域を使用し、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>	<p>(A-2)</p> <p>A-4と比較して希望波(1RB)がリソースマネージメントにより干渉を受け難い帯域での通信が可能。希望波が全ての帯域を使用し、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>
	被干渉側基地局との位置に無関係	<p>(A-3)</p> <p>A-4と比較して干渉波(1RB)の隣接帯域への影響は小さい。また、干渉を受ける範囲が狭く、干渉影響は誤り訂正により影響が低減されるため、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>	<p>(A-4) シナリオ案①</p> <p>両端末が、各基地局に近接し、高速通信(フルRB)を実施しているシナリオ。</p>

6

実測評価シナリオ案（想定パターン：主にセル端）

		他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
		狭帯域通信(1RB)	広帯域通信(フルRB)
被干渉側端末の状況 (主にセル端)	被干渉側基地局に近い	<p>(B-1) シナリオ案②</p> <p>両端末が、各基地局のセル端に存在し、低速通信(1RB)しているシナリオ。</p>	<p>(B-2) シナリオ案③</p> <p>他社端末は基地局に近接し高速通信(フルRB)を実施し、ドコモ端末はセル端で低速通信(1RB)しているシナリオ。</p>
	被干渉側基地局に遠い	<p>(B-3) シナリオ案④</p> <p>他社端末はセル端に存在し低速通信(1RB)を実施し、ドコモ端末はセル端で高速通信(フルRB)しているシナリオ。</p>	<p>(B-4) シナリオ案⑤</p> <p>他社端末は基地局に近接し高速通信(フルRB)を実施し、ドコモ端末はセル端で高速通信(フルRB)しているシナリオ。</p>

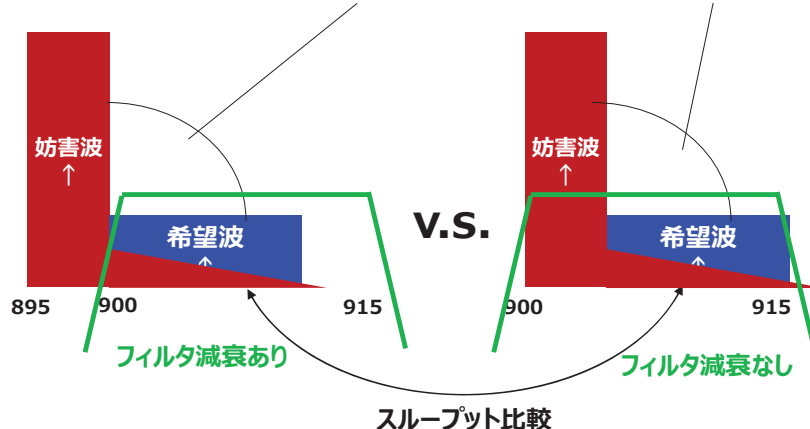
7

実測評価シナリオ案① (A-4)

セル全体の自社端末への影響を確認する観点

- 希望波と妨害波の電力比を一定にしながら同時にレベルを上げていき、スループット影響を比較。
- (A-1)、(A-2)は、リソースマネージメントにより、干渉影響を受けにくいRBで通信する動作となる。
(A-3)は、干渉を受ける範囲が狭く、干渉影響は誤り訂正により影響が低減される。一方、(A-4)はリソースマネージメントによる回避ができず、干渉を受ける範囲が広いいため、(A-1)～(A-3)よりも厳しい条件となるため、(A-4)にて評価を実施する。

電力比を固定(3GPP ACSの43.5dB等)、可変(一部条件で希望波を可変)して、同時にレベルを上げていく(妨害波が高い場合パワーコントロールにより希望波レベルも上がるため、ACLR影響は見えないと想定)



※電力レベルや周波数配置等の具体的な設定については、試験系を含めた妥当性や実現性を含めて他事業者様との相談の上進めていきたい。

8

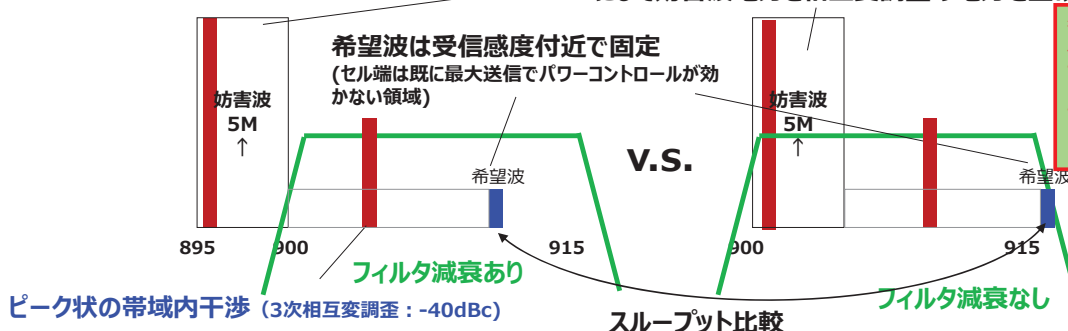
実測評価シナリオ案② (B-1)

SB改変版 2022年9月21日

セル端の自社端末への影響を確認する観点 1

- 他社端末が高い電力で送信している状況は、その端末は他社エリアのセル端付近であることが多いと考えられ、その場合、他社基地局との通信を確保するために単位周波数の電力密度を高めて1RB(180kHz幅)、端末の送信RBを絞っていることが想定される。
 - セル端の自社端末についても、自社基地局との通信を確保するため電力密度を高める必要があり、1ユーザが割当帯域全体のRBを占有することは多くない(=複数ユーザが周波数分割で通信している)と考えられる。
- その場合、帯域内干渉はフルRB送信時に発生するスロープ状のACLRではなく、鋭いピーク(3次の相互変調歪：後半に補足資料)となり、ピークが当たっていない領域は帯域内干渉影響を受ける前に帯域外干渉の影響を受ける可能性があると考えられるため、この検証を提案する。
- 希望波が狭帯域通信の場合、リソースマネージメントにより、干渉影響を受けにくいRBで通信する動作となる。このような通信環境を模擬するため、3次相互変調歪と異なるRBに配置して評価を実施する。

1RBにして妨害波電力と相互変調歪の電力を上げていく



希望波生成にUE Simulatorを使用する関係から、以下の条件で測定

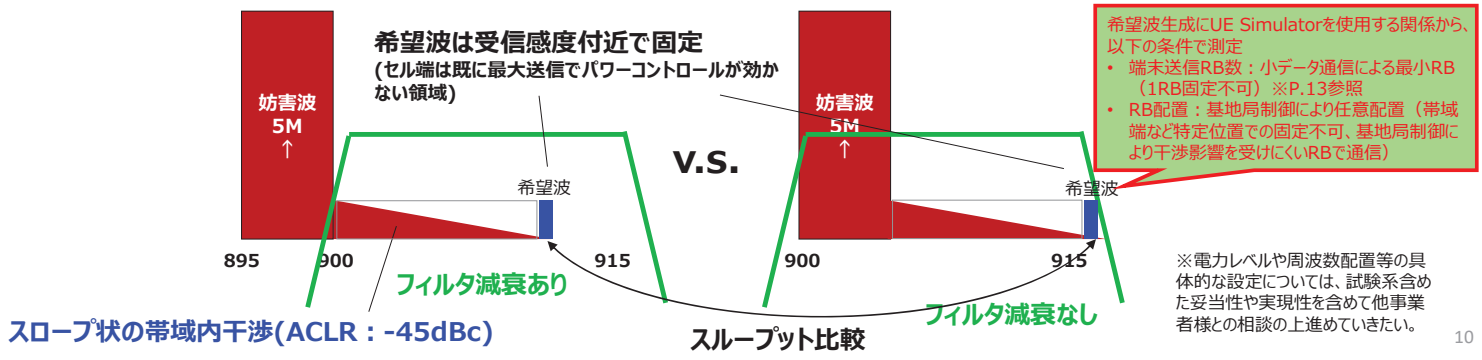
- 端末送信RB数：小データ通信による最小RB(1RB固定不可) ※P.13参照
- RB配置：基地局制御により任意配置(帯域端など特定位置での固定不可、基地局制御により干渉影響を受けにくいRBで通信)

※電力レベルや周波数配置等の具体的な設定については、試験系を含めた妥当性や実現性を含めて他事業者様との相談の上進めていきたい。

9

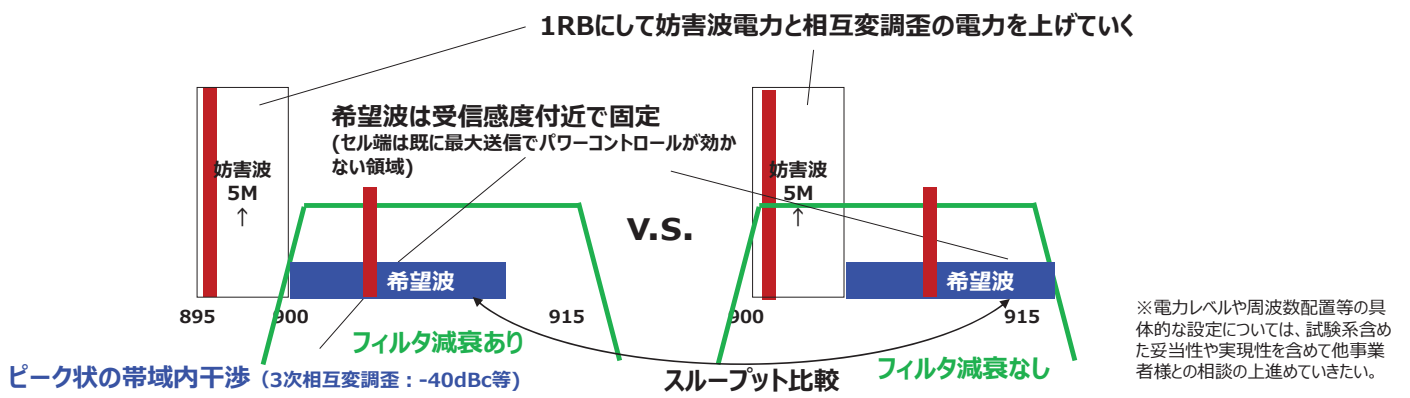
セル端の自社端末への影響を確認する観点 2

- 他社端末が他社エリアのセル端付近で無い場合であっても、(前ページのようにRB数を絞らずに)高いULスループットを得るためにフルRB等広帯域かつ高い出力で送信している場合も想定される。
 - 自社端末については、前ページと同様、自社基地局との通信を確保するため電力密度を高める必要があり、1ユーザが割当帯域全体のRBを占有することは多くない(=複数ユーザが周波数分割で通信している)と考えられる。
- このとき、セル端付近の自社端末は基地局受信レベルが低くなるが、妨害波から遠い領域に配置されている別の自社ユーザについては、他社端末のスロープ状のACLRの影響を受けていない可能性があると考えられ、この検証を提案する。
- 希望波が狭帯域通信の場合、リソースマネージメントにより、干渉影響を受けにくいRBで通信する動作となる。このような通信環境を模擬するため、帯域内干渉の少なくなるRBに配置して評価を実施する。



セル端の自社端末への影響を確認する観点 3

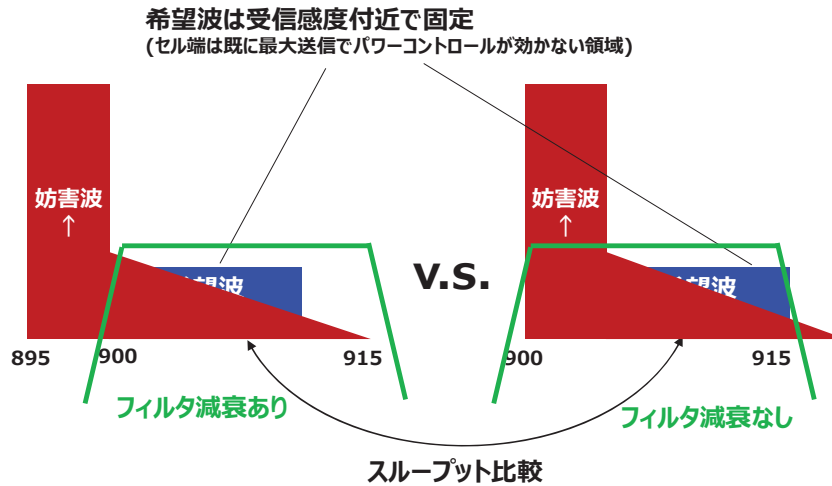
- 他社端末が高い電力で送信している状況は、その端末は他社エリアのセル端付近であることが多いと考えられ、その場合、他社基地局との通信を確保するために単位周波数の電力密度を高めて1RB(180kHz幅)等、端末の送信RBを絞っていることが想定される。
 - 自社端末もセル端付近に存在しつつ、伝送容量が多く、当該セル内にユーザは他におらず、フルRB(9MHz幅)で送信している場合を想定。
- このとき、セル端付近の自社端末は基地局受信レベルが低くなり、妨害波の相互変調歪の影響をうけるRBのみの影響を受けると考えられ、この検証を提案する。



実測評価シナリオ案⑤ (B-4)

セル端の自社端末への影響を確認する観点 4

- セル端は既に最大電力で送信しているため、さらなるパワーコントロールが効かない領域であることを勘案して、希望波の受信レベルを受信感度付近で固定、妨害波のレベルを上げていき、スループット影響を比較。



12

希望波/妨害波の設定案

SB改変版 2022年9月21日

妨害波		
項目	内容	SB内容
端末送信RB数	1RB 又はフルRB(25RB)相当	変更なし
希望波		
項目	内容	SB内容
端末送信RB数	1RB 又はフルRB(50RB)	小データ通信による最小RB※1 又はフルRB(50RB)
変調方式	QPSK	変動※2
符号化率	1/3	同上
確認内容	スループット	変更なし

※1 希望波生成にUE Simulatorを使用する関係から、送信RB数として1RB固定が設定できないため
小データ通信により最小RB（狭帯域）で送信するように設定

※2 通信品質に応じて動的に変動（変調方式および符号化率は固定不可）

※3 妨害波/希望波ともに3GPP36.101 Table 6.6.3.2-1 Note23の規定に従う

NOTE 23: This requirement is applicable only for the following cases:

- for carriers of 5 MHz channel bandwidth when carrier centre frequency (Fc) is within the range

902.5 MHz ≤ Fc < 907.5 MHz with an uplink transmission bandwidth less than or equal to 20 RB

- for carriers of 5 MHz channel bandwidth when carrier centre frequency (Fc) is within the range

907.5 MHz ≤ Fc ≤ 912.5 MHz without any restriction on uplink transmission bandwidth.

- for carriers of 10 MHz channel bandwidth when carrier centre frequency (Fc) is Fc = 910 MHz with

an uplink transmission bandwidth less than or equal to 32 RB with RBstart > 3

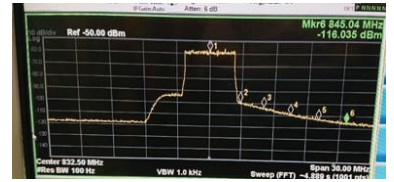
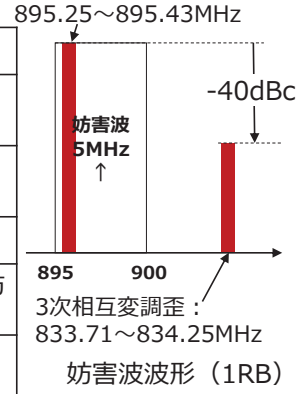
13

評価条件と評価結果イメージ

SB改変版 2022年9月21日

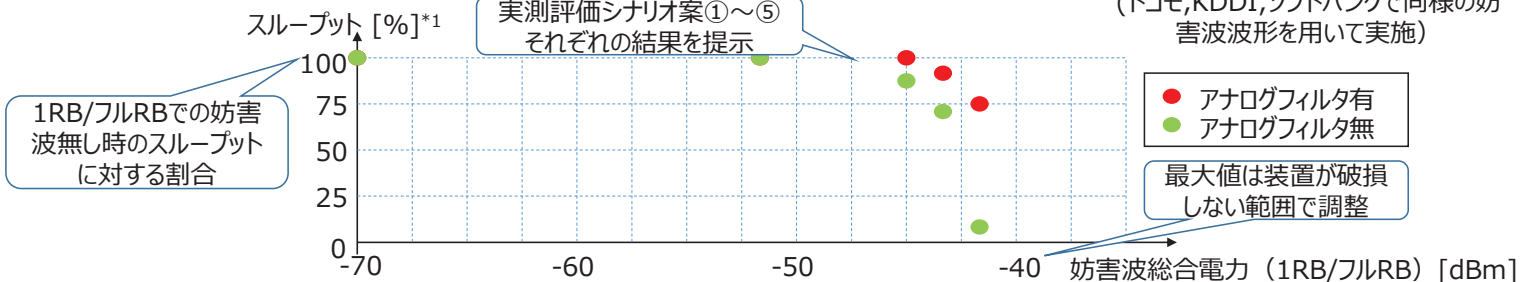
前提条件

項目	前提条件	
希望波の受信電力	セル全体	妨害波レベルから43.5dB、35dB*2、76.5dB*2 低くなるように調整
	セル端	最低受信感度-101.5dBm/4.5MHz、 -95.5dBm/4.5MHz*3
妨害波波形	フルRB時	右図（妨害波波形（フルRB））の通り
	1RB時	25RBの下端に設定、3次相互変調歪のレベルは妨害波の-40dBc
妨害波電力範囲	-70~-40dBm (各装置の耐電力性能に応じて調整)	



832.5MHz	0dB
835.4MHz	-41dB
837.5MHz	-45dB
840.0MHz	-51dB
842.5MHz	-55dB
915.0MHz	-57dB

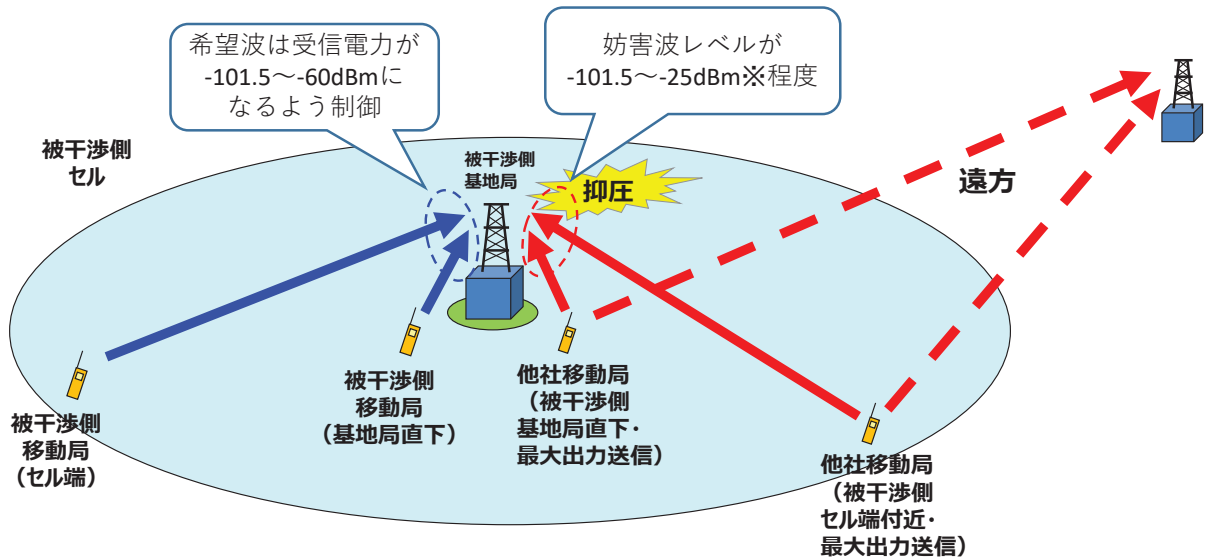
妨害波波形（フルRB）
※端末の実力値に基づいてモデル化（ドコモ、KDDI、ソフトバンクで同様の妨害波波形を用いて実施）



*1 本評価系では、スループット+BLER(Block error rate)=100%
*2 追加評価値（参考1参照）、*3 追加評価値（参考2参照）

希望波生成にUE Simulatorを使用する関係から、BLERが取得不可のため、実測でのスループットで評価

(参考1) セル全体イメージ



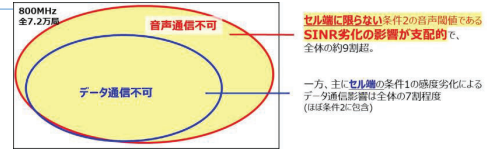
希望波受信電力	妨害波受信電力	妨害波と希望波の電力比	備考
-101.5dBm (最低値)	-25.0dBm (最大値)	76.5 dB	
-60.0dBm (最大値)	-25.0dBm (最大値)	35 dB	
-95.5dBm (受信感度+6dB)	-52.0dBm (妨害波)	43.5 dB	3GPP ACS規定

※ 移動局最大電力：23dBm、周波数：835MHz、距離：38.5m、伝搬モデル：自由空間モデル、基地局アンテナ利得：17dBi、基地局給電損失：3dBより算出

お客様影響の評価内容と評価結果イメージ

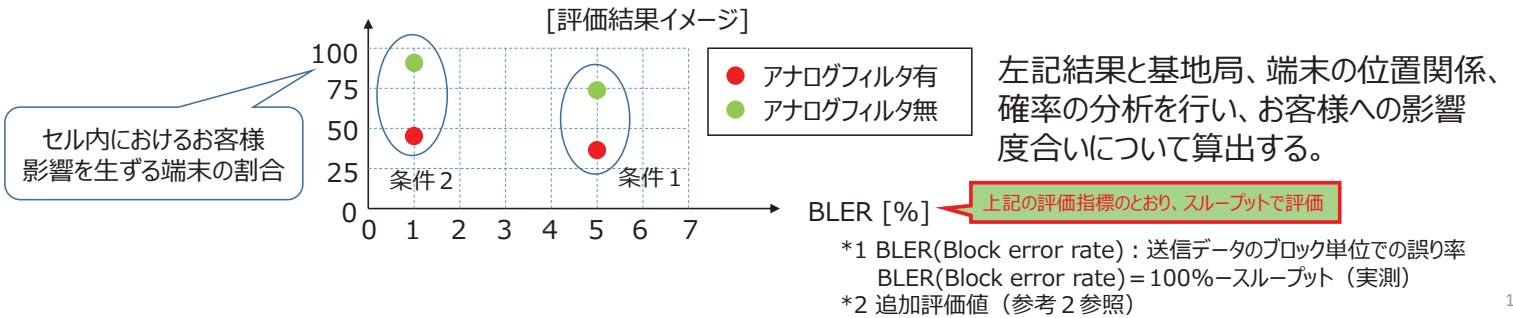
SB改変版 2022年9月21日

前述の通り、実モニタリングデータを用いた評価では、**セル端に限らない条件2が支配的**という結果が表れています。



- 条件1：現行でUL受信感度付近で通信している端末が、**受信感度6dB劣化でデータ通信影響**
- 条件2：現行でUL受信所要SINR付近で通信している端末が、**SINR劣化で音声通信影響**

	基準値	評価指標	評価値	評価結果
条件1	受信感度	BLER*1	5%、20%*2	評価値以下となる受信電力を測定
条件2	所要SINR	BLER*1	1%、10%*2	評価値以下となるSINRを測定
SB条件1	受信感度	スループット	95%、80%	評価値以上となる受信電力を測定
SB条件2	所要SINR	スループット	99%、90%	評価値以上となるSINRを測定



実機検証のスケジュール (想定)

SB改変版 2022年9月21日

	8月	9月	10月
NTTドコモ	基本項目	追加項目 評価結果の取りまとめ	
KDDI ソフトバンク	基本項目※	追加項目 評価結果の取りまとめ	

- 【基本項目】
- ・シナリオ案① (妨害波と希望波のレベル差：43.5dB)
 - ・シナリオ案②
 - ・シナリオ案③
 - ・シナリオ案④
 - ・シナリオ案⑤ (希望波の受信電力：-101.5dBm/4.5MHz)
 - ・条件1：スループット値95%
 - ・条件2：スループット値99%

- 【追加項目】
- ・シナリオ案① (妨害波と希望波のレベル差：35dB、76.5dB)
 - ・シナリオ案⑤ (希望波の受信電力：-95.5dBm/4.5MHz)
 - ・条件1：スループット値80%
 - ・条件2：スループット値90%

※ 妨害波波形の形成にドコモ所有フィルタ(予備1台)の借用が必要であり、2社間で貸し借りをしながら試験を行うことを想定。また5G展開等に影響がでない範囲での開発環境の一部や稼働を使用しての測定前提で見積り。

(参考2) 実機検証に関する調整事項

	楽天モバイルからの要望	既存事業者の回答
1	<p>・条件2の評価値BLER=1%をお客様影響の評価指標とするのは現時点では合意できない、音声通話の影響とは、通話ができない、通話が切れる、あるいは通話品質（MOS）が劣化するなど、どの事象に影響と考えるか合意が必要であり、各社には納得できる定量的な説明と1%の評価指標の再検討をお願いしたい</p>	<p>✓ 条件2の評価指標について再検討し、条件1と同様に、お客様影響の評価指標として、発着信等への影響を勘案した複数パターン（BLER=1%、10%）での評価を実施します。（3社回答）</p>
2	<p>・案⑤について希望波を-95.5dBmの条件でも同様に実測を希望いたします</p>	<p>✓ 前ページに記載の基本項目の測定に4週間（ドコモ）、6週間（KDDI/ソフトバンク）かかる想定です。（3社回答） ✓ 「項目2：案⑤の-95.5dBmの条件実施」および「項目3：条件1での20%、条件2での10%の実施」は、左記2項目の追加により評価期間として追加で2週間（想定）が必要となります。（3社回答）</p>
3	<p>・条件1は5%だけでなく、10%、20%、50%の受信電力測定を希望いたします ・条件2は1%だけでなく、5%、10%、20%となるSINR測定を希望いたします</p>	<p>✓ 「項目2：案⑤の-95.5dBm」は既存事業者の品質劣化を前提としているため許容できるものではありません。（ソフトバンク）</p>
4	<p>条件2で800/900MHz帯に影響が出る場合、他周波数帯のカバーエリアであればSINRのよい他周波数帯で通信の維持が可能と考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>✓ 「他の帯域を使わざるを得ない状況」は、すなわち、既存事業者の800MHz/900MHzのシステムが、他社から混信等の妨害を受けている状況となる。 ✓ これは、電波法第56条における「他の無線局の運用を阻害するような混信等を与えないように運用しなければならない」との規定に抵触するおそれがあるのではないかと。 ✓ なお、他の帯域が使えるかどうかも含めて評価を行うことについては、場所、時間帯によって使用状況は様々であり、3社においても状況は異なるため、他の帯域の活用も含めて総合的にユーザへの影響を評価することは現実的に困難である。（3社回答）</p>

携帯電話用周波数の再割当てに係る
円滑な移行に関するタスクフォース

(公開版資料)

実機検証の結果

株式会社NTTドコモ

2022年10月21日

1. はじめに

- 基地局受信フィルタ有無によるお客様影響について、端末の使用形態や位置、送信帯域幅等の様々な条件において、**800MHz帯基地局装置を用いた実測**により評価を実施しました。

2-1. 評価内容

- 評価内容は、端末の位置（セル全体およびセル端）、端末の送信帯域幅（1RB※またはフルRB）を勘案し、以下の表の通り、様々な条件を評価するシナリオで実施しました。

※ RB (Resource Block)

			他社端末の状況(被干渉基地局に近いもの)	
			狭帯域通信(1RB等)	広帯域通信(フルRB等)
被干渉側 端末 の状況	被干渉側 基地局との位 置に無関係 (セル全体)	狭帯域通信	(A-1) →①が最も厳しい条件であるため評価省略	(A-2) →①が最も厳しい条件であるため評価省略
		広帯域通信	(A-3) →①が最も厳しい条件であるため評価省略	(A-4) →実測評価シナリオ①
	被干渉側 基地局に遠い (主にセル端)	狭帯域通信	(B-1) →実測評価シナリオ②	(B-2) →実測評価シナリオ③
		広帯域通信	(B-3) →実測評価シナリオ④	(B-4) →実測評価シナリオ⑤

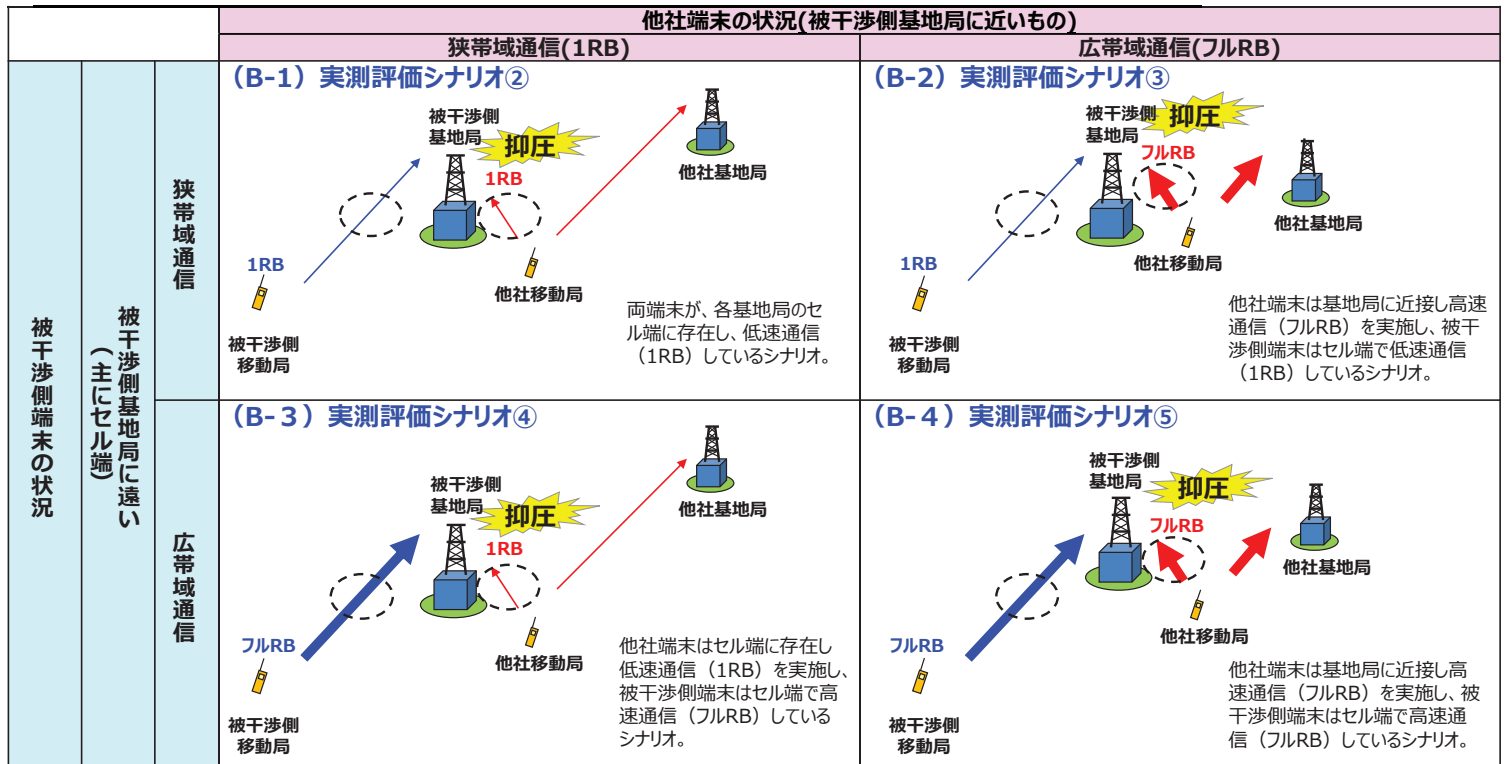
2

(参考) 実測評価シナリオ (想定パターンと省略理由：セル全体)

			他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
			狭帯域通信(1RB)	広帯域通信(フルRB)
被干渉側 端末の状況 (セル全体)	被干渉側 基地局との位置に無関係	狭帯域通信	<p>(A-1)</p> <p>A-4と比較して希望波(1RB)がリソースマネージメントにより干渉を受け難い帯域での通信が可能。希望波が全ての帯域を使用し、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>	<p>(A-2)</p> <p>A-4と比較して希望波(1RB)がリソースマネージメントにより干渉を受け難い帯域での通信が可能。希望波が全ての帯域を使用し、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>
	被干渉側 基地局との位置に無関係	広帯域通信	<p>(A-3)</p> <p>A-4と比較して干渉波(1RB)の隣接帯域への影響は小さい。また、干渉を受ける範囲が狭く、干渉影響は誤り訂正により影響が低減されるため、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>	<p>(A-4) 実測評価シナリオ①</p> <p>両端末が、各基地局に近接し、高速通信(フルRB)を実施しているシナリオ。</p>

3

(参考) 実測評価シナリオ (想定パターン：主にセル端)

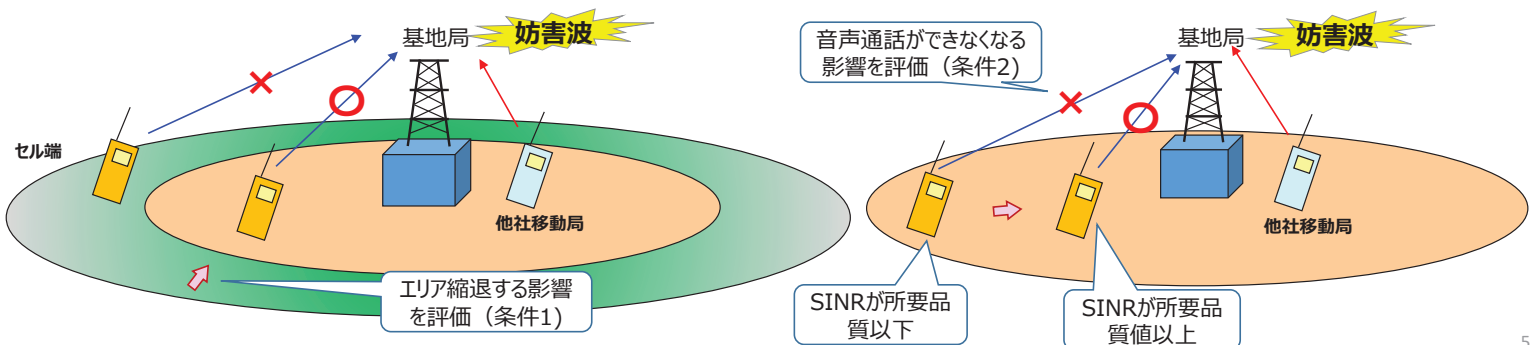


2-2. お客様影響の評価

- 妨害波によるデータ通信への影響(条件1：B-1~4)と音声通信への影響(条件2：A-4)を実測評価し、通信品質劣化を被る端末比率を、フィルタ有無で比較し、端末比率差分をお客様影響として評価しました。

条件	端末の位置	評価値 (BLER)	評価内容
条件1	被干渉側基地局に遠い (主にセル端)	5%, 20%	受信感度付近でデータ通信している端末において、基地局への妨害波入力により受信感度の劣化が発生し、エリア縮退する影響を評価
条件2	被干渉側基地局との位置に無関係(セル全体)	1%, 10%	所要受信SINR付近で音声通信している端末において、基地局への妨害波入力によりSINRの劣化が発生し、通話ができなくなる*影響を評価

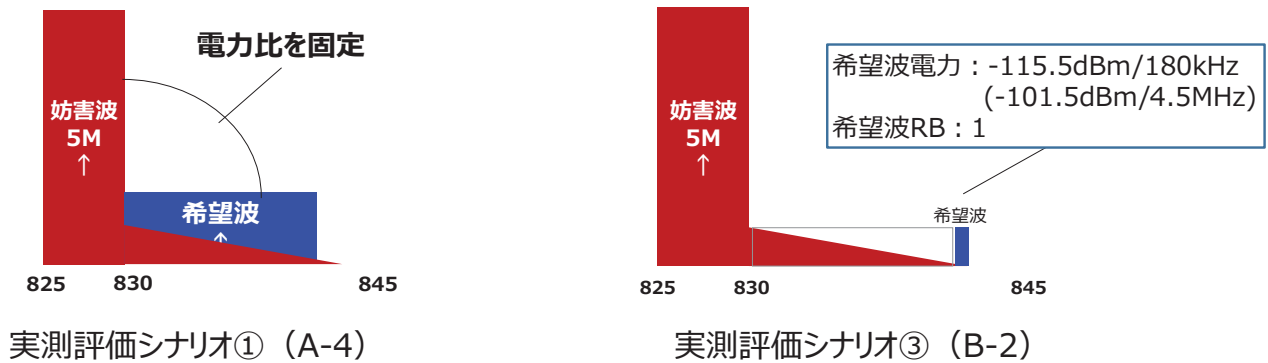
*「通話ができなくなる」とは、発信の失敗や通話中の場合には音声の途切れ、通信の切断等の事象を示す。



3. 評価結果で説明するシナリオ

- 評価結果について、以下では、代表的なシナリオについて説明します。
 - ✓ セル全体の被干渉端末の影響評価： 実測評価シナリオ① (A-4)
 - ✓ セル端の被干渉端末の影響評価： 実測評価シナリオ③ (B-2) ※1

※1 本シナリオ (B-2) は、B-1～B-4の実測評価シナリオにおいて、リソースマネージメントにより不要発射の影響を回避できず、また帯域全体での誤り訂正効果が期待できない最悪ケースであるため、本シナリオ (B-2) を用いてセル端の被干渉端末の影響評価を実施しました。



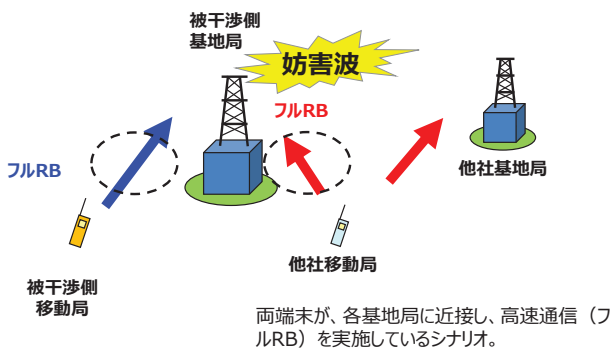
※2 B-1の結果は参考2、B-3の結果は参考4、B-4の結果は参考5に記載しました。

6

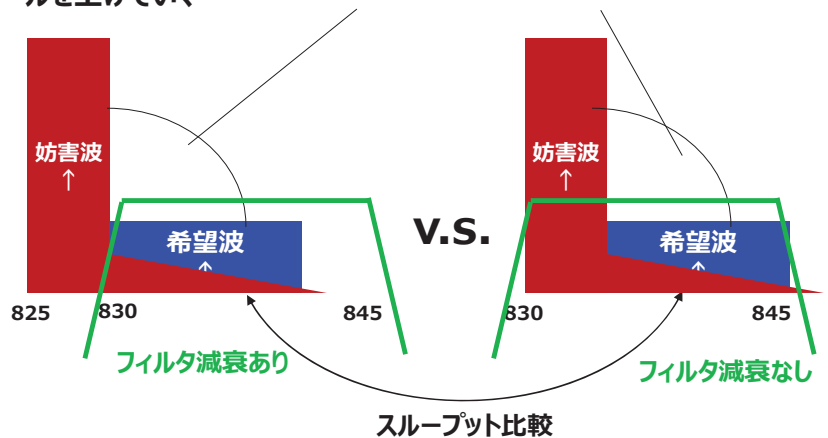
4-1. セル全体の被干渉端末の影響 (A-4) 評価内容

- セル全体の被干渉端末の影響を、以下のシナリオに基づいて評価しました。

実測評価シナリオ① (A-4) シチュエーション



電力比を固定(3GPP ACS※1の43.5dB等※2)して、同時にレベルを上げていく



※1 ACS (Adjacent Channel Selectivity) : 隣接チャネル選択度

※2 電力比が35dB、76.5dBの結果は、参考1に記載

7

4-2. セル全体の被干渉端末の影響 (A-4) 評価結果 (1/3)

- 希望波と妨害波の電力比を固定して、妨害波電力を変化させた場合のスループットの劣化量について評価を実施しました。

【希望波と妨害波の電力比：43.5dB】



非開示資料

- 希望波と妨害波の電力比が43.5dBの場合、フィルタ無しの場合は、妨害波電力が-41dBm以上の場合にスループットが低下します。
- 一方、フィルタ有の場合は、スループットの低下は見られず、フィルタの効果により、妨害波への耐性が6dB向上します。

8

4-3. セル全体の被干渉端末の影響 (A-4) 評価結果 (2/3)

- 音声通信に係るお客様影響の算出のため、音声品質の評価指標として前述のスループットの劣化量 (BLER=1%、10%) を用い、妨害波電力に対する音声通信の所要SINRの劣化量を評価しました。
- 【条件2 (音声通信影響)】

【BLER = 1%の場合のSINR劣化】



非開示資料

【BLER = 10%の場合のSINR劣化】



非開示資料

- 妨害波電力が-40dBmの場合、フィルタ無しで音声通信するためには、フィルタ有に比較して7dB高い品質が必要です。
- 妨害波電力が-40dBmより大きい場合、フィルタ無しでは装置が妨害波に耐えられないため、全端末で音声通信できなくなりますが、フィルタ有では、音声通信が可能となります。

9

4-4. セル全体の被干渉端末の影響 (A-4) 評価結果 (3/3)

- 妨害波電力が-40dBm及び-35dBmの場合に着目し、前述の音声通信の所要SINRの劣化量を用いて、**お客様影響**を、各基地局において**音声通信ができなくなる端末比率**の累積分布として評価しました。
【条件2 (音声通信影響)】

【妨害波電力：-40dBmの場合】



【妨害波電力：-35dBmの場合】



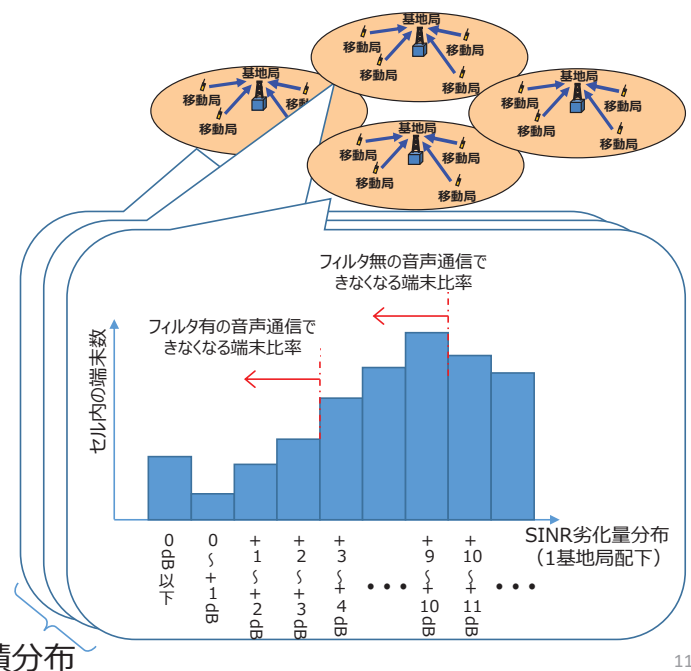
- 妨害波電力が-40dBmの場合、中央値で評価した結果、**フィルタ有の場合には音声通信できないセル内の端末の割合は0**であり、品質劣化は発生しません。一方、**フィルタが無い場合には、フィルタ有に比較して、20%多くの端末が音声通信できなくなります。**
- 妨害波電力が-35dBmの場合、**フィルタが無い場合には、装置が妨害波に耐えられないため全端末が音声通信できなくなります**が、**フィルタ有の場合は、90%の端末で音声通信が可能**となります。

(参考) 音声通信ができなくなる端末比率の累積分布の算出手順

音声通信ができなくなる端末比率の累積分布は、以下の手順で算出しています。

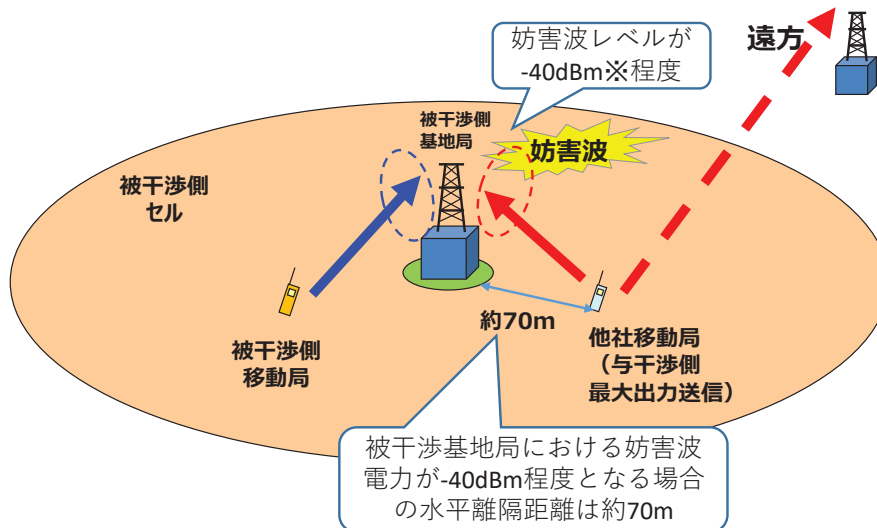
【妨害波電力-40dBmが入力された場合の例】

- 基地局に妨害波電力-40dBmが入力された場合の実証結果 (P9) から、音声通信に必要な所要SINRの劣化量を算出
 - フィルタ有：SINRの劣化量は約3dB
 - フィルタ無：SINRの劣化量は約10dB
- 運用ネットワークで観測された「実モニタリングデータ」である各セルのSINR劣化量分布 (右図) を用いて、各セル内に存在する端末の中で、①のSINR劣化量以下となる端末比率 (すなわちセル内で音声通信ができなくなる端末比率) を算出
- ②で得られた各セルの端末比率の分布を用いて累積分布を算出



4-5. 妨害波が-40dBm以上となる場合の事例

- 妨害波の電力が-40dBm以上で被干渉側基地局に入力されるケースは、他社移動局が最大出力等の高い電力で送信し、かつ、被干渉側基地局と70m以内に近接するケースです。
- 実モニタリングデータにより、他社移動局の妨害波が-40dBm以上で被干渉側基地局に入力されるケースに遭遇することを確認し、フィルタが無い場合にサービス影響が発生する可能性があることが分かりました。



※ 基地局高：40m、移動局高：1.5m、移動局最大電力：23dBm、周波数：835MHz、伝搬モデル：拡張秦Urbanモデル、基地局アンテナ利得：17dBiより算出

12

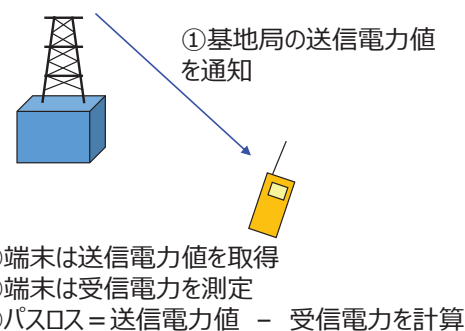
(参考) 妨害波-40dBm以上の確認手順

- 妨害波が-40dBm以上で入力されるケースについて、以下の手順で確認しています。

端末が最大送信（23dBm）すると仮定した場合に、基地局において-40dBm以上で受信されるケースは、パスロス（アンテナ利得、シャドウイングや人体損含）が63dB以下のケースです。

パスロスは、運用ネットワークで観測された「実モニタリングデータ」を用いて、右図の①～④の手順で算出しています。

実モニタリングデータから算出したパスロスが63dB以下のケースに遭遇することを確認しました。



- 妨害波が-40dBm以上で入力されるケースは、以下の理論式から被干渉側基地局と70m以内に近接する場合です。

被干渉側基地局に入力される妨害波電力が-40dBmとなる場合の伝搬損失は、下記の諸元より、約80dBとなります。 $((23\text{dBm} + 17\text{dBi}) - (-40\text{dBm}) = 80\text{dB})$
 伝搬損失が80dBとなる基地局と端末の離隔距離を、**拡張秦式 (Urban) モデルの理論式**より計算し、約70mを算出しています。

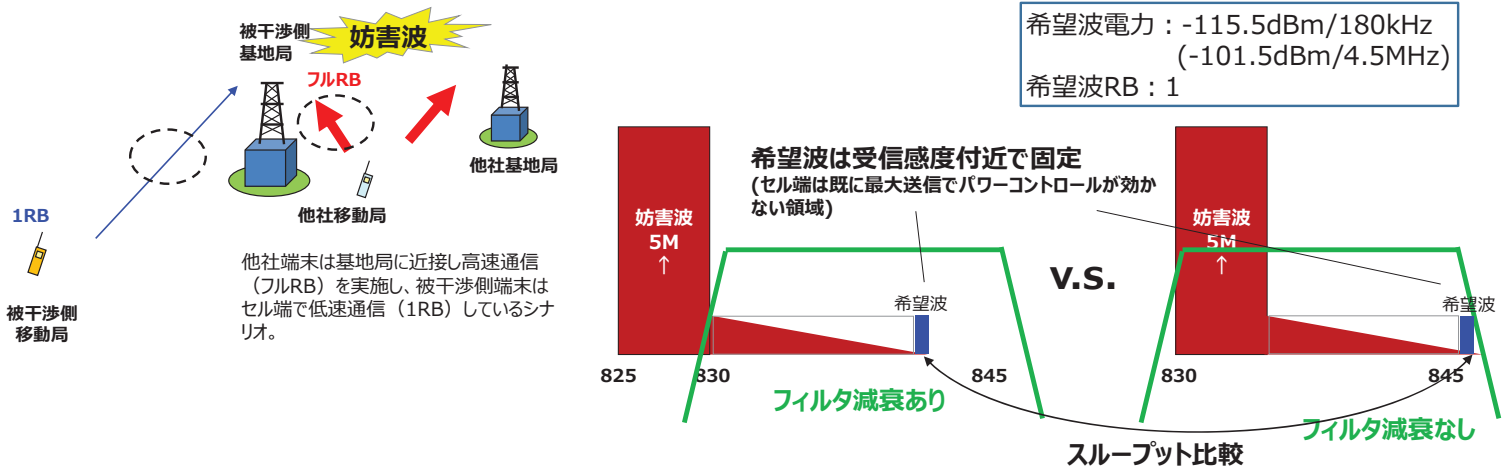
※ 基地局高：40m、移動局高：1.5m、移動局最大電力：23dBm、周波数：835MHz、伝搬モデル：拡張秦Urbanモデル、基地局アンテナ利得：17dBi

13

5-1. セル端の被干渉端末の影響 (B-2) 評価内容

- セル端の被干渉端末への影響を、以下のシナリオに基づいて評価しました。

実測評価シナリオ③ (B-2) シチュエーション



14

5-2. セル端の被干渉端末の影響 (B-2) 評価結果 (1/2)

- 希望波電力を受信感度点に固定し、妨害波電力を変化させた場合のスループットの劣化量について評価を実施しました。



- 妨害波電力が-60dBmを超えた場合、フィルタの有無に関わらずスループットが低下します。
- 端末がセル端に存在し、希望波電力が受信感度点となる場合は、妨害波の不要発射の影響が大きいため、フィルタの効果は見られません。

15

5-3. セル端の被干渉端末の影響 (B-2) 評価結果 (2/2)

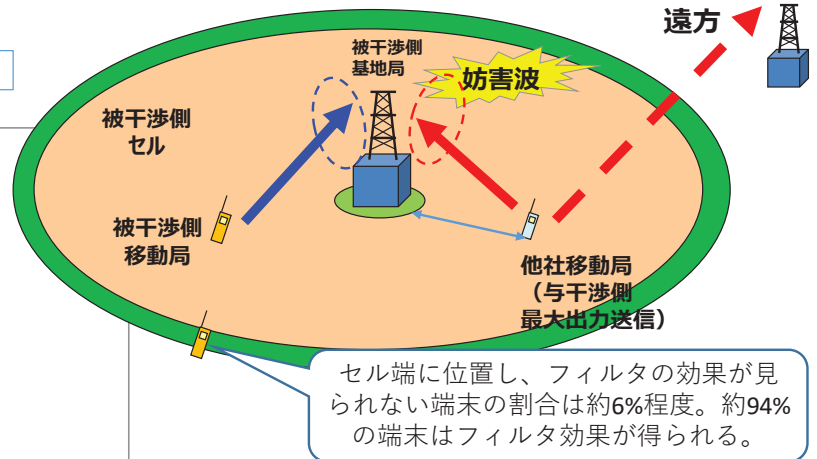
- フィルタの効果が見られないケースがどの程度の割合になるのか評価を実施しました。
- 本シナリオ (B-2) は、B-1~B-4の実測評価シナリオにおいて、リソースマネージメントにより不要発射の影響を回避できず、また帯域全体での誤り訂正効果が期待できない最悪ケースであるため、本シナリオ (B-2) を用いて割合を導出しました。

【条件1 (データ通信影響)】

受信感度: $-115.5\text{dBm}/180\text{kHz}$ に対する劣化量

【BLER = 20%の場合の受信感度劣化】

非開示資料



- BLERが20%の場合、受信感度劣化が3dB以下では、フィルタの効果が見られません。
- 実モニタリングデータより、受信電力が受信感度から3 dB高い値以下となる**フィルタ効果が見られない端末の割合は約6%**であり、残りの**約94%の端末はフィルタ効果が得られる**ことが分かりました。

16

6. まとめ

- 実証結果から、受信感度付近の**セル端の端末**は、感度抑圧よりも不要発射の影響を大きく受けて品質劣化するため、感度抑圧を低減する**フィルタの効果は無い**ことが分かりました。また、実モニタリングデータから、フィルタの効果が無いセル端の端末の比率は、**全体の6%**であることが分かりました (B-2の結果)。
- 一方、残りの**94%の端末 (約8,000万台)**は、妨害波の電力が -43dBm 以上になると、感度抑圧を低減するフィルタの効果が必要発射の影響よりも大きくなり、フィルタが無い場合に比較して、**フィルタが有る場合に良好な通信品質を実現**できることが分かりました (A-4の結果)。
 - ✓ 妨害波の電力が -40dBm の場合 (他社端末が被干渉基地局に最大送信で約70mに近づいた場合)、**フィルタが無い場合には約20%の端末 (1,700万台) が音声通信できなくなりますが、フィルタが有る場合には全ての端末で音声通信ができます。**
 - ✓ 妨害波の電力が -35dBm の場合 (他社端末が被干渉基地局に最大送信で約55mに近づいた場合)、**フィルタが無い場合には全ての端末が音声通信ができなくなりますが、フィルタが有る場合には約90%の端末 (7,600万台) で音声通信ができます。**
- 以上の実証結果より、基地局に対して端末が70m以内に近接し、妨害波が -40dBm 以上の電力で基地局に到達することは、実ケースとして存在し、**フィルタが無い場合にお客様影響が発生**することが分かりました。お客様影響はどの基地局においても発生し得るものであることから、発生確率で対策の必要性を判断するのではなく、発生し得るお客様影響に対して**基地局受信フィルタを挿入して対策することが周波数有効利用の観点で必要と**考えます。

17

(参考) まとめ一覧

	被干渉側基地局との位置に無関係 (セル全体)	被干渉側基地局に遠い (主にセル端)
音声通信	<ul style="list-style-type: none"> 妨害波の電力が-40dBmの場合（他社端末が被干渉基地局に最大送信で約70mに近づいた場合）、フィルタが無い場合には約20%の端末が音声通信できなくなる 妨害波の電力が-35dBmの場合（他社端末が被干渉基地局に最大送信で約55mに近づいた場合）、フィルタが無い場合には全ての端末が音声通信できなくなる 	データ通信と同様に品質劣化する。音声通信は、データ通信に比較して再送による遅延の影響が許容されないため、音声通信ができなくなる等、データ通信よりも影響は大きくなる
データ通信	<ul style="list-style-type: none"> 妨害波の電力が-40dBmの場合（他社端末が被干渉基地局に最大送信で約70mに近づいた場合）、フィルタが有りの場合はスループットが100%であるのに比較して、フィルタが無い場合にはスループットは0%に低下する スループット低下（BLER増加）が発生した場合、一定の通信が確保できるように再送制御がなされるが、再送が繰り返されることにより、不要なトラヒックの増加や伝送遅延が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 受信感度付近のセル端の端末は、感度抑圧よりも不要発射の影響を大きく受けて品質劣化するため、感度抑圧を低減するフィルタの効果は無い 実モニタリングデータから、フィルタの効果が無いセル端の端末の比率は、全体の6%

18

(参考) 通信不可事象の解消方法

被干渉側基地局において通信できなくなることが解消する方法は、他社移動局が移動し、被干渉基地局から70m以上離れる場合や、被干渉基地局との間に建物等の遮蔽物がある場所への移動、与干渉側基地局との見通し確保等による、通信環境の改善（送信電力の低減）等があります。

万が一、高電力の入力により基地局の故障が発生した際には、装置交換が必要となる場合もあります。

19

参考資料

20

参考 1. 実測評価シナリオ① (A-4) 評価結果

- 希望波と妨害波の電力比を固定して、妨害波電力を変化させた場合のスループットの劣化量について評価を実施しました。（電力比43.5dBは本編に掲載。参考ではそれ以外の電力比35.0dB、76.5dBについて示します。）

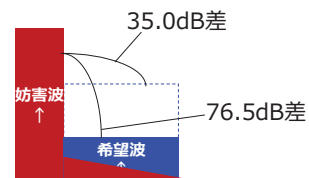
【希望波と妨害波の電力比：35.0dB】



【希望波と妨害波の電力比：76.5dB】



- 希望波と妨害波の電力比が35.0dBの場合、フィルタ無しの場合は、妨害波電力が-40dBm以上の場合にスループットが低下します。
- 一方、フィルタ有の場合は、スループットの低下は見られず、フィルタの効果により、妨害波への耐性が6dB向上します。

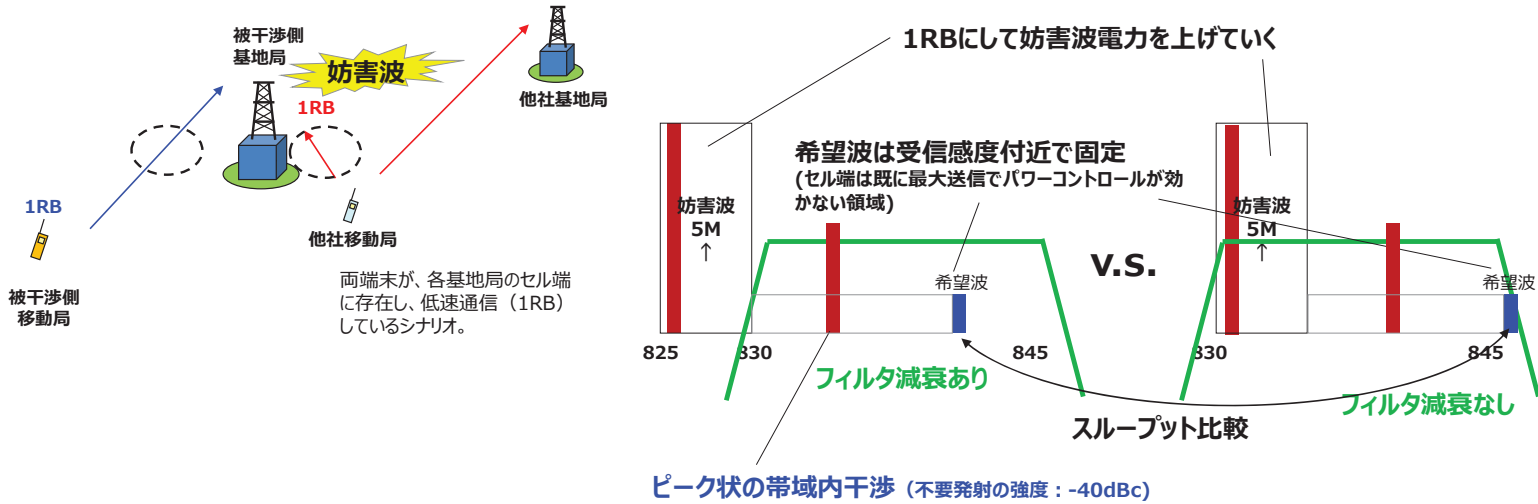


21

参考 2 - 1. 実測評価シナリオ② (B-1) 評価内容

- セル端の被干渉端末への影響を、以下のシナリオに基づいて評価しました。

実測評価シナリオ②シチュエーション



22

参考 2 - 2. 実測評価シナリオ② (B-1) 評価結果 (1 / 2)

- 希望波電力を受信感度点に固定し、妨害波電力を変化させた場合のスループットの劣化量について評価を実施しました。



- フィルタ無しの場合は、妨害波電力が-40dBm以上の場合にスループットが低下します。
- 一方、フィルタ有の場合は、スループットの低下度合いは小さく、フィルタの効果により、妨害波への耐性が向上します。

23

参考2-3. 実測評価シナリオ② (B-1) 評価結果 (2/2)

- データ通信に係るお客様影響の算出のため、条件1における妨害波電力に対する受信感度の劣化量の評価を実施しました。

【条件1 (データ通信影響)】

【BLER = 5%の場合の受信感度劣化】



受信感度: -115.5dBm/180kHzに対する劣化量

【BLER = 20%の場合の受信感度劣化】



- 妨害波電力が-34dBmの場合、フィルタ無しでは装置が妨害波に耐えられないため、全端末でデータ通信できなくなりますが、フィルタ有では、データ通信が可能となります。

24

参考3-1. 実測評価シナリオ③ (B-2) 評価結果 (1/2)

- データ通信に係るお客様影響の算出のため、条件1における妨害波電力に対する受信感度の劣化量の評価を実施しました。(BLER=20%の結果は本編に掲載。参考ではそれ以外のBLER=5%の結果およびBLER=20%の考察について示します。)

【条件1 (データ通信影響)】

【BLER = 5%の場合の受信感度劣化】



受信感度: -115.5dBm/180kHzに対する劣化量

【BLER = 20%の場合の受信感度劣化】



- 妨害波電力が-38dBmの場合、フィルタ無しでデータ通信するためには、フィルタ有に比較して4dB高い受信電力が必要です。
- 妨害波電力が-38dBmより大きい場合、フィルタ無しでは装置が妨害波に耐えられないため、全端末でデータ通信できなくなりますが、フィルタ有では、データ通信が可能となります。

25

参考3 - 2. 実測評価シナリオ③ (B-2) 評価結果 (2 / 2)

- 妨害波電力が-38dBm及び-34dBmの場合に着目し、この場合のお客様影響を、各基地局においてデータ通信ができなくなる端末比率の累積分布として評価しました。

【条件1 (データ通信影響)】

【妨害波電力：-38dBmの場合】



【妨害波電力：-34dBmの場合】



- 妨害波電力が-38dBmの場合、中央値で評価した結果、フィルタ有の場合にはデータ通信できないセル内の端末の割合は9%であり、一方、フィルタが無い場合には、フィルタ有と比較して、9%多くの端末がデータ通信できなくなります。
- 妨害波電力が-34dBmの場合、フィルタが無い場合には、装置が妨害波に耐えられないため全端末がデータ通信できなくなりますが、フィルタ有の場合は、82%の端末でデータ通信が可能となります。

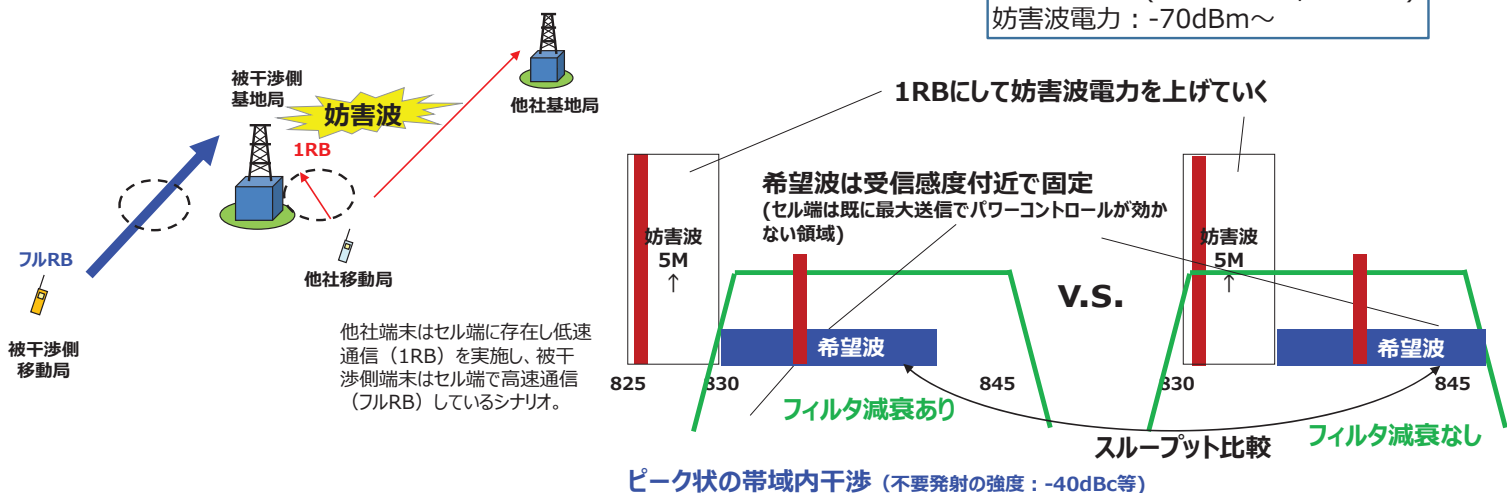
26

参考4 - 1. 実測評価シナリオ④ (B-3) 評価内容

- セル端の被干渉端末への影響を、以下のシナリオに基づいて評価しました。

実測評価シナリオ④シチュエーション

希望波電力：-98.5dBm/9MHz
(-101.5dBm/4.5MHz)
妨害波電力：-70dBm~



27

参考4-2. 実測評価シナリオ④ (B-3) 評価結果 (1/2)

- 希望波電力を受信感度点に固定し、妨害波電力を変化させた場合のスループットの劣化量について評価を実施しました。



非開示資料

- 妨害波電力が-45dBmを超えた場合、フィルタの有無に関わらずスループットが低下します。

28

参考4-3. 実測評価シナリオ④ (B-3) 評価結果 (2/2)

- データ通信に係るお客様影響の算出のため、条件1における妨害波電力に対する受信感度の劣化量の評価を実施しました。

【条件1 (データ通信影響)】

【BLER = 5%の場合の受信感度劣化】



非開示資料

受信感度：-98.5dBm/9MHzに対する劣化量

【BLER = 20%の場合の受信感度劣化】



非開示資料

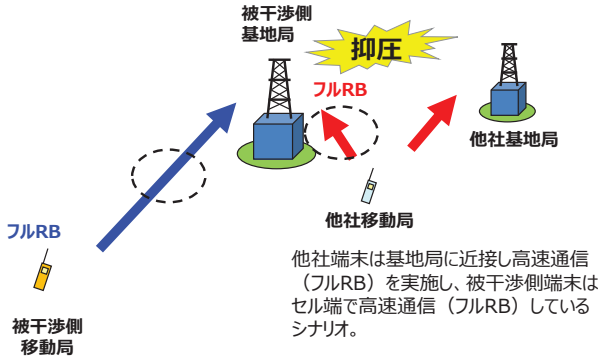
- 妨害波電力が約-40dBmの場合、フィルタ有無共に受信感度の劣化は0dBであり、お客様影響はありません。

29

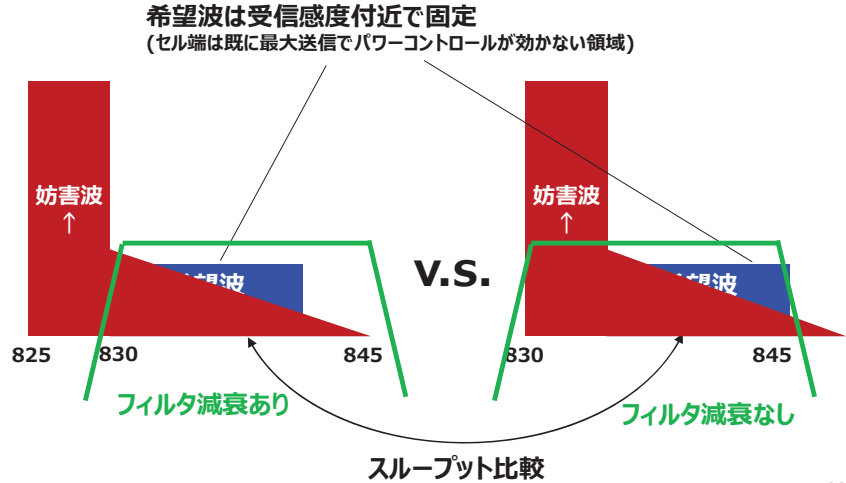
参考5-1. 実測評価シナリオ⑤ (B-4) 評価内容

- セル端の被干渉端末への影響を、以下のシナリオに基づいて評価しました。

実測評価シナリオ⑤シチュエーション



希望波電力： -98.5dBm/9MHz
 (-101.5dBm/4.5MHz)
 -92.5dBm/9MHz
 (-101.5dBm/4.5MHz+6dB)
 妨害波電力： -70dBm~



30

参考5-2. 実測評価シナリオ⑤ (B-4) 評価結果 (1 / 3)

- 希望波電力を受信感度点に固定し、妨害波電力を変化させた場合のスループットの劣化量について評価を実施しました。

【希望波：受信感度】



【(参考) 希望波：3GPPの測定条件 (受信感度 + 6dB)】



- 妨害波電力が-58dBmを超えた場合、フィルタの有無に関わらずスループットが低下します。
- 装置が3GPP準拠の能力を有することを評価するため、希望波電力を3GPPの測定条件である受信感度+6dBとしてスループットを評価しました。3GPP測定条件である妨害波電力が-52dBmの場合において、スループットは100%を示すことから、装置は3GPP準拠の能力を有することが分かりました。

31

参考5-3. 実測評価シナリオ⑤ (B-4) 評価結果 (2/3)

- データ通信に係るお客様影響の算出のため、条件1における妨害波電力に対する受信感度の劣化量の評価を実施しました。

【条件1 (データ通信影響)】

受信感度：-101.5dBm/4.5MHzに対する劣化量

【BLER = 5%の場合の受信感度劣化】

【BLER = 20%の場合の受信感度劣化】

非開示資料

非開示資料

- 妨害波電力が-41dBmの場合、フィルタ無しでデータ通信するためには、フィルタ有に比較して4dB高い受信電力が必要です。
- 妨害波電力が-41dBmより大きい場合、フィルタ無しでは装置が妨害波に耐えられないため、全端末でデータ通信できなくなりますが、フィルタ有では、データ通信が可能となります。

32

参考5-4. 実測評価シナリオ⑤ (B-4) 評価結果 (3/3)

- 妨害波電力が-41dBm及び-37dBmの場合に着目し、この場合のお客様影響を、各基地局においてデータ通信ができなくなる端末比率の累積分布として評価しました。

【条件1 (データ通信影響)】

【妨害波電力：-41dBmの場合】

【妨害波電力：-37dBmの場合】

非開示資料

非開示資料

- 妨害波電力が-41dBmの場合、中央値で評価した結果、フィルタが有の場合にはデータ通信できないセル内の端末の割合は約10%であり、一方、フィルタ無の場合にはフィルタ有と比較して約13%多くの端末がデータ通信できなくなりますが、フィルタ有の場合には、70%の端末でデータ通信が可能となります。
- 妨害波電力が-37dBm程度の場合、フィルタが無い場合には、装置が妨害波に耐えられないため全端末がデータ通信できなくなりますが、フィルタ有の場合には、70%の端末でデータ通信が可能となります。

33

実機検証の結果

2022年10月21日

KDDI株式会社

実測評価シナリオ

- セル全体およびセル端といった、あらゆる条件での干渉リスクを、下記のシナリオ案①から⑤（A-4,B-1,B-2,B-3,B-4）の5パターンで【800MHz帯基地局を用いた】実測評価を致しました。

			他社端末の状況(被干渉基地局に近いもの)	
			狭帯域通信(1RB等)	広帯域通信(フルRB等)
被干渉側 端末 の状況	被干渉側 基地局との位 置に無関係 (セル全体)	狭帯域通信	(A-1) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →①が最も厳しい条件であるため評価省略 (次ページ参照)	(A-2) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →①が最も厳しい条件であるため評価省略 (次ページ参照)
		広帯域通信	(A-3) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →①が最も厳しい条件であるため評価省略 (次ページ参照)	(A-4) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →実測評価シナリオ案①
	被干渉側 基地局に遠い (主にセル端)	狭帯域通信	(B-1) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →実測評価シナリオ案②	(B-2) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →実測評価シナリオ案③
		広帯域通信	(B-3) (ご意見の試験条件ではカバーされない) →実測評価シナリオ案④	(B-4) ご意見の試験条件はここに該当 →実測評価シナリオ案⑤

参考：実測評価シナリオ（想定パターンと省略理由：セル全体）

		他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
		狭帯域通信(1RB)	広帯域通信(フルRB)
被干渉側端末の状況 (セル全体)	狭帯域通信	<p>(A-1)</p> <p>A-4と比較して希望波(1RB)がリソースマネージメントにより干渉を受け難い帯域での通信が可能。希望波が全ての帯域を使用し、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>	<p>(A-2)</p> <p>A-4と比較して希望波(1RB)がリソースマネージメントにより干渉を受け難い帯域での通信が可能。希望波が全ての帯域を使用し、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>
	広帯域通信	<p>(A-3)</p> <p>A-4と比較して干渉波(1RB)の隣接帯域への影響は小さい。また、干渉を受ける範囲が狭く、干渉影響は誤り訂正により影響が低減されるため、干渉を受けやすいA-4がより厳しい条件となるため評価を省略。</p>	<p>(A-4) シナリオ案①</p> <p>両端末が、各基地局に近接し、高速通信(フルRB)を実施しているシナリオ。</p>

2

参考：実測評価シナリオ（想定パターン：主にセル端）

		他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
		狭帯域通信(1RB)	広帯域通信(フルRB)
被干渉側端末の状況 (主にセル端)	狭帯域通信	<p>(B-1) シナリオ案②</p> <p>両端末が、各基地局のセル端に存在し、低速通信(1RB)しているシナリオ。</p>	<p>(B-2) シナリオ案③</p> <p>他社端末は基地局に近接し高速通信(フルRB)を実施し、ドコモ端末はセル端で低速通信(1RB)しているシナリオ。</p>
	広帯域通信	<p>(B-3) シナリオ案④</p> <p>他社端末はセル端に存在し低速通信(1RB)を実施し、ドコモ端末はセル端で高速通信(フルRB)しているシナリオ。</p>	<p>(B-4) シナリオ案⑤</p> <p>他社端末は基地局に近接し高速通信(フルRB)を実施し、ドコモ端末はセル端で高速通信(フルRB)しているシナリオ。</p>

3

実測評価方法

- A-4（セル全体）（条件2）、B-1,B-2,B-3,B-4（主にセル端）（条件1）について、評価指標としてBLERを用いて評価致しました。

お客様影響の評価内容と評価結果イメージ

前述の通り、実モニタリングデータを用いた評価では、**セル端に限らない条件2が支配的**という結果が表れています。

- 条件1：現行でUL受信感度付近で通信している端末が、**受信感度6dB劣化でデータ通信影響**
- 条件2：現行でUL受信所要SINR付近で通信している端末が、**SINR劣化で音声通信影響**

B1,B-2,B-3,B-4にて実施

	基準値	評価指標	評価値	評価結果
条件1	受信感度	BLER ^{*1}	5%、20% ^{*2}	評価値以下となる受信電力を測定
条件2	所要SINR	BLER ^{*1}	1%、10% ^{*2}	評価値以下となるSINRを測定

上記の「評価結果」と「基準値」の差分を導出し、その結果を実モニタリングデータに当てはめるとにより、具体的な装置実力値を用いたお客様影響の算出が可能。

A-4にて実施

[評価結果イメージ]

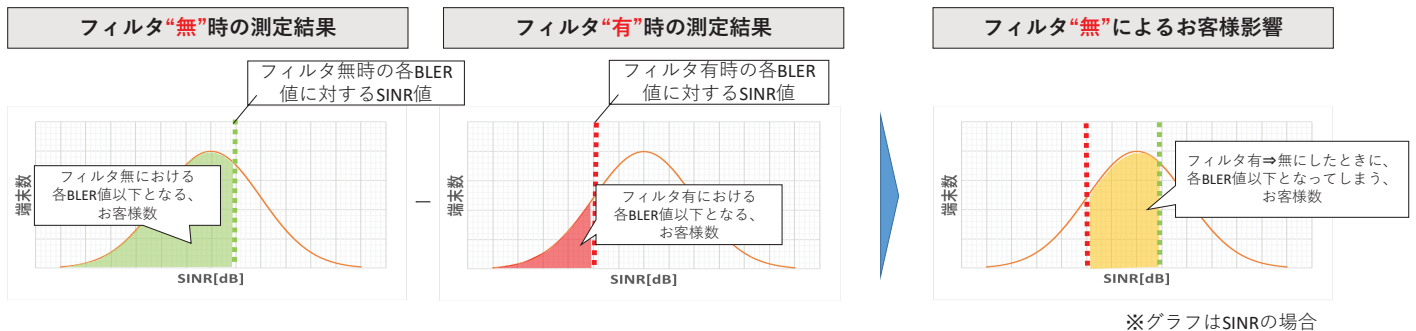
セル内におけるお客様影響を生ずる端末の割合

左記結果と基地局、端末の位置関係、確率の分析を行い、お客様への影響度合いについて算出する。

*1 BLER(Block error rate)：送信データのブロック単位での誤り率
BLER(Block error rate)=100%-スループット（実測）
*2 追加評価値（参考2参照）

フィルタ無によるお客様影響評価手法

- フィルタ有無の条件下において、妨害波による品質劣化（BLER発生）状況の測定を実施
- お客様影響評価のため、各BLER値（条件1：5%・20%/条件2：1%・10%）における受信電力値（条件1）/ SINR値（条件2）を計測
- 測定で求められるSINR値/受信電力値を、実モニタリングデータに適用することで、フィルタ有無によるお客様影響（BLER値以下となってしまうお客様数）を割出す。



実測結果（A-4（セル全体）（条件2））

■ A-4（セル全体）（条件2）での実測結果

- 希望波（フルRB）と妨害波（フルRB）の電力比を一定（43.5dB/35dB/76.5dB）として、妨害波電力を変化させた結果、フィルタの効果により妨害波への耐性が2.5~3dB向上していることがわかった。
- SINRの差分範囲を商用のSINR分布にあてはめ、お客様影響の割出を行った結果、**お客様全体の最大29.6%（約1800万人）の通信品質に影響がある**ことがわかった。

・実測結果

フィルタの効果により妨害波への耐性が2.5~3dB向上。

※非公開情報

・お客様影響評価

A-4電力比35dB BLER10%の場合、お客様全体の**29.6%（約1800万人）の通信品質に影響。**

※非公開情報

5

実測結果（B-1,B-2,B-3,B-4（主にセル端）（条件1））

■ B-1,B-2,B-3,B-4（主にセル端）（条件1）での実測結果

- 希望波（1RB/フルRB）と妨害波（1RB/フルRB）において希望波電力を受信感度レベル（-101.5dBm/4.5MHz）に固定し、妨害波電力を変化させた結果、フィルタの効果により妨害波への耐性が2dB向上していることがわかった。
- 受信電力の差分範囲を商用の受信電力分布にあてはめ、お客様影響の割出を行った結果、**お客様全体の最大11.2%（約690万人）の通信品質に影響がある**ことがわかった。

・実測結果

フィルタの効果により妨害波への耐性が2dB向上。

※非公開情報

・お客様影響評価

B-1でBLER20%の場合、お客様全体の**11.2%（約690万人）の通信品質に影響。**

※非公開情報

7

評価結果サマリ

- A-4（セル全体）（条件2）**では、電力比を一定（43.5dB/35dB/76.5dB）として妨害波電力を変化させた結果、フィルタの効果により妨害波への耐性が2.5~3dB向上を確認し、**お客様全体の最大29.6%（約1800万人）の通信品質に影響***があることを確認した。
※利用不可（通信切断）やサービス品質劣化（上りスループット低下・接続性低下等）
- B-1,B-2,B-3,B-4（主にセル端）（条件1）**では、希望波電力を受信感度レベル（-101.5dBm/4.5MHz）に固定して妨害波電力を変化させた結果、フィルタの効果により妨害波への耐性が2dB向上を確認し、**お客様全体の最大11.2%（約690万人）の通信品質に影響**があることを確認した。

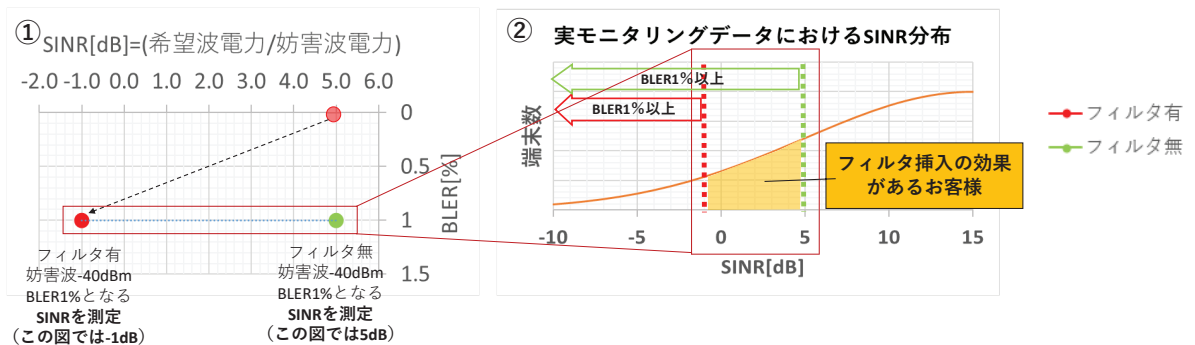
条件	お客様影響
A-4（セル全体） （条件2）	最大29.6%の通信品質に影響 （約1800万人）
B-1,B-2,B-3,B-4（主にセル端） （条件1）	最大11.2%の通信品質に影響 （約690万人）

以上の結果より、感度抑圧を低減する基地局受信フィルタを挿入することは、お客様影響の回避に効果があることがわかりました。

参考：特定の妨害波およびBLER値でのフィルタ有無の差分評価方法

■評価方法（条件2 SINRでの評価）※BLER=1%のとき
 お客様影響の算出のため、フィルタ有無における、BLER1%のときのSINR値を求め、そのフィルタ有無での差分を実モニタリングデータに適用しお客様影響数を評価をする。また、フィルタ有無で条件を一致させるため、同一の妨害波電力を入力させる必要がありフィルタ無でBLERが1%となる妨害波レベル（下図では-40dBmの妨害波）を基準として評価。

- ① 定めた妨害波を入れ、商用での影響を分析するため、品質基準の1つであるBLER1%におけるSINR値をフィルタ有無で測定する。その測定結果から**フィルタ有無でBLER1%となる（フィルタ挿入の効果がある）SINRの差分を導く。**
（下図においては、[-40dBmの妨害波、BLER=1%]となる条件にてフィルタ有無それぞれでSINRの測定を行う。フィルタ有の場合は、希望波の電力値を変化させBLER=1%となるように条件を揃える。）
- ② ①の**SINRの差分を実モニタリングデータ（SINR分布）に当てはめ、フィルタ挿入の効果があるお客様数を割出す。**
（下図においては、フィルタがあるとSINR=-1dBより小さい値のお客様がBLER1%を超えてしまうが、フィルタが無いとSINR5dBより小さい値のお客様がBLER1%を超えてしまい、結果としてSINRが-1dB~5dBの間のお客様にフィルタ挿入の効果があるという評価となる。）



参考：特定の妨害波およびBLER値でのフィルタ有無の差分評価方法

■評価方法（条件1 受信感度での評価）※BLER=5%のとき

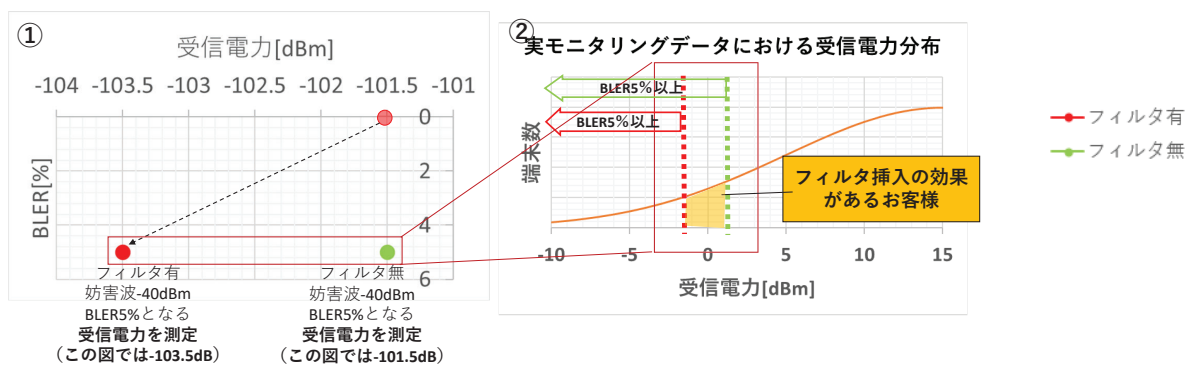
お客様影響の算出のため、フィルタ有無における、BLER5%のときの受信電力値を求め、そのフィルタ有無での差分を実モニタリングデータに適用しお客様影響数を評価をする。また、フィルタ有無で条件を一致させるため、同一の妨害波電力を入力させる必要がありフィルタ無でBLERが5%となる妨害波レベル（下図では-40dBmの妨害波）を基準として評価。

① 定めた妨害波を入れ、商用での影響を分析するため、品質基準の1つであるBLER5%における受信電力値をフィルタ有無で測定する。その測定結果から**フィルタ有無でBLER5%となる（フィルタ挿入の効果がある）受信電力の差分を導く。**

（下図においては、[-40dBmの妨害波、BLER=5%]となる条件にてフィルタ有無それぞれで受信電力の測定を行う。フィルタ有の場合は、希望波の電力値を変化させBLER=5%となるように条件を揃える。）

② ①の**受信電力の差分を実モニタリングデータ（受信電力分布）に当てはめ、フィルタ挿入の効果があるお客様数を割出す。**

（下図においては、フィルタがあると受信電力=-103.5dBmより小さい値のお客様がBLER5%を超えてしまうが、フィルタが無いと受信電力-101.5dBmより小さい値のお客様がBLER5%を超えてしまい、結果として受信電力が-103.5dBm~-101.5dBmの間のお客様にフィルタ挿入の効果があるという評価となる。）



携帯電話用周波数の再割当てに係る
円滑な移行に関するタスクフォース

実機検証の結果

2022年10月21日
ソフトバンク株式会社

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

実測評価シナリオ

1

900MHz帯の基地局装置を用いて、受信フィルタ有無による影響について、下記のシナリオ案①から⑤（A-4、B-1、B-2、B-3、B-4）の5パターンで実測評価を実施

※ RB (Resource Block)

			他社端末の状況(被干渉基地局に近いもの)	
			狭帯域通信(1RB等)	広帯域通信(フルRB等)
被干渉側 端末 の状況	被干渉側 基地局との位 置に無関係 (セル全体)	狭帯域通信	(A-1) →①が最も厳しい条件であるため評価省略	(A-2) →①が最も厳しい条件であるため評価省略
		広帯域通信	(A-3) →①が最も厳しい条件であるため評価省略	(A-4) →実測評価シナリオ①
	被干渉側 基地局に遠い (主にセル端)	狭帯域通信	(B-1) →実測評価シナリオ②	(B-2) →実測評価シナリオ③
		広帯域通信	(B-3) →実測評価シナリオ④	(B-4) →実測評価シナリオ⑤

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

妨害波

項目	内容	当社試験条件
端末送信RB数	1RB 又はフルRB(25RB)相当	同左

希望波

項目	内容	当社試験条件
端末送信RB数	1RB 又はフルRB(50RB)	小データ通信による最小RB※1 又はフルRB(50RB)
変調方式	QPSK	変動※2
符号化率	1/3	変動※2
確認内容	スループット	同左

※1 希望波生成にUE Simulatorを使用する関係から、送信RB数として1RB固定が設定できないため
小データ通信により最小RB（狭帯域）で送信するように設定

※2 通信品質に応じて動的に変動（変調方式および符号化率は固定不可）

※3 妨害波/希望波ともに3GPP36.101 Table 6.6.3.2-1 Note23の規定に従う

NOTE 23: This requirement is applicable only for the following cases:

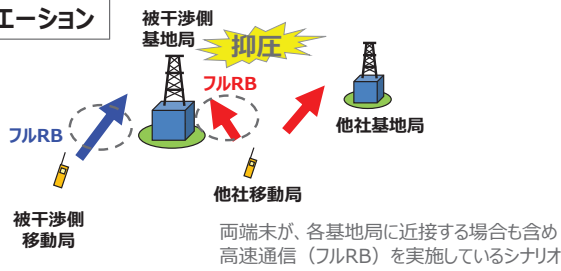
- for carriers of 5 MHz channel bandwidth when carrier centre frequency (Fc) is within the range 902.5 MHz ≤ Fc < 907.5 MHz with an uplink transmission bandwidth less than or equal to 20 RB
- for carriers of 5 MHz channel bandwidth when carrier centre frequency (Fc) is within the range 907.5 MHz ≤ Fc ≤ 912.5 MHz without any restriction on uplink transmission bandwidth.
- for carriers of 10 MHz channel bandwidth when carrier centre frequency (Fc) is Fc = 910 MHz with an uplink transmission bandwidth less than or equal to 32 RB with RBstart > 3

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

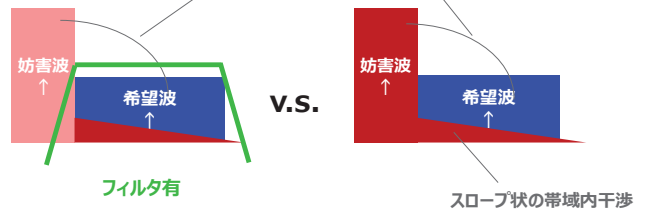
測定結果

セル全体（シナリオ①）のスループット実測結果

シナリオ①シチュエーション



電力比を固定(3GPP ACS※の43.5dB等)して、同時にレベルを上げていく
※ACS：隣接チャネル選択度



シナリオ①スループット実測結果

出席者限り

出席者限り

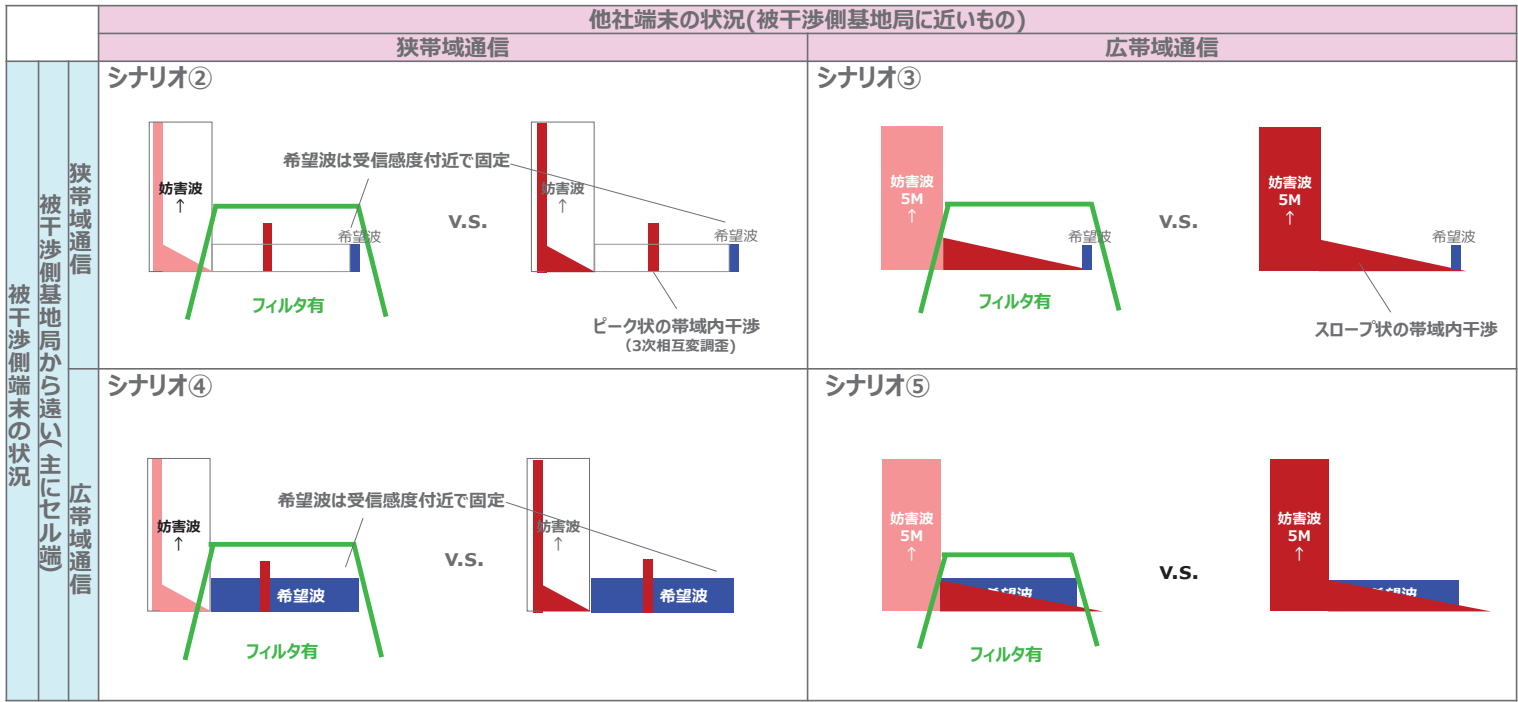
フィルタ無の場合にスループットが低下していることから、フィルタ効果ありと考えられる

※当社試験は通信品質に応じて変調方式等が変動するため、希望波電力が高いケースは高変調度となるためスループットが高くなる

セル端（シナリオ②～⑤）のシチュエーション

		他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
		狭帯域通信	広帯域通信
被干渉側基地局から遠い(主にセル端)	シナリオ②	<p>被干渉側基地局 抑圧 1RB 他社基地局 他社移動局 被干渉側移動局</p> <p>両端末が、各基地局のセル端に存在し、低速通信(1RB)しているシナリオ。</p>	<p>被干渉側基地局 抑圧 フルRB 他社基地局 他社移動局 被干渉側移動局</p> <p>他社端末は基地局に近接し高速通信(フルRB)を実施し、自社端末はセル端で低速通信(1RB)しているシナリオ。</p>
	被干渉側基地局から近い(主にセル端)	<p>被干渉側基地局 抑圧 1RB 他社基地局 他社移動局 被干渉側移動局</p> <p>他社端末はセル端に存在し低速通信(1RB)を実施し、自社端末はセル端で高速通信(フルRB)しているシナリオ。</p>	<p>被干渉側基地局 抑圧 フルRB 他社基地局 他社移動局 被干渉側移動局</p> <p>他社端末は基地局に近接し高速通信(フルRB)を実施し、自社端末はセル端で高速通信(フルRB)しているシナリオ。</p>

セル端（シナリオ②～⑤）のシチュエーション



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

セル端（シナリオ②～⑤）のスループット実測結果（希望波電力-101.5dBmの場合）

		他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)			
		狭帯域通信		広帯域通信	
被干渉側基地局から遠い(主にセル端)	狭帯域通信	シナリオ②	出席者限り	シナリオ③	出席者限り
	広帯域通信	シナリオ④	出席者限り	シナリオ⑤	出席者限り

いずれのシナリオにおいてもフィルタ無の場合にスループットが低下している傾向であることから、フィルタ効果ありと考えられる

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

		他社端末の状況(被干渉側基地局に近いもの)	
		狭帯域通信	広帯域通信
被干渉側基地局から遠い(主にセル端) 被干渉側端末の状況	狭帯域通信	シナリオ② 出席者限り	シナリオ③ 出席者限り
	広帯域通信	シナリオ④ 出席者限り	シナリオ⑤ 出席者限り

いずれのシナリオにおいてもフィルタ無の場合にスループットが低下している傾向であることから、フィルタ効果ありと考えられる

© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

お客様影響の評価（実モニタリングデータを用いた評価）

◆スループット実測結果サマリ

被干渉側端末の状況	評価シナリオ	フィルタ効果	フィルタ有無による影響を確認した希望波受信電力 ※スループット劣化が5%以上の範囲
セル全体（被干渉側基地局との位置に無関係）	①	効果あり	出席者限り(a) dBm以下
セル端（被干渉側基地局から遠い）	②、③、④、⑤	効果あり	出席者限り(b) dBm以下

◆900MHz基地局モニタリングデータを用いた希望波受信電力の累積分布（エリア別）



© 2022 SoftBank Corp. All rights reserved

◆スループット実測結果

基地局受信フィルタ有無による影響について、セル全体およびセル端の全てのシチュエーション（シナリオ①～⑤）においてフィルタ効果を確認

◆お客様影響の評価

上記スループット実測結果と実モニタリングデータにより、フィルタが無い場合は下記端末を対象に影響が発生する可能性があることを確認

- ・ セル全体（シナリオ①） : 93.8%の端末（約4,600万台）
- ・ セル端（シナリオ②～⑤） : 24.0%の端末（約1,200万台）

※測定構成が異なることで実施が困難であったお客様影響の評価（SINR劣化等）については、他社殿とユーザ数が異なるものの、ユーザ分布/エリアカバレッジは類似しているものと考えため、評価結果は類似の傾向になるものと想定

現在の当社ネットワーク品質を維持するためには、フィルタ挿入による対策が必要